

PRIMAFF REVIEW

農林水産政策研究所 レビュー No.4

2002.7

CONTENTS

-
- 論 説** 農業収入の変動状況と安定化対策に関する分析
韓国農政の基調変容と3人の農業経済学者
食品リサイクルに関する経済波及効果の推計
-

目 次

論 説

- 農業収入の変動状況と安定化対策に関する分析 吉井邦恒..... 1
韓国農政の基調変容と3人の農業経済学者 足立恭一郎..... 8
食品リサイクルに関する経済波及効果の推計 吉田泰治..... 17

- 農林水産政策研究所の組織機構改革の経緯と概要(下) 篠原 孝..... 30

ブックレビュー

- 経済発展と環境保全 林 岳..... 43
農業経営者の時代 鈴村源太郎..... 44
新東亜論 合田素行..... 45

ほんのさわり

- 「森の農業」が文明を救う 中田哲也..... 46

コラム

- 拾い物から 佐藤孝一..... 47

学会報告

- 2002年度農業問題研究学会春季大会 橋詰 登..... 48
設立20周年を迎えた農村計画学会 合田素行..... 49

駐村研究員だより

- 広島県S農協における組織改革について 梶川耕治..... 50
農作業体験学習に期待するもの 宮田喜代志..... 51

定例研究会報告要旨(第1874回~第1885回)

- 農業への新規参入(江川章)...53 / 「戦後農政」の転換と農村活性化政策(玉真之介)...54 / 2000年センサスにおける農家以外の農業事業体の新たな展開(鈴村源太郎)...55 / 農業経済学分野でのGIS(地理情報システム)の利用と応用(武部隆)...56 / 2000年農業センサス結果にみる園芸・畜産部門の動向(1)園芸作を中心とした農業経営組織の動向(香月敏孝)...57 / 2000年農業センサス結果にみる園芸・畜産部門の動向(2)畜産経営の構造分析(恒川磯雄)...58 / 復帰後沖縄離島における農業の動態と農業政策(永田淳嗣・新井祥穂)...59 / 内蒙古自治区の草原砂漠化の要因とその抑制策(双喜)...60 / 中国郷鎮企業の民営化(伊藤順一)...61 / 2000年農業センサス分析(福田竜一)...62 / 最近における緑茶の消費動向について(寺本益英)...63 / 農家家族の問題点と家族経営協定(杉岡直人)...64 / 農業サービス事業体の動向と地域における役割(中田哲也)...65

特別研究会報告要旨

- 循環型社会に向けた自治体・企業の取組み(吉野章・川名理恵子・志太勤一・藪下義文)...66 / 循環型社会に向けた持続的農業の展開方向(干場信司・新美洋)...67 / 黒龍江省農墾区における緑の革命(加古敏之・張建平)...68 / 食農教育の現状とこれからの課題(神井弘之・蒲生芳子・宮田喜代志・根岸久子)...69

- 研究活動一覧 70

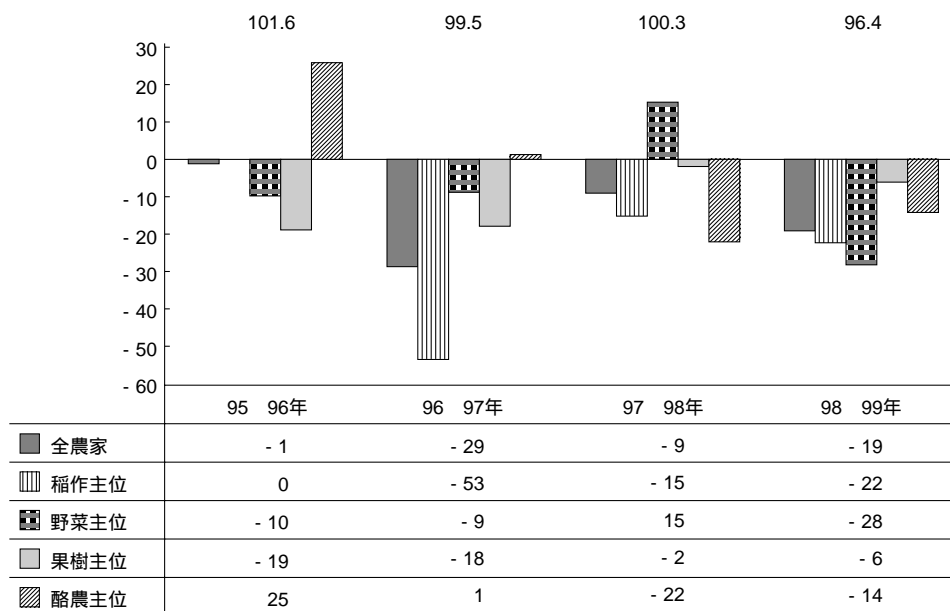
最近の刊行物

(2) 農業収入DIによる分析

年次ごとの農業収入の変動状況を分析するとき、平均値同士の比較を行うことが多い。平均農業収入が対前年比95%というとき、全農家についてその年の農業収入が一律に5%減少したというイメージを抱きやすいと思われる。実際には、いわば勝ち組と負け組がいるはずであるが、平均値で見るとそれが覆い隠されてしまう。このため、本稿で利用できるデータの特徴 2,854戸について5年間連続して農業収入が把握できる を生かして、農業収入の変動状況を分析する指標を考えてみよう。

一般経済における景気動向を把握する指標の一つとして、日本銀行から「企業短期経済観測調査」に基づき業況判断DIが公表されている。これは、全国の大企業の景況感に関するアンケート調査で「良い」と答えた企業の割合から「悪い」と答えた企業の割合を引いて算出したもので、景気のおおまかな方向性を読み取るために活用されている。

本稿では、この業況判断DIを参考として、前年と比較して農業収入が増加した農家数の割合から減少した農家数の割合を引いた農業収入DIを分析指標として求めることとする。農業収入DIは、農業収入の変動状況を金額ベースではなく農家数ベースで分析するものであり、農家あるいは農村地域の一種の景況感を把握するために活用できると考えられる。農業収入DIのプラスの値が大きくなれば、前年に比べて農業収入が増加した農家が多くなってきていることから農家・地域経済に明るさが増しており、マイナスが続くようであれば農業収入が減少した農家が過半を占め農家や農村における景況感も悪化していると判断される。



第1図 農業収入DIの推移

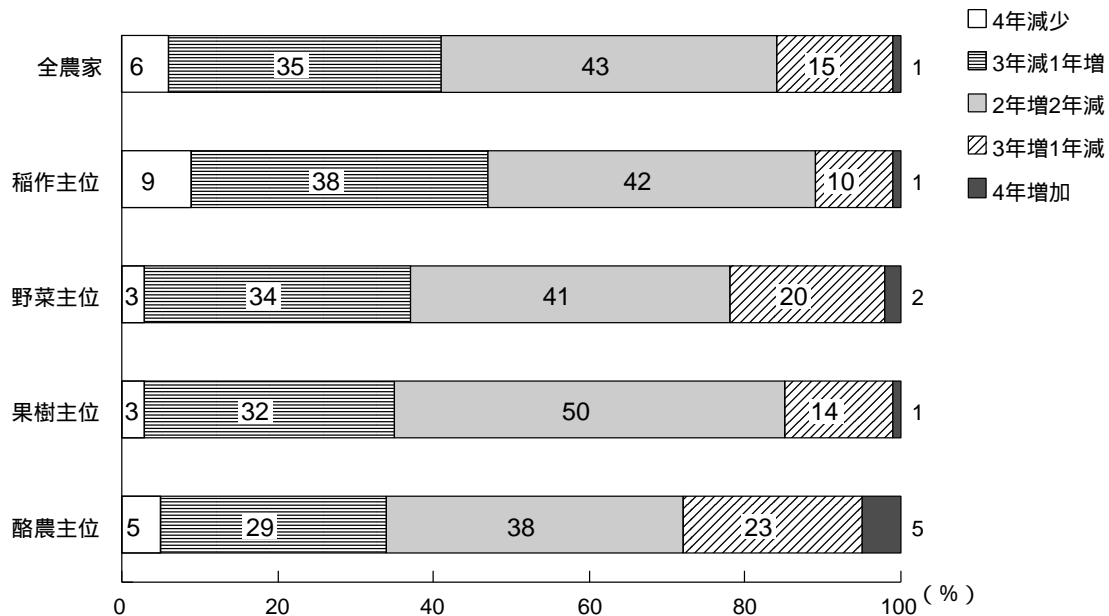
注1) グラフ欄外の数字は、全農家の平均農業収入の対前年比の値(%)である。

(2) 主位とは、農業現金収入の合計に占める当該農産物の農業現金収入の割合が50%以上である農家をいう。第2図においても同じ。

分析データから農業収入DIを求めたものを第1図に示した。これをみると、平均農業収入が前年に比べて増加している96年や98年も含めて、全農家に関する農業収入DIは96年から99年まで4年連続してマイナスである。特に、97年の平均農業収入は対前年比で99.5%とわずかな減少にとどまったが、農業収入DIは-29となっている。これは、農業収入が増加した農家数割合35%と減少した農家数割合64%の差であり、全体の約3分の2の農家の農業収入が前年を下回っていることを表している。したがって、この年についてみると、個々の農家なり農村地域が感じる農業収入の減少感は農業収入の平均値を比較して判断されるものよりもはるかに大きいであろう。平均農業収入と農業収入DIを組み合わせることによって、農業収入の増減の程度とその影響がより実態に即した形で把握することができよう。

(3) 農業収入の増加・減少年数

ところで、農業収入DIがいずれの年についても、またいずれの主位部門についても-100となっていないことからわかるように、平均農業収入が対前年比でかなり減少しても、すべての農家の農業収入が前年と比べて減少しているわけではない。96年から99年までの4年間について、農家ごとに農業収入が前年と比べて増加した年数と減少した年数を求めて集計したものを第2図に示した。



第2図 農業収入の増加・減少年数

農業収入 DI がマイナスになっていることから毎年半数以上の農家の農業収入が減少しているはずであるが、全農家のうち4年間連続して農業収入が前年に比べて減少した農家の割合は6%であり、必ずしも毎年同じ農家の農業収入が減少しているわけではない。

95年から99年までの期間は水稻をはじめ農業収入が減少局面にあったが、それにもかかわらず各農家の年次間の収入変動は減少という一方向ではなく、増加したり減少したり区々である。このことは、保険方式によって、各年について農家ごとの収入変動を相殺できる可能性を示しているものと考えられる。

3. 農業収入安定化対策に関する試算

次に、前章で農業収入の変動状況の分析に用いたデータを使って、2,854戸の農家に保険方式または積立方式を適用した場合について、シミュレーションによる試算を行う⁽²⁾。

(1) 保険方式に関する試算モデル

保険方式を活用した農業収入安定化のための仕組みとして収入保険を考える。本稿の収入保険は、過去の複数年の平均農業収入を基準収入とし、ある年の農業収入が基準収入の一定割合を下回るときにその差額が保険金として支払われる方式を基本とする。これを簡単な式の形で表すと、

$$\text{収入保証額（保険金額）} = \text{基準収入} \times \text{保証水準}$$

$$\text{受取収入額} = \text{当該年の農業収入}$$

$$\text{保険金} = \text{収入保証額} - \text{受取収入額}$$

となる。

本稿では、農産物ごとの農業収入、複数の農産物からの農業収入を合わせた複合農業収入および全農産物から得られる農家単位の農業収入の三つについて、それぞれに応じた試算モデルを作成する。まず、米、麦、大豆、施設野菜、露地野菜、りんご、みかんおよび酪農について、品目別収入保険モデルにより試算を行う。次に、水田作物に着目し、米、麦および大豆からの農業収入の合計額を保証対象とする複合方式収入保険モデルによる試算を行い、さらに農家単位収入保険モデルによる試算を行う⁽³⁾。

試算によって求めるものは、農家に支払われる保険金の額を保険金額（収入保証額）で割って得られる金額被害率である。金額被害率は保険料率の算定のための基礎データであり、実際に適用される保険料率とはイコールではないものの、保険料率を第一次的に近似するものである。金額被害率によって、それぞれの農産物ごとあるいは保険方式ごとに、おおよその農家の保険金受取の可能性と保険料負担のイメージをつかむことができる。

収入保険方式について、期間10年のシミュレーションを10回行って求めた平均金額被害率を第1表に示した。これをみると、品目別収入保険の金額被害率は品目間でかなりの差があり、米や酪農では9割保証でも金額被害率は低いが、麦、大豆、施設野菜ではかなり高く、9割保証で12%から14%となっている。米・麦・大豆に対する複合方式収入保

第1表 各収入保険方式の金額被害率

	7割保証		8割保証		9割保証	
	平均(%)	変動係数	平均(%)	変動係数	平均(%)	変動係数
【品目別方式】						
米	1.28	2.027	2.02	1.829	3.44	1.491
麦	6.55	0.843	9.14	0.825	12.26	0.766
大豆	8.40	1.017	11.16	0.925	14.24	0.834
露地野菜	3.62	0.806	5.58	0.721	8.37	0.618
施設野菜	9.28	1.021	11.07	0.904	13.60	0.768
りんご	1.66	0.986	3.30	0.800	5.86	0.637
みかん	3.69	1.133	5.52	0.967	7.98	0.802
酪農	0.38	1.724	0.58	1.313	1.17	0.894
【複合方式(水田作物)】						
複合方式	0.74	2.112	1.44	1.812	2.87	1.401
品目別加入方式	2.47	1.150	3.58	1.095	5.30	0.986
【農家単位方式】						
農業収入保険	0.80	0.867	1.62	0.764	3.21	0.629
農業所得保険	5.08	0.603	7.11	0.528	9.80	0.450

注1) 表中の平均は、10回のシミュレーションで得られた保険金の合計額を保険金額の合計額で割った平均金額被害率である。変動係数は、各年(100年)の金額被害率を用いて求めた。

(2) 「複合方式(水田作物)」の欄における品目別加入方式の金額被害率は、品目別収入保険に加入した場合に支払われる品目別の保険金の合計額を品目別の保険金額の合計額で割って求めた。

險の金額被害率は、個別に品目別収入保険に加入した場合に比べてかなり低くなる。これは、収入ウエイトが大きく金額被害率が低い米の影響が大きいためである。農家単位農業収入保険については、年次間の作付面積、飼養頭数等の生産規模の増減に関する補正を行わないラフな試算であったが、金額被害率は9割保証でも3%程度にとどまっている。

金額被害率の水準自体とともに、年次間の金額被害率の変動状況も、保険収支が均衡するような保険設計を考える上で重要な要素である。第1表に示すように、米の品目別収入保険と農家単位農業収入保険の金額被害率の水準はほぼ同じであるが、変動係数は前者の方がかなり大きくなっている。このような変動係数が大きいタイプでは年次ごとの保険収支がプラスまたはマイナスに大きく偏っており、保険設計に当たってはより長期的な視点が必要となる。

(2) 積立方式に関する試算モデル

積立方式による農業経営安定化のための仕組みとして、カナダのNISAと同様の方式を対象農家に適用した場合について、試算を行うこととする。NISAは、農業者と政府が農業者個人の口座に販売額の一定割合を積み立てておき、一定の基準を下回る所得の低下が生じたときに農業者が口座から引出を行うことができる制度である。

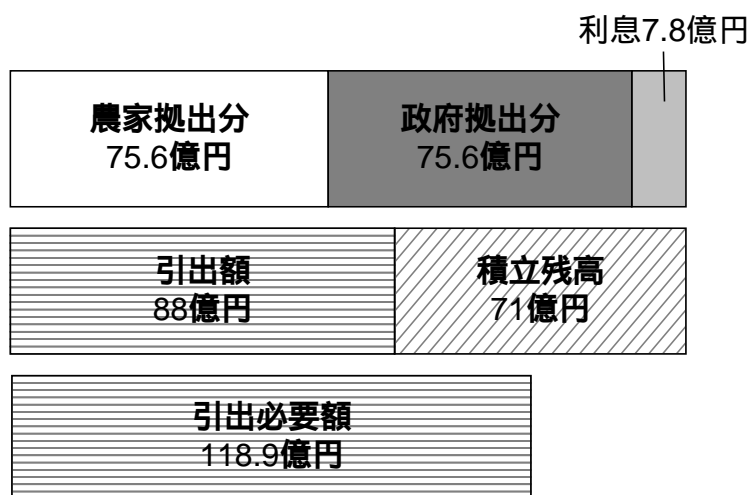
本稿の試算モデルにおける積立方法、引出基準等について説明しよう。毎年、農家が自分の当該年の農業収入に拠出率(1%、2%および3%について試算)を乗じた額を口座に預け入れると、政府も同額を拠出する。政府は農家拠出分の残高に対して3%のボーナ

ス金利を与える。農家は当該年の農業所得が前5年間の平均農業所得を下回る場合に、その差額（引出必要額）を口座から引き出す。口座残高が引出必要額を下回るときには、口座残高が引出額の上限となる。したがって、口座残高がゼロであれば、引出基準に該当しても全く引出を行うことはできない。

試算に当たっては、(1)の保険方式と同様に、2,854戸の農家を対象に期間10年間のシミュレーションを10回行い、農家および政府の拠出額、口座残高、引出必要額、実際の引出額等を求めた。

第3図に拠出率3%の場合の試算結果（10回平均）を示した。これをみると、引出必要額は118.9億円であり、これに対して農家と政府の拠出分に利息を加えた拠出総額159億円が口座に入れられた。引出必要額を十分満たす拠出が行われているにもかかわらず、実際の引出額は88億円で、残りの71億円が積立金として口座に残されている。拠出率が1%や2%の場合には拠出総額が引出必要額を下回っているが、それでも拠出総額のすべてが引き出されるわけではなく口座にはある程度の積立金が生じている。

積立方式では、十分な額の口座残高が確保されなければ、農業所得の変動を緩和する機能を果たさないおそれがあるのは当然である。しかしながら、仮に拠出率を高めて口座への拠出額を増加させたとしても、一部の農家では頻繁な引出により口座残高が枯渇してしまい必要な額を引き出せなくなる一方、引出を行う必要がない農家の積立金を累増させてしまうというミスマッチが生ずる可能性がある。



第3図 積立方式の試算結果（拠出率3%、10年合計）

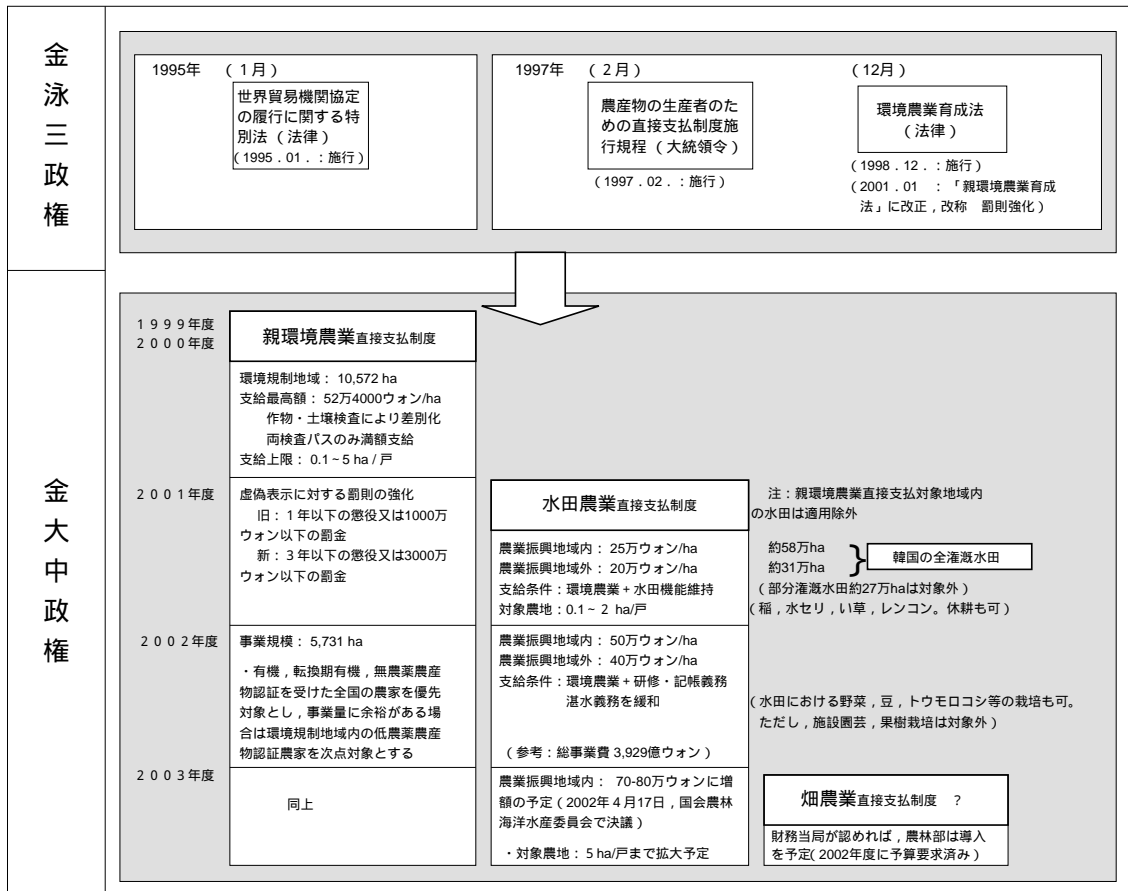
4. おわりに

以上の分析結果は必ずしも一般性を有するものではなく、あくまで95年から99年までの農業経営統計調査の2,854戸の農家データに基づくものであるという点に十分留意する必要がある。

本稿における保険方式や積立方式に関する分析に当たって、同一農家について時系列的に共通のフォーマットで農業収入や生産規模が把握できる農業経営統計調査のデータの存在が必要不可欠であった。今後、新たな農業経営所得安定対策について、いくつかの方式が検討されていくことになるが、具体的な制度設計の検討においては、一定期間にわたるそのような信頼できるデータの入手可能性が鍵を握っているといつて過言ではないと思われる。

注1) 農業経営統計調査は統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計であり、農家別年計表に記載されたデータを利用するためには総務大臣の承認が必要である。本稿で用いた分析データの利用に当たっては、農林水産大臣官房統計情報部経営統計課から多大な御協力を得た。記して感謝の意を表したい。

- (2) 以下で提示する保険方式、積立方式のいずれの試算モデルについても、それらの仕組みがわが国において実際に制度として機能するかどうかは考慮していない。
- (3) 試算に当たっては、全国を一つの単位として取り扱うこととする。これは、地域別に試算を行うとすれば、地域の分け方を十分に吟味する必要があるとともに、そもそも安定的な試算結果が得られるほどの地域別データ数を確保することが困難であるためである。



第1図 韓国の親環境農業等直接支払制度

注: 農林部資料にもとづいて足立作成。

韓国農政のこのような基調変容については、日本においてもある程度知られている。しかし、この農政パラダイム転換の唱導者が許信行氏、崔洋夫氏、金成勳氏ら韓国を代表する3人の農業経済学者であったことは殆ど知られていない。如何なる判断によって彼等は韓国農政のパラダイム転換を図ろうとしたのか、その詳細が知りたくて、筆者は2001年7月初旬、3氏へのインタビューを試みた。以下は、その概要である。

2. 許信行氏(元農林部長官)へのインタビュー

許信行(ホ・シンヘン)氏は1993年2月26日、金泳三(YS)前大統領から指名されて同政権下の初代農林部長官に就任した。農林部は農林水産省、長官は大臣にあたるが、政党人以外の人物が農林部長官に就任するのは許氏で2人目。過去に農協中央会・会長が長官になったことがあるが、「学者」長官は韓国農政史上初めてのことだという。

第1表に整理したように、1993年2月から2000年8月までの7年半、韓国の農政は実

第1表 「学者」農林部長官・大統領府農水産主席による韓国の農政改革

大統領	金泳三(キム・ヨンサム：1993年2月～1998年2月)	金大中(キム・デジュン：1998年2月～)
大統領府農水産主席	初代：崔洋夫(チェ・ヤンブ)：学者 (ポストなし)	(ポスト廃止)
農林部長官	44代：許信行(ホ・シンヘン)：学者 (ポストなし)	50代：金成勳(キム・ソンファン)：学者 (ポスト廃止)
在任期間	1993.2.26～1993.12.21	1998.3.3～2000.8.7
前職	韓国農村経済研究院・院長(農業経済学)	中央大学校・副院長(農業経済学)
1) 農政改革の理念	著書『新農業：韓国農業の21世紀戦略』1993年3月刊 ・韓国農業の生き残りのための「4つの道路」を提示 1) 技術 農業：「土地」中心から「技術」中心へ 2) 高品質 農業：「量」から「質」へ 3) 持続 農業：「慣行」農業から「環境」農業へ 4) 輸出 農業：イスラエル、デンマーク、オランダの農業戦略に学ぶ 輸出先：イギリス市場 イ) 輸出のターゲットは日本市場 ロ) 品目別出荷団体による生産・販売の一元化	著書『新しい農業経済学』1998年7月刊(共著) ・WTO体制下、韓国農業が生き残る道：キーワードは「環境農業」と「小農的家族農」 ・金泳三政権下の「新農政」批判 1) 環境農業を重視するとは言いながら「4つの道路」及び「新農政」の軸足は規模拡大やコスト削減など「競争力のある農業育成」に置かれていた。 2) 法律や制度は形だけであり、農村振興庁(特に強い影響力を持つ内実力者I氏)は環境農業の推進に抵抗・農政理念 1) 韓国農業の基盤：国民(消費者)の理解とサポート 2) 国民が支持しつづける農業：環境農業＝量から質への転換 3) 環境農業の育成：非市場価値の評価：直接支払制導入 4) 販路確保：産直重視＝販路確保のない政策は失敗する。 「農・消・政」審議会設置：1998年3月：農民・消費者・政府委員28名) 目的：環境農業の理解、連帯感の形成 親環境農業元年宣言：1998年11月11日 親環境農業直接支払の実施：1999年度より 農協大型物流センター建設：夜は卸売、昼は小売：無休 親環境農産物コーナー設置：農協の全店舗に常設：産直 移動農官室開催：地域の意見汲上げ：98年3月より102回 農村振興庁 ・根強い環境農業への批判：農家が開発した有機質肥料、微生物農薬などの登録申請を「科学的根拠なし」と数年放置 官僚教育 ・農村振興庁のI氏を農業科学技術院の院長に配置：環境農業の技術開発に取り組みざるを得ないようにした。 ・意識改革を拒否する官僚：勤務評定を厳しくして対処。 ・生産者との交流の場(移動長官室)を設定：「有機農業でモロ量でほとんど低下しない事実」を官僚に認識させた。 ・農林部刊行物の表紙に「国民が動ければ農業が驚く」という標語を表示：多くの標語を創作し、国民を啓発した。 ・改革とは「革を剥がす」ことであり痛みが伴う：行政改革や農協改革など多くの構造改革を行ったが、様々な制約や威嚇に遭遇した結果、金長官自身2年5カ月の在任期間中に精神的ストレスにより9本も歯を失った。 政策的実現：環境農業推進政策を実行に移す。
2) 政策	新農政5カ年計画の策定 ・農漁村構造改善事業を全面的に昇直して、投資を「4つの道路」に沿った事業に「選別・集中」させる。 農漁村特別審議会設置：1994年12月(農民、各農協中央会、学者など30名で構成。韓国農業の重要課題を自由に議論し各種対策を大統領に諮問。人選：崔氏の主張反映) 農林部に環境農業課を設置：1994年12月 環境農業育成法の制定：1997年12月 農林部・農村振興庁 ・環境農業に批判的：面従腹背的：大統領府農水産主席からの強い指示を「業務命令」と捉えて消極的に従う。 官僚教育 ・環境農業を非科学的な農業と決めつけきた農村振興庁の官僚の認識を改めさせるため、韓国自然農業協会会長の趙漢柱氏を講師に迎え、繰り返し講義させた。 法制化 ・環境農業育成法を制定：法制化すれば官僚は動く ・UR農業合意＝天恵の逆風(農政転換の好機)と捉えた。 ・1994年1月8日：金泳三大統領が崔主席に贈った「経世済農」と題した扁額が阿容の扁額を堅固にした。また、4年2カ月の任期に亘って大統領は「専門家」としての崔主席の意見を重視。金泳三政権下の韓国農政は崔主席主導で行われた(その間、農林部長官は5人入れ替わった)。 制度的基盤づくり：環境農業の推進を法制化	「農・消・政」審議会設置：1998年3月：農民・消費者・政府委員28名) 目的：環境農業の理解、連帯感の形成 親環境農業元年宣言：1998年11月11日 親環境農業直接支払の実施：1999年度より 農協大型物流センター建設：夜は卸売、昼は小売：無休 親環境農産物コーナー設置：農協の全店舗に常設：産直 移動農官室開催：地域の意見汲上げ：98年3月より102回 農村振興庁 ・根強い環境農業への批判：農家が開発した有機質肥料、微生物農薬などの登録申請を「科学的根拠なし」と数年放置 官僚教育 ・農村振興庁のI氏を農業科学技術院の院長に配置：環境農業の技術開発に取り組みざるを得ないようにした。 ・意識改革を拒否する官僚：勤務評定を厳しくして対処。 ・生産者との交流の場(移動長官室)を設定：「有機農業でモロ量でほとんど低下しない事実」を官僚に認識させた。 ・農林部刊行物の表紙に「国民が動ければ農業が驚く」という標語を表示：多くの標語を創作し、国民を啓発した。 ・改革とは「革を剥がす」ことであり痛みが伴う：行政改革や農協改革など多くの構造改革を行ったが、様々な制約や威嚇に遭遇した結果、金長官自身2年5カ月の在任期間中に精神的ストレスにより9本も歯を失った。 政策的実現：環境農業推進政策を実行に移す。
3) 初期反応	農林部・農村振興庁 ・環境農業に逆行する「増産政策」を「見做された」当時、増産政策は反国家的と見做された 官僚教育 ・『新農業』を教科書のように全官僚に読ませ、局長以上の官僚たちに対して毎週、同持ち回りで『新農業』と各部局の所管業務との関わりについて考えるセミナーを開催させた。	農林部・農村振興庁 ・根強い環境農業への批判：農家が開発した有機質肥料、微生物農薬などの登録申請を「科学的根拠なし」と数年放置 官僚教育 ・農村振興庁のI氏を農業科学技術院の院長に配置：環境農業の技術開発に取り組みざるを得ないようにした。 ・意識改革を拒否する官僚：勤務評定を厳しくして対処。 ・生産者との交流の場(移動長官室)を設定：「有機農業でモロ量でほとんど低下しない事実」を官僚に認識させた。 ・農林部刊行物の表紙に「国民が動ければ農業が驚く」という標語を表示：多くの標語を創作し、国民を啓発した。 ・改革とは「革を剥がす」ことであり痛みが伴う：行政改革や農協改革など多くの構造改革を行ったが、様々な制約や威嚇に遭遇した結果、金長官自身2年5カ月の在任期間中に精神的ストレスにより9本も歯を失った。 政策的実現：環境農業推進政策を実行に移す。
4) 反応に対する対策	農林部・農村振興庁 ・環境農業に逆行する「増産政策」を「見做された」当時、増産政策は反国家的と見做された 官僚教育 ・『新農業』を教科書のように全官僚に読ませ、局長以上の官僚たちに対して毎週、同持ち回りで『新農業』と各部局の所管業務との関わりについて考えるセミナーを開催させた。	農林部・農村振興庁 ・根強い環境農業への批判：農家が開発した有機質肥料、微生物農薬などの登録申請を「科学的根拠なし」と数年放置 官僚教育 ・農村振興庁のI氏を農業科学技術院の院長に配置：環境農業の技術開発に取り組みざるを得ないようにした。 ・意識改革を拒否する官僚：勤務評定を厳しくして対処。 ・生産者との交流の場(移動長官室)を設定：「有機農業でモロ量でほとんど低下しない事実」を官僚に認識させた。 ・農林部刊行物の表紙に「国民が動ければ農業が驚く」という標語を表示：多くの標語を創作し、国民を啓発した。 ・改革とは「革を剥がす」ことであり痛みが伴う：行政改革や農協改革など多くの構造改革を行ったが、様々な制約や威嚇に遭遇した結果、金長官自身2年5カ月の在任期間中に精神的ストレスにより9本も歯を失った。 政策的実現：環境農業推進政策を実行に移す。
5) エピソードなど	・許長官自らがUR農業交渉に赴き、「コマ間格化を1995年から2004年までの10年間で1%、2004年4%」に成功。 ・(ちなみに日本の場合は、猶予期間：95年から2000年まで6年間、ミニマム・アクセス：95年4%、2000年8%) ・韓国南部の日本向け輸出野菜団地：許長官が基盤を整備した	・許長官自らがUR農業交渉に赴き、「コマ間格化を1995年から2004年までの10年間で1%、2004年4%」に成功。 ・(ちなみに日本の場合は、猶予期間：95年から2000年まで6年間、ミニマム・アクセス：95年4%、2000年8%) ・韓国南部の日本向け輸出野菜団地：許長官が基盤を整備した
農政のバラダイム転換	・環境農業に逆行する「増産政策」を「見做された」当時、増産政策は反国家的と見做された 官僚教育 ・『新農業』を教科書のように全官僚に読ませ、局長以上の官僚たちに対して毎週、同持ち回りで『新農業』と各部局の所管業務との関わりについて考えるセミナーを開催させた。	・環境農業に逆行する「増産政策」を「見做された」当時、増産政策は反国家的と見做された 官僚教育 ・『新農業』を教科書のように全官僚に読ませ、局長以上の官僚たちに対して毎週、同持ち回りで『新農業』と各部局の所管業務との関わりについて考えるセミナーを開催させた。
資料) 許信行、崔洋夫、金成勳各氏へのインタビュー(2001年7月)に基づいて足立作成		

質的に3人の農業経済学者によって舵取りがなされたが、学者を農林部長官に初めて登用したのは金泳三前大統領であった。

許氏は、著書『新農業 韓国農業の21世紀戦略』が刊行される2週間前に農林部長官に登用された。「ただでさえ韓国農業の生産基盤は脆弱で国際競争力がない。これにウルグアイ・ラウンド交渉の市場開放圧力が加われば、韓国農業は重篤な病に陥る。この難局を乗り切るには、生産者はじめ農業・農政関係者に的確な『改革の青写真』を示して元気づけ、《農家の諦めムード 農業の更なる斜陽化》の悪循環を断ち切らなければならない」。そのように考えて執筆したのだが、期せずして同書の第5章で指摘した「韓国農業の進む道 4大新農運動」、すなわち「4つの進路」がYS政権の農政の基本方針を定める「新農政5ヵ年計画」(1993年7月策定)の骨格を形成することになった。

許氏のいう「4つの進路」とは次のとおりである。

技術農業：土地中心の面積(規模)農業から技術中心の集約(施設、技術)農業への転換、すなわち、米麦増産(穀物中心)政策からの脱却を図ること。

高品質農業：量から質(高品質、ニーズ適応型生産)への転換を図ること。

持続農業：慣行農業から持続農業(後に環境農業と称される)への転換を図ること。

輸出農業：日本市場をターゲットにした生産・流通システムを開発すること。

なかでも、許氏が重視したのは輸出農業であった。技術・高品質・持続農業は日本市場への参入攻勢を実現するための必要条件との位置づけだったが、持続農業を農政の柱の一つに位置づけたのは許氏が初めてであった。

許氏にとって予想外だったのは、長官の指示を無視する農林部や農村振興庁の幹部行政官たちの態度(持続農業に対する無理解)であった。日本の行政組織でいえば、農村振興庁は農林水産技術会議と試験研究機関群を合わせたものに相当する国家機関だが、韓国農政はこれまで一貫して増産路線(規模拡大+コスト削減+生産力向上)をとっており、彼等は「持続農業は生産量が低下し、国家の食糧基盤を危うくする」と主張。「当時、持続農業は糧穀増産政策に逆行する反国家的農業と見做されていた」という。

新農政を画餅に終わらせないためには、農林部および農村振興庁の行政官たちに新農政の総体を的確に理解させる必要があった。その手段として、許氏は自著『新農業：韓国農業の21世紀戦略』を職員に「教科書のように」読ませ、所掌施策との摺り合わせを行う自主ゼミ(毎週、幹部行政官も参加)の開催を指示した。

しかし、残念ながら、その教育効果を確認することは、許氏にはできなかった。UR農業合意(米のミニマム・アクセスの受け入れ)に抗議する激しい農民デモを鎮めるため、その責任をとって内閣が総辞職したためであった。

3. 崔洋夫氏(元大統領府農水産主席)へのインタビュー

(1) 「私案：変化と改革の新農政」

崔洋夫(チェ・ヤンプ)氏は1993年12月23日、金泳三大統領から指名されて大統領

府の初代農水産主席に就任した。このポストは崔氏を大統領府（青瓦台）に迎えるために新設されたものである。「軍隊にたとえば、大統領は総司令官、長官は野戦軍司令官、そして主席は参謀本部で総司令官を補佐する作戦参謀長」だと崔氏はいう。

崔氏はまず、大統領に進言して、UR 農業合意後の対策を検討するための大統領諮問機関「農漁村発展委員会」（農協、農民団体、企業、経済団体の代表者、学識者など 30 名全員を民間人で構成）を 1994 年 2 月 1 日に設置。崔氏自らが委員長および委員の人選を行った。そして同年 6 月 14 日、同委員会は「農漁村発展対策及び農政改革推進方法」と題する報告書を取りまとめて大統領に答申した⁽⁵⁾。答申の作成にあたっては、「自由に討議してもらった」と崔氏は言う。しかし、委員全員が崔氏の意に合う人びとであり、出される答申が崔氏の農政改革理念に反するものでないことは推測に難くない。

その後、1994 年 12 月、崔氏は答申内容をより具体化した『私案：変化と改革の新農政』を公表し、以後、YS 政権の農政は「私案」の線に沿って展開されることになった。崔氏が語る「私案」の要点は次のとおりである。

品目別施策から主体別施策への転換：これまでは米麦・蔬菜・畜産などモノ別に施策され、経営主体への洞察が欠けていた。新農政では「人」重視の政策に切り替える。

画一農政からの脱却：「人」に着目して政策対象を区分し、当該区分に適した政策を選択する。

政策理念の法制化：制度・政策の継続性を担保するためには、法制化を図らねばならない。

リップサービスからの脱却：政策の基本柱は法律と予算だ。予算的裏付けのない事業は画餅にすぎない。

なかでも、崔氏が UR 対策として重視したのは、競争力を有する農家（経営者能力のある担い手）の育成であった。10 年後の韓国農業を考え、60 歳以上の高齢農民には条件を整備してリタイア（経営移譲）を促し、予算配分を競争力の強化とその持続性の確保に集中させようと考えた。換言すれば、崔氏の念頭にあった「人」は「若者及び 55 歳以下の経営者能力のある比較的大規模な農家」と「60 歳以上の高齢農民」であった。だが、現実には、この二類型に属さない「人」が存在していた。それは、環境農業の実践者たちであった。

「環境農業実践者たちへの政策的支援を思いつくきっかけは、韓国自然農業協会の趙漢珪（チョウ・ハンギョ）会長との出会いだ。1994 年の初頭に趙氏と出会って、私は環境農業（Sustainable Agriculture）の推進者になった」と崔氏は回顧する。「彼等は許長官が『4 つの進路』の一つに位置づけた持続農業をすでに 1970 年代から実践し、化学物質に汚染されない安全な食べ物を生産する生産者たちだ。しかし、行政は彼等に冷たかった」。そこで、崔氏は「環境農業を非科学的な農業と決めつけてきた農村振興庁や農林部の官僚たちの頭を変えよう」と考え、趙氏に講義を依頼。「農村振興庁内で何度も研修会を開き、自然農業の理念・現状・展望について講義してもらった」。

しかし、行政官たちの反応は鈍かった。「面従腹背。業務命令だから、不承不承ながら参加したというのが実情だった」という。

(2) 環境農業課の新設と環境農業育成法の制定

1994年12月、崔氏は農林部内に環境農業課を新設した。いうまでもなく、直接の設置権者は農林部長官（当時はチェ・インギ氏）だが、指示したのは崔氏であった。「YS政権下の新農政はすべて大統領府農水産首席秘書室が主導した。担当部署をつくり、法律をつくれれば、行政は（環境農業の育成支援に向けて）動かざるを得ないと考えた」と崔氏は環境農業課の新設理由を説明する。

明けて1995年、崔氏は「環境農業法律制定起草委員会」（農林部、農村振興庁、韓国農村経済研究院、環境農業団体の代表者12名で構成）を組織し、のちに「環境農業育成法」となる法案の検討をスタートさせた。また、「1996年11月11日の第1回農業者の日の祝辞の中で、YS大統領に『環境農業を育成するための法律を制定する』と宣言してもらって既定路線化を図った」。しかし、「環境」を冠する法案を農林部が策定することに対して環境部からクレームがつき、「このままでは調整に時間がかかりすぎる」ことを懸念した崔氏は、議員立法の形をとって環境農業育成法案を第185回国会に提出。同法案は、所要の審議を経て、1997年11月18日に無事成立することになった（公布：1997年12月13日、施行：1998年12月14日）。

「閣法か、議員立法か、迷ったが、大統領の任期が1998年2月で切れるため、議員立法の形での法制化を急いだ」と崔氏はいふ。

4. 金成勳氏（元農林部長官）へのインタビュー

(1) 「開かれた農政」の遂行と官僚教育

金成勳（キム・ソンフン）氏は1998年3月3日、金大中（DJ）大統領から指名されて同政権下の初代農林部長官に就任した。学者が農林部長官になるのは、YS政権下の許信行氏に次いで二人目である。

YS政権下の許信行・崔洋夫両氏と同様、突然の就任要請に驚いたが、金成勳氏は『WTOと韓国農業』『第2のURへの対応』『新しい農業経済学』（権光植〔クオン・グァンシク〕氏との共著）など一連の著書の中で農政変革の青写真を提示していた。したがって、金氏に戸惑いはなかった。「成すべきことは、青写真に基づいて農政変革を着実に具現すること」であった。

初登庁の日（1998年3月4日）、農林部職員への訓辞の中で、金氏は「官僚意識の変革の必要性」を次のように説いた。「官僚自らが率先して変わらなければ、制度や政策を変革することはできない。われわれはいま、意識変革が遅れたり、変革を拒否する『時代錯誤病』に陥った官僚は淘汰せざるを得ない時代に生きている。『淘汰』とは穏やかならざる表現だが、戴いた資料にも確かに「淘汰：도태」の2文字が使用されていた。

訓辞に象徴されるように、金氏は「国民の政府（DJ政権）に相応しい農政改革の枠組みは、国民と共にある『開かれた農政』だ」と考えていた。「政策需要者サイドから見れば『参加農政』、政策供給者サイドからすれば『奉仕農政』『現場農政』であり、その具体的な試みの一つが『移動長官室』の設置であった」。そして、その言葉どおり金氏は長官就任5日後の1993年3月8日、京畿道安城市の韓牛団地で第1回移動長官室を開催した。移動長官室は2000年7月21日まで102回にわたって韓国全土で開催され、その都度、関係部局の行政官たちが金長官に随行して現地に赴いた。

視点を換えれば、移動長官室は官僚教育の場でもあった。YS政権下の許信行・崔洋夫両氏による官僚教育にも拘わらず、「農林部、農村振興庁内には親環境農業の生産力に対する偏見が根強く残っていた。そのような偏見を取り除くため、ある時、私は、移動長官室の場で親環境農業団体に生産実態を報告させた。役人は数字を見ないと納得しないので、客観的な生産量等のデータを示し、さらに生産の現場を見せ、農民と直に議論させた」と金氏はいう。

金氏は、韓国農業経済学会の会長を務め、FAOの「アジア太平洋地域・農村農業金融協会（APRACA）事務総長」を務めたこともある韓国を代表する国際的な農業経済学者であるとともに、農民・市民団体から全幅の信頼を寄せられる農業運動家（経実連農業改革委員長）でもあり、YS政権下の農漁村発展委員会の委員に選ばれて「農漁村発展対策及び農政改革推進方法」の策定に積極的に参加した“骨太の学者”としてマスコミからも高く評価されている。移動長官室等による官僚教育は、そのような経歴を有する金成勳氏ならではのアイデアであった。

（2）小農的家族農の育成：韓国農業の生きる道

YS政権は農林部に環境農業課を新設し、環境農業育成法を制定して、環境農業育成のための制度的基盤づくりを行った。「だが、それらは形だけで、実効性に欠ける。近代農業技術の開発と普及に携わってきた農村振興庁はもとより、農林部内には“抵抗勢力”が多く、親環境農業の育成は蔑ろにされていた」。また、「口では親環境農業を重視すると言いながら、YS文民政府が掲げた『4つの進路』や『新農政』の基軸は従来と変わらぬ農業の近代化にあり、農政のパラダイムそのものを転換したわけではなかった」。

それでは、金成勳氏が言うところの「農政のパラダイム転換」とはどのようなものだろうか。この点について質したところ、「キーワードは『親環境農業』と『家族農』。家族農こそが親環境農業を最もよく成しうる」との回答が返ってきた。以下に紹介するのは、インタビュー・メモに基づく、金氏の「農政改革論」の一端である。

国民が支えないと農業はダメになる：韓国農業の発展基盤は国民の理解とサポート

* 「支持に値する農業」だと納得しなければ、国民は支持しない。支持に値する農業とは、国民が求める安全な食料を安定的に供給する環境親和的な農業、すなわち親環境農業である。

量から質への農政転換：親環境農業の育成（韓国農業が生き残る道）

* 量的価値観に基づく旧来型の農政を続ける限り、韓国農業に勝ち目はない。しかし、非価格競争力、すなわち、親環境農業が有する安全・健康などの質的競争力（差別化）を高めることにより、韓国農業は国民に支持される農業になりうる。だからこそ、農政を転換してその基軸を親環境農業の育成に据えなければならない。

家族農の重視：不利を有利に変える逆転の発想（農政パラダイムの大転換）

* 「小規模＋家族農」という韓国農業の宿命的特質は、諸外国との比較において不利な条件だと考えられてきた。しかし、資源循環、多品目少量生産など、自然との共生を図るきめ細やかな親環境農業を実践する上では、むしろ有利な条件になりうる。

別言すれば、「農民は高品質で安全な農産物の生産など消費者ニーズに合った環境親和的な農業に転換する。消費者は安全性に優れた国産農産物の消費（愛農運動）を通じて農業・農村に対する認識を深める。そして政府は農民支援と消費者啓発に必要な諸施策を整備実行する。…このような農民、消費者、政府、三位一体の協力体制が確立すれば、厳しいWTO体制の下でも韓国農業は生き残ることができる」と金氏は考えたのである。

（3）親環境農業元年宣布と親環境農業直接支払制度の導入

1997年12月13日に公布された環境農業育成法（2001年1月に「親環境農業育成法」に改称・改正）は、1998年12月14日から施行されることになっており、金氏は部下に指示して、就任直後から、同法に基づく「親環境農業直接支払制度」の導入準備を進めた。「親環境農業は土、水、空気を蘇らせ、消費者の生命・健康を守り、農家の所得も保障する『一石五鳥の効果』を持つ農業であり、小規模・家族農という韓国農業の現実に最も適した農業である。私は、親環境農業直接支払制度を導入すべく準備していたが、当時、とくに経済界には『IMF経済危機によって韓国経済全体が窮地に陥っているのに、どうして農業だけ特別扱いするのか』との批判の声が強く、政策実現が危ぶまれた」ため、一計を案じ、「金鐘泌（キム・ジョンピル）国務総理（自民連）に依頼して1998年11月11日の第3回農業者の日に『親環境農業元年宣布』を行い、『親環境農業重視はDJ国民政府の基本路線である』ことをアピールした」。そして「この宣布によって、少なくとも表面上は経済界に渦巻いていた批判の声は沈静化し、親環境農業への直接支払制度が1999年度から導入できた」と金氏は当時の攻防を解説してくれた。

5. おわりに

以上、2001年7月に実現した許信行氏、崔洋夫氏、金成勳氏ら韓国を代表する3人の農業経済学者へのインタビューの概略を紹介した。1993年2月から2000年8月まで7年半もの長期に亘って、3学者がそれぞれ確固たる政策理念に基づいて⁽⁶⁾、継続的に韓国農政の舵取りを行い、なかんずく程度の差や呼称の違いこそあれ、持続農業（許氏）、環境農業（崔氏）、親環境農業（金氏）を「4つの進路」（許氏及び崔氏）あるいは「韓国農業の生き残る道」（金氏）に位置づけて推進したことにより、韓国農政は近年、それまでの

単線的な「規模拡大・コスト削減」路線から「親環境農業」路線への転換を果たすことになった。

筆者は近年の韓国農政の基調変容を上述のように捉えた。しかし、韓国の農業・農村事情に詳しい信州大学農学部に加藤光一教授は「デフォルメしていえば、(韓国の法律や制度は)漢字をそのままハングルに換えただけのもの⁽⁷⁾」と捉えている。同氏に限らず、韓国農政を「日本の法律や制度(あるいは自著における政策提言)の模倣」と指摘する人が多い。

大統領制をとる韓国では政権交代により農政自体も大きく変わるため、金泳三、金大中政権と続いた農政改革路線がいつまで続くか、予断を許さないが、目下のところ、筆者の目には韓国農政のパラダイム転換は“翻訳”や“模倣”の域を超えたものであり、このまま順調に推移すれば、恐らく、5年を待たずして韓国は親環境農業(Environmentally Friendly Agriculture)の最先進国になるだろうと映じている。いずれの観察が的を射たものであるかは、時間が経てば、何れ明らかになる。韓国農政の今後の展開に期待したい。

注1) 『ハンギョレ新聞』2002年4月18日付、『農民新聞』2002年4月19日付。

(2) 支給条件は、2001年度の場合、過去3年間(1998～2000年)水田農業に利用され、2001年度も継続して水田農業を行う農地において、「水田の形状及び機能を維持し、かつ親環境的営農を実践すること。ここで水田農業とは「湛水農地において、稲、水セリ、い草、レンコンなどを栽培(休耕を含む)」すること、親環境的営農とは「肥料・農薬の適正使用を指し、肥料の使用は土壌検査及び施肥指針に基づく適正施肥量に従うこと、農薬の使用は農薬安全使用基準を遵守すること」を指し、申請者は作物残留農薬検査及び土壌検査を行って検査機関の判定を受けなければならない(農林部「水田農業直接支払制度事業施行指針[2001年度]」)。支給額は、農業振興地域内の灌漑水田(約58万ha)に対して25万ウォン/ha、振興地域外の水田(約31万ha)に対して20万ウォン/ha、総事業費は約2100億ウォン(農林部所管の事業予算は約7兆8000億ウォン)。

2002年度は湛水義務が緩和され、水田における食用作物(豆類、トウモロコシ、野菜類)や薬用作物、飼料作物の栽培が可能になったが、任意であった親環境農業研修と営農記帳が義務化された。また、支給額がそれぞれ50万ウォン、40万ウォンに倍増され、総事業費も倍の約3900億ウォンに増額された(農林部所管の事業予算は約8兆2000億ウォン)。

(3) 作物残留農薬検査と土壌化学分析検査の双方をパスした場合は100%、どちらか片方の場合は50%が支給される。第1期(1999～2001年度)事業地区として、農林部は「ソウル市をはじめ1500万首都圏住民の生命線である上水源を農薬・化学肥料等による汚染から守る」ことを理由に、ソウル市の上水源地域(パルタン・デジョン・漢江水系特別地域)を指定したが、2002年度からは地域指定をやめて、有機・転換期有機・無農薬農産物認証を受けた全国の農家を優先対象とし、事業量に余裕がある場合は、環境規制地域内において低農薬農産物認証を受けた農家を次点対象とすることにした(農林部「2002年度農林事業施行指針書」)。

(4) 農林部「条件不利地域畑農業直接支払制度の推進方向」、2001年7月。

(5) 韓国農業専門学校の高種淑教授によれば「有機農業を先導的な農業形態と位置づけ、経営全般を環境に優しい農業に変えていくことを目指す環境保全型農業(のちに環境農業と改称)という表現が、この答申の中で初めて使用された」という。

(6) 本稿は「親環境農業路線に向かう韓国農政 農林部長官・主席インタビューから」(『農林水産政策研究』第2号、2002年3月)に直近の最新情報を加えて要約したものである。紙幅の都合で紹介できなかったが、3学者が上司(大統領)の顔色を窺ったり、他人の農政理念等を模倣・切り張り・剽窃したりするような軟弱な学者(学者モドキ)ではないことを傍証するエピソードに関心のある読者は『政策研究』稿を参照されたい。

(7) 加藤光一「韓国・台湾の比較農業構造 統計的分析と実態調査から」、農業情報研究所『農業情報』、第489号、2000年7月1日。

精力的な実証分析があり、それらは最近の L C A (Life Cycle Assesment) の手法も取り込んで、吉岡他〔 3 〕にまとめられている。

しかしながら、本研究で対象とする食品リサイクル法で想定した食品産業に関するリサイクル施策の経済波及効果を評価した研究はなく、まして国民経済に与える影響までを推計したものはない⁽²⁾。

そこで本研究では、食品リサイクル法で想定する食品産業が排出する売れ残り、食べ残し等の食品残さ・廃棄物を飼料や肥料へ再生利用することによる産業別並びに国民経済全体に与える経済波及効果を推計し、併せて環境負荷をどの程度変化させるかについても、二酸化炭素（以下「CO₂」と略す）排出量を指標として推計する。手法としては、「平成 7 年産業連関表」（以下「平成 7 年表」という）を用いた産業連関分析によって行う。

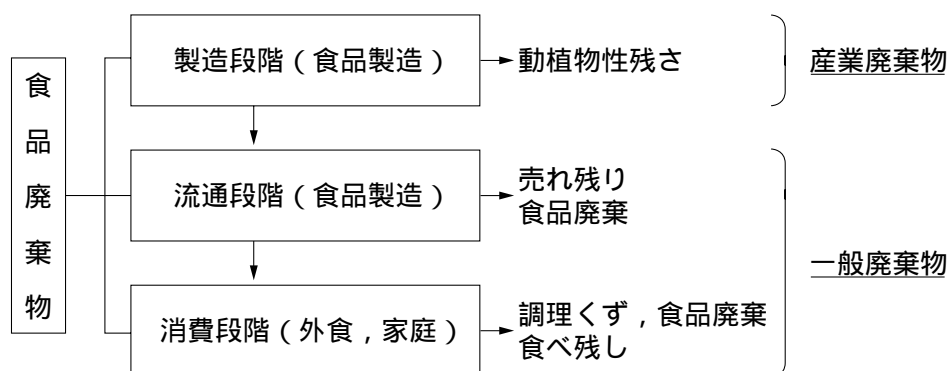
2 . 食品廃棄物の発生，処理状況

食品リサイクル法では、食品廃棄物を以下のように定義している。

食品リサイクル法第 2 条 2 項

- 1 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの
- 2 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの

この関係を概念的に整理したものが、第 1 図である。



第 1 図 食品廃棄物の現状

即ち、食品廃棄物は以下のように分類される。

- 食品工業の製造段階で、製造残さとして発生（ 2 項 2 号）
- 流通段階で、卸売業・小売業から、売れ残りとして発生（ 2 項 1 号）
- 外食産業等で、調理屑，食べ残しとして発生（ 2 項 1 号）

家庭等の消費段階で、調理屑、食べ残しとして発生（2項1号）
 廃棄物の分類としては、が産業廃棄物、～が一般廃棄物となる。

それでは、食品廃棄物の発生量とその処理状況を見てみよう。

食品廃棄物の発生量と処理状況に関する公式の統計は少ない。平成8年の厚生省の統計から農林水産省が推計したものが、第1表である。

食品リサイクル法で想定するリサイクルの対象は、第1表の事業系の食品廃棄物である。

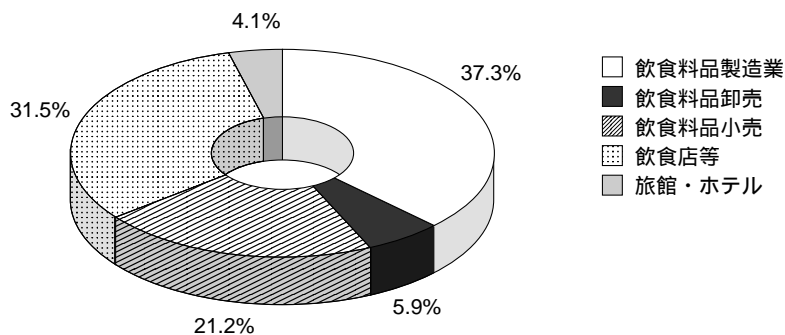
この事業系食品廃棄物の発生量940万トン産業別に分割して推計したものが、第2図である。

第1表 食品廃棄物の発生および処理状況

	発 生 量	処 分				
		焼却埋立	再生利用			
			肥料化	飼料化	その他	計
一般廃棄物 うち事業系 うち家庭系	1,600万トン 600万トン 1,000万トン	1,595万トン (99.7%)	5万トン (0.3%)			5万トン (0.3%)
産業廃棄物	340万トン	177万トン (52%)	47万トン (14%)	104万トン (31%)	12万トン (3%)	163万トン (48%)
事業系の合計 (合計から家庭系一般 廃棄物を除いたもの)	940万トン	775万トン (83%)	49万トン (5%)	104万トン (11%)	12万トン (1%)	165万トン (17%)
合 計	1,940万トン	1,772万トン (91%)	52万トン (3%)	104万トン (5%)	12万トン (1%)	168万トン (9%)

資料：農林水産省〔1〕。

注：平成8年厚生省資料等から農林水産省推計。



第2図 食品産業の食品廃棄物排出量

注：平成8年厚生省資料を基に農林水産省推計。

食品工業（飲食料品製造業）が 37.3 % と最も大きく、商業（飲食料品卸売、小売）合計で 27 %、外食産業（飲食店等）で 31.5 %、旅館・ホテルで 4.1 % となっている。第 1 表に示されたように、食品工業から発生する食品廃棄物は産業廃棄物であって、その 48 % がリサイクルされている。しかし、他の部門から発生する食品廃棄物はほとんどリサイクルされていない。この点は、以下の分析の重要な前提となる。

3. 産業連関表における廃棄物処理

本研究で扱う産業連関表は平成 7 年表であるが、分析の性格上個々の産業活動に伴って発生する自家輸送⁽³⁾活動を産業の生産活動の一環として含めた「自家輸送なし」の形で編集された産業連関表が必要である。そのため、自家輸送なしの形で編集された「昭和 60 年 平成 2 年 平成 7 年接続産業連関表」の平成 7 年値を使用する⁽⁴⁾。

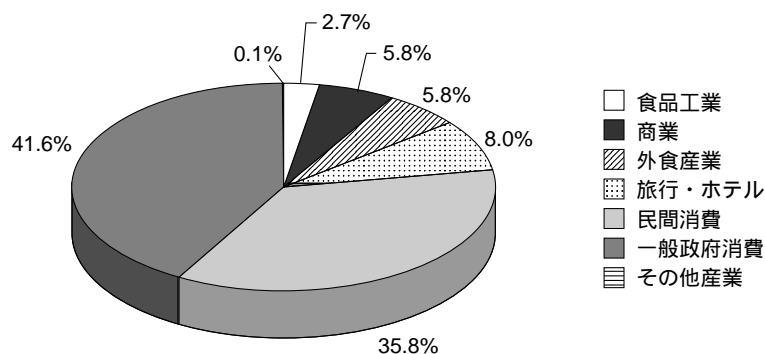
平成 7 年表の基本産業分類では、廃棄物処理に関する産業活動として、「廃棄物処理（公営）」と「廃棄物処理（産業）」の 2 部門がある。この 2 部門を統合して、産出構成を示したものが、第 3 図である。

第 3 図は、すべての産業および最終需要部門で需要されている廃棄物処理の産出構成を示したものである。本研究で対象とする食品産業以外の部門としては、

- 民間消費（家計部門が負担している有料廃棄物処理。粗大ゴミの処理費用など）
- 一般政府消費（一般廃棄物処理。家計部門が排出するゴミの処理費用のうち、家計部門は費用負担せず政府が費用負担しているもの）
- その他の産業（産業廃棄物）

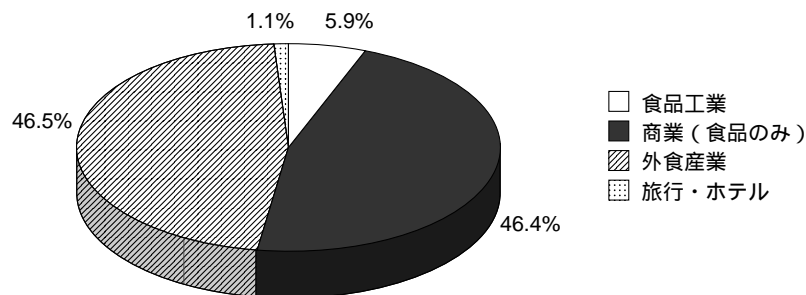
である。もちろん、この廃棄物処理には、食品残さ以外の廃棄物の処理費用も含まれている。

第 3 図の商業部門には、食品に係わらない商業、即ち食品卸売・食品小売業以外の部門も含まれている。これは、産業連関表の産業部門分類では、卸売業と小売業があるだけで



第 3 図 廃棄物処理の産出内訳（金額ベース）

注．1985 - 90 - 95年接続表の95年値．



第4図 食品産業廃棄物処理産出内訳（平成7年産業連関表）

あり、食品に係わる商業部門は分離して別掲することは行われていない。そこで、商業部門のうち食品に係わる部門を抜き出すために、商業マージン全体に占める農水産物（きのこ等の特用林産物を含む）・食料品の比率を推計して、分割した。この比率は27.15%となった。

第3図のデータをこの方法で商業部門を修正し、食品産業部門だけを示したものが、第4図である。

第2図と第4図を比較すると、食品工業（飲食料品製造業）は、量としては大きい（第2図）、金額としては小さい（第4図）。産業連関表はすべての商品（財貨とサービス）の取引を金額で表示しているから、第4図に示された廃棄物処理の産出内訳は、各産業が廃棄物処理サービスに対して支払った費用の構成である。第4図において食品工業の比率が1.0%と小さいのは、食品工業が廃棄物処理費用をあまりかけていないことを意味する。しかし、第2図に見られるように、食品工業は外食産業を上回る量の廃棄物を排出している。

このことは、廃棄物排出量に関する統計と産業連関表とでは、廃棄物の定義がかなり異なっていることを意味する。即ち、食品工業から排出される廃棄物の多くが、一定の価格をつけて他の産業部門に販売されており、この販売された部分は、産業連関表では、廃棄物処理に含まれない。即ち、食品工業が廃棄物処理として支払う費用は大きくないこと、この意味で、食品工業は相当程度、廃棄物のリサイクルが出来ていることを意味する。

第2表に本研究のリサイクル先対象産業である飼料、有機質肥料の原材料（農水産物、食品工業製品）の投入構成を、平成7年表の基本分類によって示した。

第2表に見られるように産業連関表による飼料、有機質肥料部門には、食品工業部門から多くの屑・副産物が投入されており、これら屑・副産物は、単価は安いものの、価格をつけて販売された形になっている。即ち、これら屑・副産物を排出する部門では、屑・副産物処理費用は、廃棄物処理費用としては計上されない。

例えば、第2表によれば、「その他精穀」は、飼料へ1373、有機質肥料へ353販売されているが、これは精穀部門の屑である「ぬか」が飼料、有機質肥料の原料として投入されていることを意味しているが、これは廃棄物処理ではない。

第2表 飼料・有機質肥料の原材料投入 (単位：百万円)

行コード	原材料部門	飼料	有機質肥料
0111011	米	2890.	0.
0111022	小麦(輸入)	1455.	0.
0111023	大麦(国産)	5292.	0.
0111024	大麦(輸入)	6907.	0.
0112029	その他の豆類	862.	0.
0115091	雑穀	208491.	0.
0115093	食用工芸作物	2321.	0.
0116011	飼料作物	16146.	0.
0121019	その他の酪農生産物	0.	4481.
0121021	鶏卵	0.	693.
0121031	肉類	0.	637.
0121041	豚	0.	3597.
0121051	肉用牛	0.	6341.
0121099	その他の畜産	0.	5.
1111015	と畜副産物	6122.	5317.
1112031	動物油脂	339.	0.
1112042	乳製品	17732.	0.
1113011	冷凍魚介類	796.	1300.
1113021	塩・干・くん製品	3409.	1315.
1113031	水産びん・かん詰	69.	102.
1113041	ねり製品	3907.	967.
1113051	魚油・魚かす	48682.	8906.
1113099	その他の水産食品	2042.	1157.
1114019	その他の精穀	1373.	353.
1114021	小麦粉	1067.	0.
1114029	その他の製粉	20869.	0.
1117019	その他の砂糖・副産物	12900.	1442.
1117021	でん粉	16119.	7479.
1117031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖	2696.	0.
1117043	植物油かす	107373.	31951.
11170432	植物油かす(屑投入)	0.	133.
1131011	飼料	25739.	0.
11310112	飼料(屑投入)	7904.	0.
1131021	有機質肥料	0.	4357.
11310212	有機質肥料(屑投入)	0.	3610.

このように食品工業部門の多くは、生産過程で発生する屑・副産物を有料で販売することによって処理しており、廃棄物処理として計上されるコストは大きくない⁽⁵⁾。

そこで、本研究の対象とする食品廃棄物排出産業としては、食品工業は除外し、

商業(卸売, 小売) ただし食品に係わる部分のみ。

外食産業(産業連関表の部門名としては「飲食店」)

旅館・ホテル(同「旅館・ホテル・その他の宿泊所」)

の3部門とした。

4．リサイクル目標

食品リサイクル法では、以下のように食品産業を行う事業者に対し、再生利用等の目標を定めている（食品リサイクル法第3条第1項の「基本方針」。具体的には、「食品資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（平成13年5月）の第2条に、再生利用の目標が定められている。目標年度は平成18年度とされている）。

具体的には、

20%を超えて再生利用等を実施している事業者には、現状維持

再生利用等を実施していない事業者には20%を目標

以上のように食品リサイクル法では現状のリサイクル率を相当向上させることを事業者に求めている。既にみたように、食品廃棄物のリサイクル割合は、業種によって差が大きい。特に、食品工業（飲食料品製造業）では、リサイクルが進んでいる反面、その他の業種では充分ではない。こうした業種間の差がある現状と、上に示した食品リサイクル法の目標から、本研究で対象とするリサイクル対象産業は、食品卸・食品小売業（以下簡単のために「商業」と略す）、外食産業、旅館・ホテル業の3部門とし、リサイクル目標としては30%を想定した。なお、本研究に使用した産業連関モデルは「線型」であるので、リサイクル目標と推計結果は比例関係にある。即ちリサイクル目標20%の結果を求めるのであれば、結果を2/3にすれば良い。

また、リサイクル先としては、リサイクルの現状から飼料、有機質肥料とし、バイオエネルギーなど今後期待される新たな用途については、利用可能な統計データが不十分であるので、除外した。

以上をまとめると、商業、外食産業、旅館・ホテルの3部門の食品廃棄物の30%を、飼料に6割、有機質肥料に4割リサイクルすると想定し、その場合の経済波及効果、雇用効果、環境負荷軽減効果を求めることとする。

5．リサイクルのシナリオ

産業連関表によってリサイクルの経済波及効果を算定する場合、対象となる食品廃棄物に価格があれば通常の均衡産出額モデルを用いることができる。しかし、本研究で対象とする食品廃棄物には価格がないから、通常のモデルは使用できない。そこで、リサイクル・プロセスを書いたシナリオを設定し、そのシナリオに沿って基準となる産業連関表（平成7年表）を修正する。即ち、産業連関表の計数を書き換える。この書き換えられた表は、バランスがとれていないから、書き換えられた表を数学的方法によって、バランス調整を行う、という方法で行った。なお、バランス調整の方法については、次節を参照。

なお、本モデルでは、最終需要不変という前提をおいていることに注意されたい（消費や投資などの最終需要が変化する予測モデルであれば、結果は大きく変わる）。

リサイクルのシナリオは以下の通りである。

商業，外食産業，旅館・ホテル業（以下「排出3部門」という）の廃棄物処理を3割減

排出3部門の食品残さを無償で，排出3部門が運賃を負担して，飼料，有機質肥料部門へ輸送（道路輸送，即ちトラック輸送）

食品残さの6割は飼料へ，4割は有機質肥料へ投入（飼料，有機質肥料側のコスト負担なし）

飼料へ投入された食品残さは，主原料である雑穀と，乾燥重量換算1対1の比率で代替。原材料代替であるから飼料の生産額は不変。ただし，雑穀購入コストが減少し，無償の食品残さを投入することで，飼料部門の付加価値は増加。雑穀輸入は減少。有機質肥料へ投入された食品残さは，乾燥重量換算した原材料投入増加率だけ生産が増加。ただし，投入される食品残さ（原材料）は無償であるので，有機質肥料部門の付加価値は増加する。

有機質肥料の生産増加に伴い，産出も増加し，化学肥料需要に代替（代替比率は金額ベースで1対1，重量ベースで1対20）。この結果，化学肥料部門の生産は減少し，製品および原材料の輸入も減少する。

この結果，原材料と製品の投入・産出関係を通じて，関連する産業の生産活動は，以下のように変化するはずである。

生産，付加価値ともに増加する部門

有機質肥料

生産は変わらないが，付加価値が増加する部門

飼料，排出3部門（廃棄物処理コストの減，道路輸送コストの増で差し引きコストの減）

生産が減少する部門

廃棄物処理，化学肥料

その他の産業は，他の部門の経済活動の影響により変化し，生産，付加価値ともに増加するか減少するか，アプリアオリには決まらない。

なお，分析に使用した産業連関表の部門分類は，出来るだけ基本分類（約450部門）に近いものが望ましいが，経済活動の類似性，結果集計の手間等を考慮し，農林水産業，食品産業は基本分類そのまま，他の産業部門は統合中分類に従って統合した表を使用した。しかし，飼料，有機質肥料，化学肥料，道路輸送など分析のキーになる産業については別掲し，この結果，部門数は，157部門となった。

6．モデル：バランス調整法

産業連関表は，縦（投入），横（産出）バランスがとられている。即ち，

投入バランス

$$\sum_i x_{ij} + V_j = X_j$$

産出バランス

$$\sum_j x_{ij} + F_i = X_i + M_i$$

2面等価

$$\sum_j V_j = \sum_i F_i - \sum_i M_i$$

ここで、 x_{ij} ：中間投入（ i 部門への j 部門の投入）

V_j ： j 部門の付加価値

X_j ： j 部門の国内生産額

F_i ： i 部門の最終需要

M_i ： i 部門の輸入

式の左辺が国内総生産（GDP）、右辺が国内総支出（GDE）、である。

リサイクルシナリオに沿って、産業連関表の原データを修正すると、バランスが崩れる。この崩れたバランスを調整する方法には、RAS法、Lagrange未定乗数法などいくつかの方法があるが、本研究では、以下に示す方法によって行った。この方法はRAS法のアプリケーションである。なお、以下の記述では、左辺の計算結果を、右辺に入れることを意味する。

産出調整

すべての行について、中間需要 + 最終需要 - 輸入を国内生産額（列）とする。即ち、

$$\sum_j x_{ij} + F_i - M_i = X_i$$

投入調整

すべての列について、中間投入 + 粗付加価値を国内生産額（行）とする。即ち、

$$\sum_i x_{ij} + V_j = X_j$$

2面等価のチェック

国内生産額（行）から計算される国内総生産と国内生産額（列）から計算される国内総支出を比較する。

$$(*) \quad |GDP - GDE| <$$

修正再計算

式の(*)の誤差が一定以下（以下）になれば、バランス調整がなされたものとみなす。もし、誤差が大きければ、国内生産額（列）を国内生産額（行）へ入れ替え、以下のプロセスを繰り返す。

なお、 ϵ としては、1億円と設定した。

7. 推計結果の要約

推計結果を項目別に、また主要産業別に統合して示したものが、第3表である。以下の表に沿って推計結果を簡単に解説する。

第3表 食品リサイクル率30%の場合の経済・雇用波及効果および環境負荷に与える効果

	国内生産額（10億円）				輸入額（10億円）				国内総生産（10億円）			
	基準値	推計値	差	率(%)	基準値	推計値	差	率(%)	基準値	推計値	差	率(%)
農林水産業	15817.8	15817.7	-0.1	-0.0	2376.0	2374.1	-2.0	-0.1	8853.3	8853.3	-0.0	-0.0
鉱業	1659.5	1659.4	-0.1	-0.0	5839.2	5838.5	-0.7	-0.0	795.3	795.3	-0.1	-0.0
食品工業	37751.0	37750.9	-0.0	-0.0	4690.6	4690.6	-0.0	-0.0	13406.9	13406.9	-0.0	-0.0
飼料	954.9	954.9	-0.0	-0.0	77.9	77.9	-0.0	-0.0	97.3	100.5	3.1	3.2
有機質肥料	150.7	163.3	12.6	8.4	1.0	1.1	0.1	8.3	44.4	55.1	10.7	24.1
化学肥料	341.7	328.1	-13.6	-4.0	50.0	48.4	-1.6	-3.2	113.7	109.2	-4.5	-4.0
その他製造業	275360.2	275344.2	-16.1	-0.0	21911.2	21909.7	-1.5	-0.0	91389.2	91383.7	-5.5	-0.0
建設	88149.3	88148.1	-1.2	-0.0	0.0	0.0	0.0	—	38954.5	38954.0	-0.5	-0.0
電力ガス熱供給	23368.9	23363.2	-5.6	-0.0	1.8	1.8	0.0	0.0	12614.7	12611.7	-3.1	-0.0
廃棄物処理	3094.7	2979.5	-115.1	-3.7	-0.0	-0.0	0.0	—	2155.5	2075.3	-80.2	-3.7
運輸	40897.5	40918.2	20.7	0.1	2507.9	2507.9	-0.0	-0.0	24073.2	24087.7	14.5	0.1
うち道路輸送	18378.0	18400.2	22.2	0.1	127.9	128.0	0.2	0.1	12518.2	12533.3	15.1	0.1
商業	102321.6	102317.7	-3.9	-0.0	156.4	156.4	-0.0	-0.0	70023.9	70017.0	-6.8	-0.0
外食	22894.9	22894.9	0.0	0.0	954.5	954.5	0.0	0.0	10272.0	10313.2	41.2	0.4
旅館ホテル	7004.9	7004.9	0.0	0.0	1633.1	1633.1	0.0	0.0	3318.2	3370.7	52.5	1.6
サービスその他	308116.9	308099.8	-17.1	-0.0	3523.9	3523.5	-0.4	-0.0	209714.3	209703.8	-10.5	-0.0
全産業合計	927884.3	927744.8	-139.5	-0.0	43723.6	43717.5	-6.1	-0.0	485826.6	485837.4	10.8	0.0
プラス産業計	70948.0	70981.3	33.3	0.0	2668.4	2668.4	0.1	0.0	37805.2	37927.2	122.0	0.3
マイナス産業計	856936.3	856763.5	-172.8	-0.0	41055.3	41049.1	-6.2	-0.0	448021.4	447910.2	-111.2	-0.0

	就業人口（千人）				排出CO ₂ （1000t）			
	基準値	推計値	差	率(%)	基準値	推計値	差	率(%)
農林水産業	4703.1	4703.1	-0.0	-0.0	5496.9	5496.9	-0.0	-0.0
鉱業	63.2	63.2	-0.0	-0.0	209.6	209.6	-0.0	-0.0
食品工業	1715.5	1715.5	0.0	0.0	3991.8	3991.8	-0.0	-0.0
飼料	10.2	10.5	0.3	3.2	69.8	69.8	-0.0	-0.0
有機質肥料	1.7	2.0	0.4	24.0	22.9	24.8	1.9	8.4
化学肥料	6.8	6.5	-0.3	-4.0	181.4	174.2	-7.2	-4.0
その他製造業	10977.7	10977.1	-0.6	-0.0	105905.3	105891.2	-14.0	-0.0
建設	7046.1	7046.0	-0.1	-0.0	4390.4	4390.3	-0.1	-0.0
電力ガス熱供給	346.6	346.5	-0.1	-0.0	95191.2	95168.4	-22.8	-0.0
廃棄物処理	256.6	247.1	-9.5	-3.7	563.7	542.8	-21.0	-3.7
運輸	3305.8	3308.4	2.6	0.1	45021.9	45049.4	27.5	0.1
うち道路輸送	2189.1	2191.7	2.6	0.1	23591.6	23620.2	28.5	0.1
商業	13949.2	13947.8	-1.4	-0.0	3770.5	3770.4	-0.1	-0.0
外食	3548.5	3562.7	14.2	0.4	2484.8	2484.8	0.0	0.0
旅館ホテル	592.5	601.9	9.4	1.6	691.5	691.5	0.0	0.0
サービスその他	20853.3	20852.2	-1.1	-0.0	14719.8	14719.2	-0.6	-0.0
全産業合計	67376.8	67390.6	13.8	0.0	282711.6	282675.1	-36.5	-0.0
プラス産業計	9174.0	9201.0	26.9	0.3	48221.1	48250.5	29.4	0.1
マイナス産業計	58202.7	58189.6	-13.1	-0.0	234490.5	234424.6	-65.9	-0.0

注1) 基準値は、平成7年値である。

(2) 本文に記したように、推計モデルは157部門で組み立てられている。本表は、157部門の結果を統合したものである。

(3) 電力ガス熱供給には、水道も含む。

(4) 「うち道路輸送」は、運輸部門の内数である。

(5) プラス産業とは、基準値との差がプラスになる部門を合計したものであり、マイナス産業とは、基準値との差がマイナスになる部門を合計したものである。プラス産業計+マイナス産業計=全産業合計となる。

(6) 排出CO₂の全産業合計には、家計部門などの民生部門の活動から排出される部分は含まれていない。この意味で、我が国全体の排出CO₂より小さい。

(1) 国内生産額

国内生産額は、全産業合計で1,395億円減少する。最も大きく減少するのは廃棄物処理であり、1,151億円、率にして3.7%の減となる。排出3部門(商業、外食、旅館ホテル)は、シナリオによれば国内生産額は不変であるが、商業部門については、他の産業部門からの影響によりわずかな減少となる。

増加する部門は、有機質肥料と道路輸送のみであり、他の部門の国内生産額は減少する。有機質肥料生産は、126億円、8.4%の増加となる。一方運輸部門は、廃棄物処理部門への産出の減少はあるが、食品残さの輸送に伴う道路輸送の増加などから207億円の増加となるが、増加率は小さい。

また、化学肥料部門は、有機質肥料の生産増加による需要代替によって、国内生産額で136億円、4.0%の減少となる。

さらに、電力ガス熱供給などのエネルギー供給部門は、道路輸送の増加はあるものの、エネルギー多消費型の産業である廃棄物処理の減少などから、若干の減少になる。

(2) 国内総生産

国内総生産は、国内生産額から中間投入を控除した、付加価値である。シナリオにある通り、食品残さを無償で排出3部門から、飼料、有機質肥料へ投入するなどの操作を行うことにより、国内生産額は変わらなくても、付加価値である国内総生産が変化する産業はいくつかある。

国内総生産は、108億円の増加となる。GDP全体に占める比率は小さいが、国民経済全体に与える影響は、プラスであることは、この結果から確認された。

総生産が増加する産業は、排出3部門のうち外食、旅館ホテル、有機質肥料、飼料、運輸などである。総生産減少の大部分は廃棄物処理であり802億円、3.7%の減少となる。

排出3部門のうち、商業については、食品関連の商業は、外食、旅館ホテルと同様に総生産は増加するはずであるが、商業部門全体に占める食品関連商業の割合が27%と低く、食品以外の商業部門は総生産が増加しないことから、相殺されて、商業部門全体では総生産はマイナスとなっている。

(3) 就業人口

産業連関分析による産業別就業者の変化は通常「就業係数 = 就業者 / 国内生産額」を使って行われる。就業係数は、その定義からわかるように、各産業が生産額1単位当たり何人の就業者をかかえられるかを示しており、生産額で測った労働生産性の逆数である。この就業係数による分析は、各産業の生産構造が変わらないという前提で行われる。しかしながら本研究では、食品残さの無償による産業間移動を前提とし、関係する産業部門については付加価値と中間投入の比率が大きく変化する、即ち付加価値率がリサイクルを行う前と後で変化する。そのため、通常の実業係数とは異なり、「就業係数 = 就業者 / 国内総生産」と定義した。

この就業係数によって、推計結果を産業別就業人口の増減として表すことができる。

就業人口は、全産業合計で、1万4千人の増加となり、食品リサイクル施策は雇用面でもプラスの効果を持つことが確認された。産業別には、外食産業、旅館ホテル業などの排出部門の他、飼料、有機質肥料、道路貨物輸送などで増加し、廃棄物処理、化学肥料などで減少する。

(4) 排出 CO₂

産業活動に伴って排出される二酸化炭素（以下「CO₂」と略す）の量については、何人かの研究者による推計がある。推計者によって結果はかなり異なるのであるが、本研究では、森口・南齋〔2〕による結果を使用した。理由は、森口・南齋推計は、平成7年産業連関表の基本分類に対応した形で公表されており、本研究の推計結果をリンクさせ、排出CO₂を推計することが、技術的に容易だからである。

排出CO₂量の推計は、森口・南齋による「CO₂排出係数（国内生産額当たりCO₂排出量）」に本推計結果の産業別国内生産額を乗じて求めた。

全産業合計のCO₂排出量は、36.5千トンの減少となる。本研究の対象となった食品リサイクルにより、CO₂排出量は減少し、この指標で測った環境負荷は軽減することが確認された。環境負荷を計測する指標は必ずしもCO₂排出量だけではないが、少なくともこの指標によれば、食品リサイクル施策は、CO₂排出を減少させることが確認されたわけである。

産業別には、電力ガス熱供給などのエネルギー産業、廃棄物処理、化学肥料などの減少が大きく、道路輸送などの運輸業では増加する。

なお、本推計の全産業合計には、民間消費等の最終需要部門、即ち家計消費等の活動に伴うCO₂排出は含まれていないことに注意が必要である。

8. 残された課題

本研究では、食品リサイクル施策の推進が、国民経済並びに環境負荷に与える影響を産業連関分析の手法を用いて推計した。もちろん産業連関モデルによって行った推計であるので、一定の前提をおいてのものであり、結果の解釈にも一定の限界はある。もっとも大きな限界は、リサイクル先を飼料、有機質肥料に限定したことであろう。

食品リサイクルの用途として、技術的にも最も期待されている部門は、エネルギーとしての利用であろう。食品リサイクルのバイオエネルギー利用に関しては、現在いくつかの実験プラントが稼働している。しかし現状では、こうした実験プラントが本格稼働し、エネルギー供給の一翼を担うようになるためには、技術的な問題を別にしても、クリアすべき経済的、制度的問題が山積している。本研究のリサイクル目標の対象年度が平成18年度であるから、ある程度の実用化を見込むべきかもしれない。こうした問題意識のもとに、実験プラントの現地調査なども行ったが、制度的な問題に直面するにとどまった。まして、産業連関表の中にバイオエネルギープラントの経済活動を組み込んだ上で、本研究

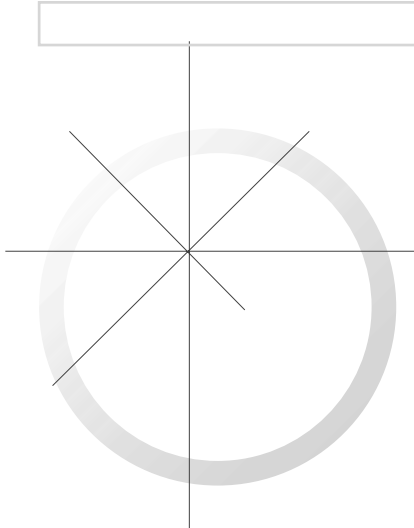
で行った推計プロセスを行うことは極めて困難であることが明らかになった。

こうした事情から、本研究には、バイオエネルギーに関する部分は組み込むことは出来なかった。今後の検討課題としたい。

- 注1) リサイクル施策によって、リサイクル産業は成長する。しかし、リサイクル産業が生産する商品に代替される商品を生産している産業の生産は、需要不変という前提の下に、減少する。このようにリサイクル施策は、一般的に、経済にプラスとマイナス両面の影響を与え、国民経済全体として、経済を浮揚させるかどうかは、少なくともアプリアリには決まっていない。
- (2) 食品リサイクルの優良事例として紹介される施設にしても、設計・計画段階は別にして、その経済性について十分な評価がなされているとは言い難く、まして施設稼働に伴う環境負荷の軽減を計測した事例は皆無に等しい。
- (3) 経済活動に伴って発生する製品や原材料の輸送活動のうち、運輸サービスを購入することなく経済活動を行う主体自らが行うもの。
- (4) 平成7年産業連関表の基本表は、「自家輸送」部門のある形で作成されている。本研究では、自家輸送活動の変化も推計対象とするため、自家輸送を各産業の生産活動に含めた形で作成された表、即ち「自家輸送なし」の表が必要である。
- (5) 生産活動に伴って発生する屑・副産物は生産額に含めず、屑・副産物の販売額はマイナス投入によって処理する方法もあり、鉄屑、非鉄金属屑などの部門はこうした方式で生産額が推計されている（ストーン方式）。しかしながら、飼料、有機質肥料部門の原材料供給産業である農水産業、食品工業では、屑・副産物も生産額に含めて推計されている（一括方式）。この場合、屑・副産物に一定の価格を想定して生産額を積み上げることになる。第2表に示された農林水産業、食品工業部門から飼料、有機質肥料部門への原材料投入のかなりの部分は、こうした屑・副産物である。

【参考文献】

- 〔1〕 農林水産省「食品リサイクル法」参考資料1「食品廃棄物の現状」。
- 〔2〕 森口祐一・南齋規介（2000年4月）「産業連関表によるエネルギー・二酸化炭素排出原単位 95（版）」（<http://aerosol.energy.kyoto-u.ac.jp/lca/l-Otable/public.html>）、国立環境研究所・京都大学。
- 〔3〕 吉岡完治他（2001年5月）『環境分析用産業連関表』慶應義塾大学産業研究所叢書、慶應義塾大学出版会。
- 〔4〕 吉田泰治（2001年11月）「食品リサイクルに関する経済波及効果の推計」、平成13年度日本食品化学工業会関東支部大会シンポジウム講演要旨。



農林水産政策研究所の 組織機構改革の経緯と概要(下)

篠原 孝

はじめに

1. 組織機構改革の検討開始
 - (1) 行政改革会議の考え方
 - (2) 組織機構改革の基本理念
 2. 総研の組織的特徴
- (以上レビュー2号)
3. 検討経緯 (以下本号)
 - (1) 本省における検討
 - (2) 研究所における検討
 - (3) 新組織の発足の経緯
 4. 開かれた政策研究所に向けて

3. 検討経緯

(1) 本省における検討経緯

1) 6者協議

総研の改革をオーソライズするため、99年1月関係幹部の間に6者協議の場が設けられた。官房2名(総務審議官, 文書課長), 農総研2名(所長, 企画連絡室長), 技会事務局2名(局長, 篠原研究総務官)というメンバーで数回意見交換を行った。もちろん, 原案は, 農総研と技会事務局がすり合わせを行い, 6者協議の場にかける形となった。その骨子は以下のとおり。

行政改革において農業総合研究所は, 政府の企画立案に参画する政策研究機関として位置付けられており, 現在, 国会で審議中の食料・農業・農村基本法等に沿った新しい農政の展開が求められている中で, 長期的観点に立った政策研究, WTO次期交渉等に対応した海外情報収集, 各種施策の評価等の課題に適切に対応するため, 次のような改革を行う。

農業総合研究所を農政の企画・立案のための研究機関として位置付け、2001年4月の試験研究機関の独立行政法人化に併せて、所管を従来の農林水産技術会議事務局から大臣官房に移管する。

その際、農政の企画・立案等に参画するため、総合政策部の設置、行政との連絡を密にするための政策研究調整会議の設置等、所要の組織改革を行う。

2) 中川農林水産大臣の来所

1999年6月21日午後、中川昭一農林水産大臣が突然、総研に来訪された。通常国会の会期末、与野党間において延長期間について話し合いが行われている最中であった。いつ再開されるともわからない国会に足止めされている中で束の間の来訪だったが、既に総研の概要のパンフレットを読了され、エイメリー文庫等の名も承知されており、いきなり具体的質問に入られた。

総研改革については、前述のとおり準備はかなり進めていたが、少なくとも6者協議の結果などを大臣に説明したことはなかった。国会が閉店状態になった前の週に総研改革の一部が大臣の耳に入ったものと推察される。中川大臣は、以下の3点について指摘された。

行政、大学、民間研究機関との人事交流を活発化する。

研究成果を目に見える形にする。

農林水産業を一体とした社会科学系の研究を農総研で行う。

中川大臣は、クローンや遺伝子組換えといった新しい技術にも詳しく、農林水産研究の重要性については相当認識が深く、その延長線上で政策研究の重要性も承知しておられた。また、当省の縦割りの弊害にも苛立っておられ「他省庁は省庁を超えて統合しているのだから、農林水産省でも研究ぐらいは農・林・水が一体的にするべきだ」と強い調子で述べられた。外に向かったの発表も、所沢のダイオキシン報道に巻き込まれた経験から消費者なり国民に説明する必要性を日頃から痛感された上でのものであった。

つくばの研究所は、目に訴えるものも多くあり、歴代大臣もよく訪れておられるが、これといった実験施設があるわけでもなく、たった一つ都内の離れた所にある当所に忙しい現職大臣が訪れられたことはかつてなかった。その意味では極めて異例のことであったが、後講釈で言えば、総研改革に対する農林水産省としての肝入れの一つであった。

この後、秋(11月)には、高木事務次官も来訪され、全職員に向かって総研改革の必要性を直接語ることになった。

かくして、農林水産省の最高幹部の支持も受けて総研の組織機構改革はかつてない規模とスピードで推進されていった。

(2) 研究所における検討

その後99年8月1日付けで、私が総研の研究調整官に異動になった。辞令にはかつて

ない「改革担当」という文字が入っていた。それまで技会事務局の研究総務官として、いわば外から総研の組織機構改革に取り組んでいたものを、今度は内から取り組むことになった。

1) 改革検討体制の整備

そこで、早速、所内に所長、企画連絡室長、部長等をメンバーとする「研究体制改革検討委員会」を作るとともに、実質的に改革に取り組む事務局も編成した。企画科長の他、研究3部から1名ずつ参加してもらったこととなった。それと同時に技会事務局内にも三野研究総務官を主査とする新体制検討委員会が設けられた。

2) 他省庁の政策研究機関の調査

99年の秋、最初に取り組んだのが、他省庁の類似の政策研究所の組織機構なり研究の仕組みである。インターネット等である程度はわかっていたが詳細はやはり直接聞くに限る。各人が2～3人ずつチームを組んで分担して各研究所を訪問し、共通の質問表に基づいて情報収集に努めた。私自身も、大蔵省財政金融研究所、厚生省国立社会保障・人口問題研究所、通産省通商産業研究所、外務省所管の財団法人日本国際問題研究所に出向いた。そして、一覧表にまとめた。主な項目は、沿革、定員、研究職員数、組織体制、今回の行政改革の方向、幹部（所長、次長）、研究テーマの設定、研究への行政の関与、研究手法、予算額、行政との連携のあり方（所管課、行政との連絡会議）、行政との人事交流、大学との交流、客員研究員制度、研究成果の公表、刊行物、所在地等多岐にわたった。項目を詳しく調査してみると、各省それぞれ特色があり、学ぶべき所が多くあることがわかった。我々はその中から、言ってみれば「いいとこ取り」することとした。

3) 有志との意見交換会

また、所内のコンセンサスを得るべく「事務局と有志との意見交換会」も99年の10月8日を皮切りに、99年内に7回持ち、改革の全容をまとめる00年3月に8回目を最後に終了した。それを受けて、4月には研究3部からの参加者を中心に事務局メンバーを拡大して、本格的な組織機構改革案の作成作業に入った。

4) 技会事務局との調整

この間に、事務局メンバーで、10年後の総研の姿を想定した議論も行うなど、長期的な観点を踏まえた検討も行った。

更に、00年2月21日には、総研改革について三輪技会事務局長と島本所長を含めての意見交換会も行い、本省側とのコンセンサス作りも着々と進行した。

そうした中で、総務審議官として総研改革をそれこそ全面的に支持していただいた城さんが3月8日突然不帰の人となった。しかも、高木次官と三輪局長の本件についての話し合いに官房の担当者として加わらんとされていたその朝の出来事だった。その日の夜、文

書課の担当者と意見交換しつつ、涙を流し続けた。

その後、一段と気を引き締めて、改革案の検討を急いだ。

5) 生活技術研修館の移転問題

この間に六本木にある生活技術研修館の西ヶ原グランド移転問題が突然持ち出された。08年には建て替えを指摘される一方で、近隣の麻布グリーン会館も民間に売られたこともあり、いわゆる特々会計に乗って現有地を高く売り、その資金で移転しようというものであった。当研究所の本館も08年に耐用年数に達することになっており、研修施設などの共通部分を含め一緒に建て直すことも考えられた。

しかし、その一方で、他省庁の政策研究所と同様に霞が関に移転する可能性も残されていることから、当方としては1年検討を待つべしという立場であった。

本件は諸般の事情から1年見送られ、その後も地価の下落と意外に高くなる建設費という二つの事情からその後進展していない。

6) 霞が関分室の設置

総研が政策研究所に変わるためには、名称の変更はもちろん研究部体制の整備、行政との人事交流等数々の改革が必要なことは明らかであった。そして、現実的な手法の一つとして、行政との物理的距離を縮めること、すなわち研究所の霞が関移転が考えられた。ところが、省内では、総研が行政に大して役に立っていないのに何で霞が関になど来れるのか、という声が大半であり、なかなか賛同は得られなかった。ただ2)で述べたとおり、経済官庁の研究所は押しなべて霞が関にあることから、総研の霞が関移転も理屈の上では十分に考えられることであった。

その前に、他の自然科学系の研究所が全てつくばに移転する中で、総研自体が自ら霞が関との緊密な連携を理由に西ヶ原にとどまることを主張し、唯一の例外としてつくば移転しないでいた。この理屈を突き詰めると、政策の企画立案部局との連携をより密接にするためには霞が関に移転するのが自然の流れとなる。事実、他省庁特に動きの早い経済官庁の政策研は霞が関の本省内にある。

この考え方に両手を上げて賛成し、担当として密かに尽力してくれたのが城総務審議官であった。しかし、大半の関係者は諸々の要求の中でも最も荒唐無稽なものとして、ほとんどまともに考えてくれなかった。また、現実には今まで行政との連携などあまり考えずにやってきた研究者には、霞が関への全面移転など考えられるはずもなかった。

このような四面楚歌の状況の中では、「分室」の設置要求にとどめておく以外になかった。

こうして、総研改革の案が徐々に固まっていった。

00年4月時点での総研改革案の主な項目は以下のとおりであった。

所管の大臣官房への移管

農林水産総合政策研究所への名称変更
農林水産政策研究の一体化
政策研究調整会議の設置
次長（指定職）の設置
研究3部体制の拡充強化
総合政策官および同補佐（研究者4名，行政官4名）の設置
～ に伴う30名の大幅定員増
農林水産研修所等の研修業務の統合
客員研究員の設置
霞が関分室の新設

7) 企画室説明

4月26日，所管課になる官房企画室へのはじめての説明が行われた。しかし，大幅な増員要求を中心に全く意見がかみ合わず，双方とも溜息をつくばかりであった。それは，この時の指摘を踏まえて行われた5月18日の第2回目会合も同じだった。当時の企画室の主な指摘は以下のとおりであった。

- ・ 30名増員の要求は説得力がない。
- ・ 本省では課室を縮小しているのに，1部を増やし，総合政策官も新設するなどとてもできない。
- ・ 林水の取り込みも今頃言い出しても可能性はない。
- ・ 総研は第2企画室，第2調査課となるべきで，行政の要望に応じて政策の選択肢を示してくれる研究をしていくべき。
- ・ 次長の指定職の要求は非現実的。
- ・ 研究所の独法化は既に終了しており，指定職要求の「座布団」にはならない。
- ・ 他省庁との横並びのいいとこ取りなど認められるはずがない。

今回のプロセスは少々特殊であった。つまり，要求は形式的には所管課の企画室のものとして扱われるのに，その当の企画室が総研案をとんでもない非現実的な要求としかみていなかったのである。しかし，これは経緯を考えると仕方のないことであった。なぜならば，官房への移管も何も官房からの発意ではなく，技会なり総研が言い出した6者協議で合意が成立したものであり，事前の段階で企画室は蚊帳の外に置かれておりいってみれば総研が押しかけ女房に等しかったからだ。もっといえば，企画室にとって，新基本法に基づく最初の基本計画の推進という大事な作業に忙殺される中にふってわいた「厄介もの」でしかなかったのかもしれない。

私は，「意見はいただくが，査定はしないでほしい」とお願いし，ほぼ当初案どおり話を進めた。定員30人増，次長指定職，霞が関の分室等について，「超々過大」，「前代未聞」，「荒唐無稽」とかの陰口も聞こえてきた。農林水産省の組織全体が，様々な組織の独立行政法人化をはじめとして全てが縮小させられている中では総研の組織機構改革が破格の要

求という認識は極めて当然のことであった。

00年6月8日、島本所長のあとを受けて私が第14代の所長を拝命した。総研改革を肅々と進めることに何ら変わりはなかった。

8) 基本方針の堅持

盛りだくさんの組織機構改革案に対し、周りからは非現実的という声もあったが、諸般の事情を考慮してのものであり、私はどうこき下ろされようと基本線は崩さなかった。理由はいろいろあったが、主なものを挙げると以下のとおりである。

- ・組織要求には、予算要求と異なりシーリングがなく、大きな要求をして認められなかったとしても他にそれほど迷惑がかからない。
- ・同じ予算をしつこく要求してもムダだが、組織要求は年目だからという「泣き」も通用するので、頭出しは常にしておく必要がある。
- ・組織要求はまさにスクラップ・アンド・ビルドであり、独法化のプロセスにおいて多くをスクラップしている当省は、ビルドの要求をすればそれなりに受け入れられる余地がある。
- ・推進本部は、政策の「企画立案」と「実施」を明確に分け、後者は地方に任せたり、独法化したりして縮小する方針を打ち出しているのに対し、「企画立案」部門はむしろ拡充すべきものとしており、総研はその拡充部門に当る。
- ・だとすれば、総研を「政策研究所」に衣替えして再出発させる拡充要求は十分に認められる可能性がある。
- ・現実的な理由として、組織要求の査定をする文書課筋から一連の拡充要求に対してそれなりに対応する感触を得ていた（ただ、この感触も確たるものではなくこの時点では企画室にもいえた話ではなかった）。

企画室は農林水産省の参謀本部として大忙しであったが、実質的には信夫^{しのぶ}企画官が窓口となり事務的な作業を担当した。信夫企画官の精力的な取り組みと総研の香月、薬師寺と続いた2人の企画科長をはじめとする研究体制改革検討委員会事務局メンバーの踏ん張りにより、8月末の組織要求案の詰めが連日精力的に行われた。その結果、6)の項目の中でいうと研修業務の統合と客員研究員の制度化以外はすべて原案どおり進めることになり、8月末にまとめられた農林水産省要求に織り込まれた。

大蔵、通産、経企庁などの経済官庁では、研修の講師の選任などが研究の延長線上にあることもあり、研修所が研究所の中に設置されていた。総研でも秘書課の要請により経済企画職員研修を担当していた。また、当省でも普及関係の研修施設を農林水産研修所に統合するなど研修業務の統合が進んでいた。更に、(2)の5)のように生活技術研修館との共同研修施設の話もあることから、政策研に研修業務を統合することが考えられた。しかし、関係者の反対で断念した。

一方、客員研究員制度は、様々の行政需要に対応したプロジェクト研究を行うためには不可欠であった。僅か50人余の研究員では全ての分野を網羅できず、外部の有識者に客

員研究員として参加してもらわなければならないことは明らかだった。しかし、28人の増員要求の一方で2～3人の人件費ですむ客員研究員制度を要求するとまずいので断念した。その代わりプロジェクト研究予算の中に謝金と委員等旅費の形で織り込むこととした。

更に、名称について竹中官房長より、「総合の英訳もなく、また全体が長すぎるので省の名前に政策研究所をつける簡単なものにすべきではないか」と指摘があり、「農林水産政策研究所」というあっさりした名前で行くことを決定した。ふたを開けてみると他省庁の政策研究所もほとんどが省の名前＋政策研究所であった。

(3) 新組織発足の経緯

幾多の紆余曲折を経て、00年12月大筋において我々の組織機構改革要求が認められ、内示された。その主なものについて、経緯を書き留めると以下のとおりである。

<大臣官房への移管>

全くどこからも異論が出なかった。98年秋に技会事務局内で本案を提示した時に、OBを含めて了解をとりつけるのに時間を要したぐらいであった。もともと政策研究所だったにもかかわらず、他の自然科学系の研究所と同じく扱われ、技会事務局の傘下にあったのが不自然だったのである。さる幹部OBが「なんで官房になかったのか不思議だ」と嘆息したのが象徴的である。当省には矛盾がわかっているにもかかわらず手がつけられないものがあるが総研の所管問題もその一つだったといえよう。

<農林水産政策研究所への名称変更>

00年1月の省庁再編に合わせた他省庁の社会科学研究所が既におしなべて「政策研究所」と査定されており、これまた当省を一步出た途端、全く異論なく認められた。中川大臣のご指摘を待つまでもなく他省庁は省庁そのものが統合させられている中で、同じ省内で農・林・水が別々に政策研究を行うというのは今回の行政改革の流れにそぐわないことは明らかだった。ただ、独法化が決定していた森林総合研究所と水産総合研究センターにおいてもそれぞれ独自に林政、水産行政の政策研究を行うことが決まっていたこともあり、省内調整に少々時間を要することになった。純粋な林政と水産行政まで政策研において排他的に研究するというわけではなく、国際貿易、食料自給、資源管理等の農・林・水に共通の政策課題を農林水産政策研究所で一体的に行うことで結着した。

<次長(指定職)の設置>

いわゆる座布団を巡り最後の段階で少々苦労したが、次長(指定職)が認められた。

二つの指定職を原則として行政職と研究職が交互に務めることを狙いとしている。つまり、幹部人事においても研究と行政の融和を図るということである。

しかし、先行していた内閣府の社会経済総合研究所(旧経企庁の経済研究所)の所長に、浜田宏一エール大学教授(元東大助教授)が次官級の処遇で就任する新聞記事が出るに及

び、総務庁からは将来は政策研においても学者を含めて幹部人事を行うことがあるのかと問われた。新しいといえば新しい考えだが、総研の発足時に東大教授を兼任する東畑精一所長の下に次長が置かれたことを考えると総務庁の示唆は原点回帰以外の何物でもなかった。

当方の考え方にも最初から織り込んでいたが、他省庁も同じ考えだとは知らなかった。政策の拡充、名称、所長人事等において各省とも同じような改革を目指していることに驚かされた。本件にしろ何にしろ、諸々の改革案は内部ほどコンセンサスが得にくいようだ。つまり、当省なり、政策研の常識が一般の常識と少々ずれているのかも知れない。

< 政策研究調整官，政策研究調査官の設置 >

研究と行政の連携の鍵を握るのが8人の仲継ぎ役である。当初は研究者と行政官が2人ずつ計4人の総合政策官と4人の同補佐という形で、行政官の総合政策官には研究者の補佐がつき、逆に研究者の総合政策官には行政官の補佐がつき、それぞれ足りないところを補いつつ、研究調整業務を遂行することを考えていた。つまり、行政職、研究職が1人ずつチームを組み一つのプロジェクトを担う、いわばベストミックスの形態を考えていた。研究と行政の中間の仕事をするのだから同じ職場（分室）で同じ肩書きにするのが自然であり研究と行政の融合・連携の象徴でもあった。

ところが、省内取りまとめの最終段階で秘書課から研究職と行政職が同一の職名に就くのは認められないという形式的な問題が指摘された。

我々が、二つの職種を併存したもう一つの現実的理由として研究と行政の交流のネックとなる給与格差があった。研究職と行政職の職変に伴う給与格差の問題は、数字をもって秘書課にも示してあった。悪いことに入省して10年弱は研究職のほうが給与が高く、その後行政職のほうが高くなり、差が拡大していく。

こうしたネックを回避するためにも研究職は研究職のまま、行政職は行政職のままのほうが都合がよかったのだ。

人事院が研究職の職種を残すべきかどうかという検討に入ったということも聞こえてきた。つまり研究職と行政職の垣根すらなくなりつつあった。当省をはじめとする自然科学系の試験研究機関の独法化によりオール公務員の中で研究職の数が減り（例えば当省は、政策研の50余名と動物医薬品検査所の20余名のみ）、一つの職種として存続させるに足りなくなるとの論議が出つつあった。

しかし、我々の主張は最後まで聞き入れられず、総合政策官を研究職の政策研究調整官、同補佐を行政職の政策研究調査官に変更することを余儀なくされてしまった。01年10月以降に分室人事が本格化すると、案の定、職種変更に伴う給与格差が問題になり、一部は給与の大幅ダウンを防ぐため元の職種のままに併任にして分室に駐在してもらわざるをえなくなってしまった。些細なことだが、今回の改革の中で最も大きな取りこぼしであった。

行政と研究の連携は、詰まるところ研究職の存在意義の問題とも直結する。省内には、「政策研は行政の企画立案そのものに参画するが故に唯一国の研究所としての存在が認め

られたものであり、全員行政職に職変し、研究職の採用はせずに行政職が研究所に異動して研究業務を携われればよい」という強い意見もあった。現に他の経済官庁はどこも研究職の採用はしていない。この考えは私が研究総務官当時から、当省の幹部や官房筋から実現を迫られていた。それに対し、私は、「一般の産業界と異なり、民間の農林水産業界には研究者を抱える風土もなく、また支える財力もないことから、国が責任を持って有能な研究者の育成をしなければならない。そのためには研究職は残すべきである。研究における行政ニーズの把握は、むしろ行政との人事交流や政策研究調整会議等を通じて行えば足りる」と主張し続け、現在に至っている。

< 30人増 6人増 >

農林水産省全体が押しなべて定員削減を課されている中で、大幅な増員を伴う我々の組織改革要求は省内では白い眼で見られどおしだった。しかし、一步省外に出ると、削る所を削るなら必要な所を増やしてもよい、というのが一般的な対応であり、この時の総務庁の方針として特に政策の企画立案部門は拡充すべき分野となっていた。その証拠に当省にも各局に 政策課を作れという指示が下りていた。そして、食料政策課、農村政策課等が新設されていた。

当省は何でも抵抗して粘ることにたけているが、前向きな局面で打って出ていくことが苦手であった。そして、その悪い癖は組織要求で最も顕在化していたといってよい。組織定員の削減に慣らされて縮み志向になっているのか、今回も同じ図式の中で結着することになった。

企画室が難色を示した30人増要求だったが、文書課は2名削っただけの28人増要求を認め、当省を出ることになった。最近の査定は、かつてのように全面的に認めずとか上乘せ査定とかの荒っぽい査定はなく、各省の自立性を重んじ、総枠で査定する傾向にある。しかし、最終的には他局庁の定員削減計画、省全体の増員数のバランス、当所の欠員数等が考慮され、当方の増員は6人増にとどまった。

2桁の増員が認められたあかつきには、欠員分も含め、30人近くの研究者を大々的に公募し、新しい血を外から一挙に導入して、政策研に脱皮することを目論んでいたが、残念ながら夢だけで終わってしまった。とはいえ、企画評価課の関係職員を含めて10人増というのはかつてないことであった。

< 霞が関分室の設置 >

官房に移管することに伴い、政策研所長は農林水産省の幹部会合である「新基本法農政推進本部」会合のメンバーになった。政策研のスタートは01年4月だったが、武本企画評価課長の「善は急げ」という判断のもと00年秋から参加することになった。こうしたことから、政策研への転換に合わせて霞が関に所長室なり政策研究調整官室を設けることについては、官房幹部をはじめとしてかなり理解があった。

しかし、私は密かに政策研全体がこぞって霞が関に移転することも念頭に置いていた。

それを関係者にインプットするため、当初から、各省政策研究所の比較一覧表に所在地の項目を入れておいた。次長の指定職も同じ目的で項目に入れて、常に総研が経済官庁としては唯一離れたところにあること、80人を超える規模なのに指定職次長がないのはおかしい、と、まずは横並びから説いて回った。ところが分室には多少理解を示す人たちも全面移転となるととても無理という反応であった。しかし、前述のとおりつくばに移らなかったのも、今回唯一国の研究機関としての存続が認められたのも、全て行政との緊密な連携の必要性からであり、行政部局の近くすなわち霞が関がベストの居場所というのは自然な流れであった。

また、前例もあった、すなわち96年厚生省の研究所である人口問題研究所と特殊法人の社会保障研究所が統合して、国立社会保障・人口問題研究所になった時に、新たに旧家庭裁判所ビルの7、8階に移転した。つまり、片方は天上市したことになる。1階から6階に厚生省の統計情報部が入り、研究に欠かせない統計との連絡も容易になり、研究者にとってはこの上ない絶好の配置になっていた。行政との連絡も極めて取り易くなったが、建物は別であり独立性はそれなりに保たれていた。狭いながらも、一応個別の仕切りがあり、大部屋でざわついていることはなかった。私は、政策研も同じようになればと画策した。

省庁再編で、霞が関でもかなりの部屋の移動があることは目に見えており、そこには何らかの空き部屋が生じると、政策研も霞が関に移ってくるチャンスが生まれてくるはずであった。私は、新設になった総務省ビルの一角に移ればと、城総務審議官に構想を打ち明けた。これこそ超々過大要求であったが、にっこり笑って受け止めてくれた。

戦後最大の省庁再編であり、各省間でどのような陣取り合戦が行われたか定かではない。組織要求と異なり、本件は官房任せでありその後ただの1度も要求書を書いたことはなかった。そして、当省に割り当てられたのが、あちこち移動した後の残りともいえる。旧郵政省（現郵政事業庁）の2階の半分であった。驚いたことに、全く同じ理由で永田町にあった科学技術政策研究所が旧科技庁の行政部局が移転した同じビルに移ってきていた。世の中大体理屈どおりに動いているのである。

政策研への割当てはかなり広いといえば広がったが、とても政策研全体が移るわけにはいかなかった。例えば図書館は明らかに移るスペースはなかった。それにもかかわらず図書館など抜きにしても強引に移すべきだといった暴論もあった。

当省は、旧国土庁の農村整備課や山村豪雪振興課が統合され、2人の副大臣の部屋も新設されたことから、手狭になっており、会議室がかなり不足していた。このため、政策研の分室設置をとりやめにして、全てを会議室という、全くの逆の極論もあった。

領土紛争よろしく部屋割りにはいつも様々な思惑が錯綜してくる。最終的には当省に割り当てられた2階の片側の約3分の1近くが政策研に割り振られ、所長・次長室、政策研究調整官室、セミナー室の3部屋が置かれ、所長が次長のいずれか1人と政策研究調整官等が駐在することになった。

調整官室は霞が関の常識からするとかなり広く、1人当たりの専有面積でいうと省内に

も例がないほどの広さである。

< 政策研究調整会議の設置 >

政策研の次長，企連室長，研究3部長と各局庁の政策担当課長をメンバーとする政策研究調整会議が発足し，プロジェクト研究や研究評価について意見交換を行うことになった。また，その下に連絡会議も設けられ，具体的事項についてより綿密な研究と行政の連絡調整が行われつつある。

< 研究3部体制の改革 >

研究3部体制をどうするかについては様々な意見があった。そもそも部制をなくす案，環境部門を独立させて4部とする案，行政との連携に配慮して本省の局庁に合わせた部体制とする案等である。

いろいろ議論を重ねた結果，評価・食料政策部（環境関係を含む），地域振興政策部，国際政策部の3部体制とすることになった。所の名前自体に政策が入ったことを受けて，3部にもすべて政策をつけることとし，政策と直結した研究を行うことをより明確に打ち出した。

< 参与メンバーの刷新 >

総研には，他の研究所と同様にいろいろアドバイスをいただく機関として，7名の学識経験者からなる参与会議が置かれていた。政策研に衣替えするに当たり今後，機関評価もしていただくことから，メンバーを農林水産業界，消費者グループ，ジャーナリスト等にも広げ，学界もより広い分野の方々に参与になっていただくことにした。その一環として，世界的に著名なレスター・ブラウン アースポリシー研究所所長（前ワールド・ウォッチ研究所所長）も加わり，11名となった。新メンバーは別表のとおりである。

< その他 >

今回の改革に当たり，総務部，旧資料部の中味については手を加えないこととして，今後の検討に委ねることとした。

また，従来技会事務局で担っていた研究管理業務については，政策研が官房に移管することを受けて，企画評価課に政策研究管理官を含め4名の政策研究推進班が新設された。

4．開かれた政策研究所に向けて

こうして，01年4月1日，農林水産政策研究所が発足し，分室も念入りな移転工事を経て8月に開設された。官房関係各課，技会事務局等の関係者のひとかたならぬ理解と協力，そして当研究所の関係者の一丸となつての取り組みが実を結び，1946年の研究所発足以来の大きな組織機構改革が一段落した。

同時に、嘉田良平・前京都大学教授を新設された政策研究調整官に迎え入れた。02年4月1日には、行政官から一挙に4人の研究員を迎え入れ、1人が本省に出向するという行政との人事交流も一歩前進した。02年6月1日には、愛媛大学との人事交流も始まり中道仁美助教授が政策研に出向し、千葉典研究員が愛媛大学助教授に出向した。既に、韓国と中国の研究員が在籍しているが、7月1日からは2度目のOECDとの人事交流により、アメリカ人も加わり、3名の外国人研究者が在籍することになった。いまだかつてないことである。また、02年には約30名弱の客員研究員がプロジェクト研究に参加してもらうことになっている。しかし、研究者と行政官が半分ずつ配置される予定だった分室（政策研究調整官、同調査官）は、今、本省の各部局が難問を抱えて人手が足りないこともあり、残念ながら予定どおりの配置となっていない。

私は、本研究所は農林水産政策研究のメッカ、梁山泊、オープン・ラボラトリー、ネットワークの中心として、出入り自由の開かれた研究所でなければならないと考えている。そのためにも、研究者は社会性を備えるべく外部とのコミュニケーションを拡大する必要があり、四つの外に出る機会があると言いつけている。すなわち、希望者は全員海外留学できること、研究成果の第一義的ユーザーである行政への出向、大学への出向（前述の千葉愛媛大学助教授の例）他の研究機関（海外の研究機関、国際機関も含む）への出向である。

どうやら、人的配置も含めたいわゆるハード部門についてはそれなりの形が整いつつある。

前述のとおり、政策の企画立案の一端を担うことから、政策研は当省では唯一の国の研究機関として残り、名称も政策研究所となった。従って、これからは研究テーマや手法も大きく変えていかなければならないことになる。つまり、ソフト部門の改革であり、政策研究所に向けた真の改革はこれからが本番である。

我々がぐずぐずしている間に、財務省は14年度予算折衝の課程で人当研究費を認めないとまで言い出した。政策研究だけをしていればよいのだから研究職員1人当たり円として積算する研究費などいらないと言う理屈である。また一方では、研究職等の存在意義を問い直す動きもある。更に、郵政事業庁が思いの外早く公社化されることになり、分室にも新しい波が押し寄せている。外の流れは、正直いって私の予測を超える速さである。

こうした中で、伝統ある政策研究所をパワーアップ、国民や政策の期待に応えるとともに、外部からの評価にたえうる政策研究を推進していかなければならない。農林水産行政も武部勤農林水産大臣の下、「食と農の再生プラン」が打ち出され、大きく変わらんとしている。農林水産政策研究所がこうした施策の推進に役立つ研究成果を次々と打ち出す日が来るように今後ともより一層の努力をしていくつもりである。

〔付記〕

農業総合研究所から農林水産政策研究所への改革の意義を関係者により深く理解してもらうため、率直にとりまとめた。なお、ソフト部門の改革の意義についても、いずれ別稿で明らかにし、関係者の理解の一助にしたいと考えている。

別表

農林水産政策研究所参与名簿

氏 名	現 職
いのぐち く に こ 猪 口 邦 子	軍縮会議日本政府代表部特命全権大使
かと う ま さ よ 加 藤 真 さ 代	主婦連合会参与
かわかつ へ い た 川 勝 平 太	国際日本文化研究センター教授
きたさと い ち ろ う 北 里 一 郎	明治製菓株式会社代表取締役社長
なかがわ そ う し ち ろ う 中 川 聰 七 郎	鳥取環境大学環境政策学科教授
にしむら し ん い ち ろ う 西 村 紳 一 郎	北海道大学大学院理学研究科教授
レスター ブラウン Lester R. Brown	アースポリシー研究所所長
ほりぐち け ん し 堀 口 健 治	早稲田大学政治経済学部教授
やまだ と し お 山 田 俊 男	全国農業協同組合中央会専務理事
やまもと か ず こ 山 本 和 子	フリージャーナリスト
よしか わ ひろし 吉 川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授

(五十音順，敬称略)

経済発展と環境保全*



林 岳

近年、経済成長と経済発展という概念が明確に区分されて用いられる傾向がある。前者はGDPなどの量的な増加に主眼を置くのに対し、後者は量的な増加に加え質的な側面も兼ね備えなくてはならない。

環境経済・政策学会では、2000年9月に行われた第五回年次大会において、環境保全と経済発展の両立をシンポジウムのテーマとして取り上げた。ここで議論された内容を中心として、このテーマに関連する論文を集めて掲載したものが本書である。

本書は、21世紀の環境政策の諸課題を取り上げた橋本道夫の巻頭論文、第五回年次大会シンポジウム議事録に続き、理論的分析・実証的分析など様々な角度からの分析を行った論文が掲載されている。主なものを紹介すると、理論分析に関する論文では、中田実が資源利用と環境保全に関する分析を融合し、ミクロ的基礎を重視した成長モデルを構築することの意義を示している。また、増井利彦・松岡譲・森田恒幸は、二酸化炭素や廃棄物最終処分量の削減が経済活動の制約となる場合、これら制約を緩和させる資源配分が効率的な資源の消費を促進させることを明らかにしている。さらに佐々木輝雄は、宮崎県綾町を事例として環境対策を優先させた地域経済社会の発展モデルを構築している。

一方、実証分析に関する研究事例については、藤川清史が産業連関表を用いて産業構造の変化の側面から環境負荷の変動要因を分析

している。ここでは、日本において環境負荷が低減したのは中間投入比率の低下によるものであること、家計部門では環境負荷が低減していないことを明らかにしている。また、敷田麻実・森重昌之は、エコツーリズムの実施を契機に地域社会の構造変化をもたらす例を示し、環境保全を行いながら経済発展を遂げられる可能性を示している。

本書の論文の中で農林水産業に焦点を当てているものとして、鬼木俊次は環境保全型の生産が必ずしも持続的な成長とはならないことを前提に、技術革新の問題に着目し農業において持続的な生産が行われるための条件を導出している。鬼木は品質向上を通じて経済が成長するタイプの技術革新がなされる場合に長期的な持続可能性があり、発展途上国が技術革新の移行を円滑に行うためには、投入財および生産物価格を国際水準に適正化しながら先進経済圏と一体化することが有効であること、さらに長期持続的な成長のための国際的研究開発の必要性を指摘している。

この他、農林水産分野に関する論文では、農業発展と環境保全の両立について言及したもの（伊藤昭男）や、日本における農業部門の成長と窒素肥料投入量間の関係を明らかにしたもの（川島博之）、森林に関する欧州の環境経済統合勘定についての研究事例（山本伸幸）などが掲載されている。

本書は経済発展と環境保全について、経済発展と環境保全は両立可能であるかの検討、また両立の実現に際しての阻害要因の析出、さらには両立の実現に向けた方向性導出などを目的とした論文が掲載されている。このように経済発展と環境保全の諸問題を網羅的に取り扱うにもかかわらず、一般読者を対象とした平易な記述で書かれているため、専門分野にかかわらずお薦めできる一冊である。

注．*環境経済・政策学会編（2001.9）、環境経済・政策学会年報第6号、東洋経済新報社。

農業経営者の時代*



鈴村源太郎

我が国において、農家が農業生産の枠から解き放たれ、“企業の農業経営”として展開をみせ始めたのは、そう遠い過去のことではない。戦後の食糧大増産時代から高度成長期に至るまで、日本の農業構造は生産に主眼をおく相対的に均質な農家層により構成されてきたが、これら農家行動を規定してきたのは東畑精一氏のいう「単なる業主」たる農家世帯主であった。

しかし、1980年代の農産物の輸入自由化やその後の農業経営環境の変化は、農家世帯主に市場対応力を要請し、経営管理の必要性を認識させた。当時萌芽的に見られた我が国の「企業の農業経営」は、1990年代に入り、一層機能の多様化と精緻化を迫られることとなったのである。こうした農業経営を統制するのが本書にいう「農業経営者」であり、「エキスパート・マネージャー」である。確かに農業経営者の行動研究がこれまで注目されてこなかったわけではない。しかし、現代の経営環境はかつてない程激変しており、ややもすると経営者の資質の問題と片づけられてきた農業経営者論は、現代の農業経営学にとって重要な意味をもつようになってきた。

本書は、現在の日本農業に求められる新しい農業経営者の姿を、多くの事例研究によって浮き彫りにした労作である。第部「新しい農業経営と経営者の条件」では、農業の環境変化をあげ、それに対応する新たな農業経営の経営理念・戦略の構成を、組織化や統制力の問題に触れながら分析している。たとえば「船方総合農場」の事例は、経営成長にあたり経営者が地域や消費者と共に築いてきた経営理念の変遷を克明に記しており、「モクモク手づくりファーム」の報告は、多角化経営におけるマーケティングの実践を紹介し、経

営理念との関係を分析している。

第部「経営者が描く経営発展のシナリオ」は、経営発展の過程が経営理念や戦略にどのように影響されながら進展するかを整理している。ここでの事例では、成長各段階の課題に対し、経営者がその理念をもとにいかに関営再構築を進め、成長サイクルを進めていったかを詳細に論じている。もちろん経営の成長段階はまちまちだが、いずれの事例においても経営形態が多様に変遷するにも拘わらず、経営理念の一貫性が堅持されている点は興味深い。

第部「新しい多様な経営者」では、家族経営を軸に組織を高度化した経営を「本流」としつつ、その他の「傍流」経営、すなわち農業法人、集落営農、定年帰農等における経営者の役割に着目する。これら農業主体を、行政用語である「多様な担い手」の概念で括ることに多少の疑義はあるが、ここではあえて積極的に地域農業を支える諸組織を包括的に捉えることで、「傍流」経営の先進的な経営者像と経営管理手法が個別経営体に与える共通的な意義が示唆されている。

第部「経営環境の変化と農業経営における企業者」では、近年の農業経営者を取り巻く環境の変化について総括的な分析がなされている。筆者は、「単なる業主」とされた農業者が、その意欲や能力を発揮できない「枠＝環境」により生み出されたものであるとの理解を示す。現代はこの「枠＝環境」が大きく変化し、農業者の自由度が増すことで、経営者能力の裁量範囲が拡大している。ただ、「企業の農業経営」がいかにも成長しても、その経営が点的存在から「層」を形成し、土地利用を面的にカバーするまでに発展するには課題も多いことが同時に指摘されている。

本書は、日本農業経営年報の創刊号として出版されたものであり、以上紹介したように、昨今の農業経営を取り巻く環境変化に対する農業経営者のあり方について包括的な分析に成功を収めた。最後になるが、本年報が経営管理論、経営成長論など多様な関連諸領域における新たな研究成果を発表・掲載する場となり、今後の農業経営学に対して一層の貢献をしていくことを期待したい。

注．* 稲本志良、八木宏典編（2001.8）、日本農業経営年報 創刊号、農林統計協会。

新東亜論*



合田 素行

我々の住む東アジア地域の21世紀の姿をどうつくりだしていけばよいのか。アジア地域を長く研究対象としてきた著者が、改めて初心に帰る気持ちで回答を見いだそうとして書いたのが本書である。起承転結の四つの章で構成されている。起の章では、グローバリズム跋扈の中で、世界を見る枠組みの転換が必要であること、とくに20世紀後半のアジアの経済成長後の東アジアの経済システムの構築が求められていることがまず指摘され、承の章で、東アジア経済圏の競合と補完、重層的追跡過程の現状を見たあと、資本・資金の流動化というグローバル・ガバナンスのもとで新たな地域主義等「新しい東亜」の姿が求められ始めている、ことを言う。

さて転の章では、それではその新しい地域をどのように見るか、東亜地域の構図を、経済のみならず歴史、風土の観点も含んだ陸のアジア、海のアジア、そして世界単位としての日本という枠組みで示し、最後に結の章で、以上のような様々な地域を有するアジアの動きは、複線構造(トインビー)という歴史の基本リズムに乗りながらも経済システムは何らかの地域統合を不可欠としている、と述べて、「モノの生産面では競争しながら、各種情報・知識の交換・交流面では補完しあえるような、分権的な諸国民国家の併存体制の確立」の必要性を説く。各章の最後に「経済の解釈学」「日本人のアジア意識」「ユーラシア・セントラルとイスラーム」「国柄・地域柄を保守する思想」という比較的長いコラムが付せられ、これまでのそしてこれからのアジアを考

えるために勉強しておいた方がよいことがらが、広範な読書をバックに埋め込まれていて興味深い。要は考え方の転換であるが、転換の根本にある基層にも著者は眼が向く。

我が家の高校生と浪人生に、アジアの国々に行きたいか、と聞くと2人ともイヤだと言う。親のヨーロッパ信仰の反映かも知れないが、アジアを好まない一群の子供たちがいる。一方、国内旅行とほとんど同じ感覚でアジアで過ごす若い人たちもまたいる。外国に対する見方やその認識方法は、経済活動と交通・情報手段の驚異的な発展ですっかり変わってしまった。子供たちと本書はそうした背景を共有する筈だが、本書では地域の多様性は語られるが、考える側の多様性の伝わりかたは少ないように感じた。アジアに対して彼らの親の世代はアンビバレントな感情を持つ。議論が続いている戦争責任の問題もそうだが、我々はアジアなのかどうか、という気持ちである。

著者が引用する高谷好一『地球地域学序説』(弘文館)には、「私たちは絶対に一元論的思考にたつ必要がある。それぞれが個性を持ち続けながら、なお全体で一つであるという考え方」という言葉があるが、この言葉からは家族のことが連想される。そして家族となると、東亜一元論という連想になり、本書の始めに戻るといふ気分を味わう。

本書と同じ頃、木田元『マッハとニーチェ』(新曜館)を読んだ。19世紀末、数多くの哲学者、文学者が共通に胚胎しかつ共鳴しあった思想の醸成の様子が書かれている。木田によれば20世紀思想の誕生であり、それ以前の思想からの転換であるが、この転換の萌すところには、いわば生活の豊かさと科学技術の進歩、それに支えられたアモルフな大衆社会の出現があった。私はどうもこの大衆社会の方が気になって仕方がない。これは21世紀になってもまだ解決されない、というより常に新しい問題を発生させ続けるのではないか。

注・*原洋之介(20023), TT 出版.



「森の農業」が文明を救う

安田喜憲「環境考古学のすすめ」
(2001.10, 丸善ライブラリー)

[<http://www.trcco.jp/trc/book/bookidc?JLA=01049760>]

1991年、著者のグループは、歴史の時代目盛の精度を飛躍的に向上させる発見をしました。それは年輪と同じように毎年形成された湖底の縞状の堆積物である「年縞(ねんこう)」で、そこに含まれる花粉やプランクトンの微化石、あるいは粘土鉱物や黄砂を分析することにより「過去数万年の気候変動や植生変遷を数年単位で復元できる」というものです。

この手法により、古代文明が栄えたメソポタミアや地中海沿岸地域、イースター島、あるいは中国の長江流域は、いずれもかつては鬱蒼とした森林に覆われていたことが明らかとなりました(例えばレバノン杉)。しかしながら、やがて家畜を連れた畑作牧畜民が爆発的に拡大するなかで森林が徹底的に破壊され、その結果、文明は次第に衰退して行ったのです。また、ヨーロッパ人が最後の新天地として入植したアメリカでは、わずか300年の間に実に森林の80%が破壊されたことも紹介さ

れています。

これらの地域に対し、日本では、里山の下草(あるいは鰯などの海産資源)を水田の肥料にすることによって、森と水田との間に循環系が維持されてきました。日本では「森の農業」が行われ「森の心」が守られてきたというのです。現在、1億2千万人も人口を擁する小さな島国で、国土の2/3にも相当する森林が維持されているという「人類史における奇跡」は、単に温暖多雨という気象条件によるものではないとします。

また、著者は、21世紀半ば頃にはインド・ヨーロッパ語族と漢民族が世界を支配すると予想します。そのなかで、「森の民としての日本文明(日本人の心、風土、森のあり方、ライフスタイル)」を受け継ぎ伝えて行くこと、また、それを支えてきた伝統的な農林漁業をきちんと守ることが「日本が生き残れる唯一の道」であるとし、必要最低限の食糧自給の必要性も訴えています。

さらに著者は、歴史とは自然と人間が偶然一体となって相互に影響しあいながら形成されてきたものであるとします(「文明の環境史観」)。したがって、人間の存在を絶対視する西洋の歴史観や社会科学では人類の新しい未来は切り開き得ないとし、「日本の風土の下で醸成された円環的循環史観、稲作の平和共存史観、自然への畏敬の念をもとに醸成された風土史観」が見直される必要があると訴えています。

(りえぞん No.15, 2002/3/27)

注：このコラムは、行政部局等と当研究所との間の連携・情報交換の手段として霞が関分室が発行している連絡誌「りえぞん」において、農林水産政策や経済学を考えるヒントとなりそうな書籍や論文の内容を「ほんのさわり」だけ紹介することを目的として連載しているものです。


 コラム
Column

拾い物から

佐藤 孝一

政策研では、4月の人事異動に伴ない、研究室の大規模な引越しがあつた。その際、要らなくなったと思われる雑誌、書籍が大量に捨てられていた。その中には、絶版になっているものや販売されていない書籍も含まれていた。何冊か拾ってきたが、その内の一冊は『農業総合研究所年報』（昭和24年10月25日発行）である。総研が創設されてから最初の年報である。その最初の年報は、研究所の沿革から始まり、研究のあゆみ、研究組織などが続いて書かれており、最後に附録として初代所長である東畑精一所長の総研開所式における挨拶が掲載されている。研究のあり方、存在理由などを模索しているなど総研創立当初の様子を窺い知ることができる。

また、『農業総合研究所年報』には、定例研究会についても掲載されている。政策研では、火曜日の午後に定例研究会が開催されている。この定例研究会には通し番号が附されており、もう直1900に到達しようとしている（2002年6月末現在、1894）。『年報』によれば、第1回の定例研究会が開催されたのは、昭和22年4月1日、報告者は東井金平氏、報告タイトルは「米國の基督教について」である。また、『総研三十年』には、「総研創設後毎週一回ずつ全員が集合して研究会をやるうじゃないかと決めた」と定例研究会をはじめた経緯が書かれている。その第1回開催以来、農政の著名な先生方の報告も数多くあり、

今日まで受け継がれている。研究の蓄積が相当なものとなっている。年報や年史は、総研を知る格好のテキストである。良い拾いものをした。

研究所については入省1年目の終わりぐらいだったと思うが、私はある先輩の研究員に「佐藤君が思っている総研はとっくの昔に終わってるんだ」と言われたことがある。どんな状況下で言われたか記憶は定かではないが、おそらく私が何か研究のことでぶつぶつ不満を言っていたのだろうと思う（若気の至り）。入省前から、総研については聞かされていたが、その総研のイメージが私の頭の中にあつたのである。

私が入省する前の総研の様子を知るすべは、年報・年史以外ではOBの方々や現在研究所に居られる先輩方々からのお話、年史などである。これまで、出張先や会議、懇親会の場で古き総研の様子を聞く機会が多々あつた。厳しいお話もあるが、いまでは想像もつかないような楽しいお話をイキイキと話してください。私は、そうした先輩方が話してくださいる内容もさることながら、生き生きと話してくださいる様子を見ていると楽しいし、好きである。

研究所が創設されてから56年、時代とともに変わってきたところもあるだろう。研究所の気風、研究への取り組み方など。また、一方で変わらないで残ってきたところもあるだろう。変わらないで残ってきたものを探し、今後も大事に受け継いでいくことも大切なことであると思う。

総研年史をひもとくと、多くのOB諸氏がそれぞれ、研究所での研究生活について語られておられる。OBの方々に限らず、古き時代の総研をご存知の先輩方には、今後も総研について大いに語って頂き、お聞かせ願いたい。今後の研究の励みになると思う。

学会報告

2002年度 農業問題研究学会春季大会

橋詰 登

農業問題研究学会春季大会が、3月29日、茨城大学農学部において「生産組織の多様な展開と地域農業」というテーマで開催された（座長：安藤光義氏、茨城大学）。

今大会のテーマは、前年度の秋季大会を受けて設定されたものである。若干前置きが長くなるが、報告内容を紹介する前に、前大会で議論になった点を簡単に触れておきたい。

前回秋季大会では、「2000年農業センサスにみる農業構造の展望」というテーマで本研究所研究員3名が報告した。2000年農業センサス結果の分析から、わが国農業構造の展開過程についての共通認識を深めようとするものであった。そこで議論となったのが、土地利用型部門における上層農形成の停滞、夫婦家族経営における経営継承の困難性、水田の遊休・荒廃化の急激な進展、大規模農家に代わる農地受け手としての農家以外の農業事業体の地域的展開等であった。特に、上記との関係については、今後の地域農業の展開方向を検討する上で、地域実態の詳細な分析の必要性が強調された。

そこで、本大会では上記テーマが設定され、農業構造の異なる3地域をそれぞれ調査フィールドとして、日々精力的に研究を行っている若手研究者3名から、現地実態を踏まえた以下三つの報告が行われた。

まず、「1990年代以降における東北・庄内地域の大規模層の動向と組織化」というタイトルで中村勝則氏（秋田県立大学）から報告がなされた。上層農家が厚みを持つ庄内地域において、米価低落の影響を受けてこれら上層農家による農地集積が進んでおらず、複合部門を取り入れながら経営発展を図る動きが

みられるとの指摘がなされた。そしてこれら農家は、少数の有志で生産組織を立ち上げ、転作を含めたかたちでの経営安定化を目指すとともに、農協カントリーとの連携をも図りながら展開している実態が報告された。中でも特に、集落の枠を超えた調整組織がこれら農家の経営展開に大きな役割を担っているという点は、地域農業の将来を考える上で、注目すべき動きとして強く印象に残った。

次に、「兼業農家の組織的対応と集落の役割 滋賀県集落営農の事例」というタイトルで吉岡徹氏（大阪府立大学）から集落営農の現状が報告された。集落営農組織づくりが県をあげて積極的に取り組まれている滋賀県において、機械作業受託型と集落協業経営型の二つのタイプの組織の詳細な実態調査をもとに、集落営農を設立するに至った背景や組織を存続させている地域条件等について触れられた。集落営農組織は、個別担い手を形成していくための過渡的形態と位置づけられることが多かったが、兼業農家を主体とする組織であっても、安定的な農業経営の担い手として再評価していく必要性が感じられた報告であった。

最後に、都府県とは異なる大規模経営が展開している北海道について、井上誠司氏（北海道地域農業研究所）より「上層農形成の停滞と地域農業の新たな展開 北海道の稲作地帯における集約作物振興に関わる支援組織の事例」というタイトルで報告がなされた。これまで構造政策の優等生と言われてきた北海道においても、上層農家の形成が停滞局面へと転換している現状、特に稲作地帯において集約作物の導入が積極的に図られ、その結果、土地利用型部門における農地の受け手不足に対応するため農協主導の作業受託組織が展開している実態が詳しく報告された。農業担い手の育成と農地保全の乖離は、都府県のみにとどまらず北海道でも生じつつある実態は新鮮な驚きでもあった。

これら3報告に対し、青柳斉氏（新潟大学）、小林恒夫氏（佐賀大学）、小林一氏（鳥取大学）の各氏からコメントがあった後、3報告で「地域」の概念が異なっている点、今後の展開方向をそれぞれどう見るか等、活発な全体討論が行われた。

学会報告

設立20周年を迎えた農村計画学会

合田 素行

2002年4月6(土),7日(日)農村計画学会が東京大学農学部で行われた。6日の午前中はポスターセッション,翌日が個別報告である。ポスターセッションは六つのセッション計41のポスターが展示され,それぞれ熱の入った説明と質疑が行われていた。久しぶりに学会に参加した私には,ポスターはどれも美しい図や写真・絵で構成され,白黒,文字だらけのポスターの時代からは隔世の感である。

今年は学会設立20周年にあたり,いろいろな催しが企画された。興味深いものの一つが,学会誌掲載論文をすべて納めた1枚のCDで,受付で配布された。これは非常に便利で,他の各学会もこれを真似すればいいのにと,バックナンバーを苦労して探すことの多い,日頃整理の悪い筆者は強く思ったことだった。もっとも,ホームページに載せれば,という声もないではないが,例によって著作権や盗作の問題などが思い浮かび,情報公開や自由アクセスという便利さとのアンバランスが生じる。むずかしい問題である。以下,20周年記念として6日午後弥生講堂で行われた国際シンポジウムについての印象を報告しておきたい。

国際シンポジウムと言っても,日韓の農村計画学会の間で3年前,研究協力協定が結ばれ,1昨年韓国京城(ソウル)の南,水原(スワン)で第1回日韓農村計画学会国際シンポジウムが持たれたことに続き,その第2回

として行われたものである。前回は,「21世紀の農村計画と農村環境改善の方向」と題し,日本から5人の学会関係者が招待され,その中から学会会長の基調報告と2人の30分の報告を行った。

今回のテーマは,「農村の虚像と実像 農村計画への期待」と題され,第1部は,「海外からみた日本の農村,日本からみた海外の農村」,第2部が,「現場からの報告,農村計画研究への期待」としてそれぞれ3人からの農村計画研究への注文を聞く形,そして第3部で,「農村計画研究の立場から現場の計画へ」と題して,これまでの学会会長経験者が,その注文を受けて発言する,というなかなか凝った組み立てであった。もちろん筋書き通りに行くわけではなく,かなり一般的なやりとりで終わった感もあるが,筆者の感想を一つだけ述べておきたい。

シンポジウムの趣旨を文字通りに読むと,農村計画研究の対象は,実は農村の虚像ではないのか,という問題意識である。これに対して,外国人報告者の「農村ってなんでしょうか」という疑問が,その問題意識にすっかり対応したものであったように感じられた。後に続く他の報告者も何人かはこの文句を用いたし,司会者も最後にこの言葉を漏らしていた。20年の学会の活動を傍見してきた身には,農村の虚像という描像を見ながら,学会はこの間に大きく変貌してきた農村の実像についての問いを発することが少なかったのではないかと,との思いが今更ながら強い。

確かに農村とは何か。個人的には農業的土地利用が主で比較的人口密度の低い地域,といった漠然としたイメージだけだったが,今回の報告を聞きながら,農村というのは実体的な概念というより,たとえば自然との交換・交感が積極的に行われるところといった機能的な観方がしっくりするような気がしてきた。農村計画はそこに社会的,経済的活動を組み込むのだけれど,その場所はこれまでの農村ではなくてもいいのである。



広島県 S 農協における 組織改革について

梶川 耕治

今、総合農業協同組合は重大な1つの転換期に立たされています。本年4月1日のペイオフ解禁に伴い、金融業界においても不良債権処理が加速し、大型倒産が出る中、JAも新たな競争時代に突入しました。

今日ほど、国、地方など多様な段階で行政改革と地方分権、規制緩和等が叫ばれたことはありません。JA 経済連も全農と合併しましたが、どれ程の効果が上がったでしょうか。組織の巨大化により、ますます仕組みが組合員に分かりにくくなるばかりです。

現在までの当 JA の改革では、11 の支所と 2 つの出張所を 3 つの支所と 3 つの営農センターに統廃合しました。廃止された 9 支所は、職員各 1 名の 9 つの事務所に再編され、農機センターも株式会社化することで合理化されました。人件費の節減では、早期退職で 20 名が削減され、農機センターの別会社化に伴う 10 名減と合わせると、全体で 30 名の人員削減が断行されました。現在、この合理化より 1 年が経過しましたが、職員の意識改革は進みつつあるものの、一番大切にされるべき組合員とのふれあい活動が不十分で、渉外員の育成の強化が必要です。

また、私たちの JA においても広域合併問題が取りざたされて早 5 年が経過しましたがいまだに実現していません。当初 8 つの JA による合併研究委員会が設置され、数回に及ぶ委員会で協議をしてきましたが、このうち

のある JA が途中で債務超過に陥り、8 つの JA の中の別の JA に吸収合併されています。こうした状況の中、組合員の間では「不良債権はこれに止まらないのではないか」との不信感も生まれ、合併に消極的な JA まで出現しました。このため、8 つの JA による合併は棚上げになり、推進委員会の設置まで至りませんでした。

その後、現在当 JA は県中央会の仲介指導により近隣の JA との間で広域合併を推進中です。これまでに 6 回に及ぶ合併委員会を開催し、14 年度を目標に協議を進めているところですが、以下のような課題が山積しています。

自己資本比率をできるだけ高めること（特に、一組合員当たりの出資金を最も高い JA にそろえる）

固定比率を高めること（中山間地域ではこの比率が一般的に低い）

不良債権処理を進めること（資産査定、引き当て処理を進める）

しかし、経営状態が良い JA に資産条件をそろえることができるくらいなら、何も合併など推進するまでもありません。県中央会は「県下 1 JA」の構想を立て、指導力を強化して早急に実現する必要があります。さもないと、今後の合併は救済目的または吸収合併しかできなくなるように思われます。

これまで経営が良いとされていた JA においても、多くの有価証券を保有していたため、時価会計により大きな差損が生じています。このため自己資本比率が 4 % を下回る例が 2 件発生し、既にこれら JA については救済合併が決まっています。このような状況を考えると、小異を捨て大同の見地で合併を早急に推進し、組合員および地域住民により良い金融事業サービスを提供することを足がかりとして、本来 JA の理念である営農指導事業の

充実を図り、組合員の営農コストの低減と所得向上を図ることが求められています。しかもこうした合併は、JA に体力のあるうちでないと組合員の高齢化による脱退の影響も大きくなりますし、組合員自身の意識減退への歯止めにもなりません。

また、仮に合併が成立しない場合においても、JA の生き残りのためには一刻の猶予も許されない状況に変わりはありません。そのため JA 側は、財務指標の増強および改革のビジョンについて理事会で徹底した議論を行い、組合員に理解されるまで根気よく説明会を開催する必要があります。そして、提示された改革ビジョンに基づいて活発な議論を交わすことで透明性をもった改革への協力をお願いするしかありません。

(広島県世羅郡・世羅幸水農園前代表)

農作業体験学習に期待するもの

宮田 喜代志

昨春、子育ての活動支援で40人ばかりの大人・子どもに笥掘りを指導するという機会があった。ほとんど初めてで穴掘りすら大変なのに、地下茎の切断となると皆目見当がつかないという子ばかりであった。私が、そこに掘った地面めがけて一突き入ると、ぼっこりと笥が跳ね上がりごろんと横になった。それを見ては、「魔法みたい」と子どもたちが喚声をあげていた。知的障害者の授産施設と合同で行ったこの行事には、大人たちもたくさん参加していたが、驚くことに経験者はほんのわずかに過ぎなかった。

高度経済成長後、私たちの社会は、目覚ましい進歩を遂げたといわれている。その一方で、物質的な豊かさと引きかえに自然環境の

破壊が進み、大地とのじかの接触ができなくなっている。農産物の生産現場を経験するなどという機会は、「普通の」子ども達には全くないといってよい。

こうした自然(農業)からの乖離・隔離を問題にした議論はさかんに行われているようだが、土や泥との交わりは本当に疎まれているのであろうか。と言うのは、子どもたち、とりわけ幼児たちの生活の中では、実はそれらが最も尊敬の対象であることが容易に分かるからである。最近流行りの泥ダンゴを丁寧に磨き上げている真剣な眼差しを見れば、なるほど思っていただけであろう。

2002年4月より、文部科学省では「総合的な学習の時間」をもっと取り入れるという。この中で自然教育が位置づけられる以前から、たくさんの小学校や幼稚園・保育所で農作業体験がカリキュラムに取り入れられ、それなりに効果が認められたようである。しかし、それらの多くは単発のイベントであることが多く、結局農業の本質に迫ることなく終わっているように思われる。

子どもの成長発達は一本筋で決まるものではない。それは、連続的かつ重層的な経験の中で形作られるものであり、環境との有機的な結合なしには捉えられない。私は、さかんに行われている農作業体験が、農作業を通じて発達を促すことを目論んでいながら、その実農業とは何であるかということについて非常に理解が浅いのではないかという疑念を持っている。

農作業を取り入れた学習プログラムを作るのであれば、農作業を一連の作業体系から切り離していいものであろうか。また、現実地域で行われている生産活動との比較や、歴史・風土・地域社会とのつながりを具体的に認識できるような組み立てにすべきではないだろうか。

実に欲張りなことを言ってきたが、私は残念ながら日本の教育の現状は、「着せ替え人形」

のようなものでどの分野も上っ面を滑っているに過ぎない、と思っている。農作業体験の目的は、疑似的ではあっても単なる知識教育ではおさまらない労働体験であって、最終的には自然認識を通して科学的認識力を培うことであるといえる。むしろ、教科書そっちのけでもじっくりと時間をかけてしかるべきものである。これらの自然認識と科学的認識能力は、ひいては自己概念の形成を支えるもので、自我形成の最も重要な要素となるからである。

そればかりではない。これらの能力が共同作業という形式の中で養われるとすれば、それはあくまでも他者抜きには考えられない性質のものとなる。それが将来的には社会への適応力につながってゆくことも容易に想像できるであろう。つまり、農作業を通じて体得するものは、自然や環境との接触による第一義的な認識だけではなく、集団や社会の意味付けにつながる認識能力であるということである。

農作業体験が、人はひとりでは生きてゆけないものという自明の理を具体的に初めて認識するきっかけとなり、個性的な自己主張も

一定のモラルやルールによって支えられていることや、共同の目的というものはお互いが尊重し合わなければ達成されないということを経験して初めて体験する場となることを期待したい。こうした経験が、いたわりや慈しみの心の体得へと発展して行くことができれば、その子にとって豊かな人生を準備するものとなるであろうから。

新しい教育システムが、先を急ぐあまりお仕着せの総合学習に走るのではなく、ゆっくりと豊かに作り上げられていくことを願ってやまないが、以上述べた通り、その中での農業・農村・生産者の果たす役割はたいへん大きいと考えている。

今年も、筍が地面を突き上げ始める季節となってきたが、我々大人たちが重い腰をあげて、鋤を研ぎなおす準備をしなければならぬ時機が、どうやらやってきたようである。

(熊本県熊本市・リハビリ介護研究所)

注．詳しい経験報告は、社団法人農協共済総合研究所発行の「共済総研レポート」(2002年2月号)に掲載した拙稿「農業(自然)の認識と幼児の発達支援」を参照ください。



定例研究会報告要旨

第1874回(1月15日)

農業への新規参入

創業と支援のあり方をめぐって

江川 章

本報告では、近年増加傾向にある農業への新規参入について、創業と支援の観点から分析を行い、全国レベルでの新規参入者の動向や就農実態を明らかにした。

報告ではまず、農家子弟における経営継承と新規参入者における経営創業を比較し、農業への新規参入のフレームワークを提示した。ここでは、経営継承と経営創業の論点として、経営者の育成、就農プロセス、経営体、家族形態、生活条件を挙げ、各論点ごとに新規参入の特徴を明らかにした。新規参入における経営創業では、「受け入れ側 新規参入者」という経営者の育成関係を構築し、短期間に有形・無形の営農基盤を調達する必要がある。しかし、新規参入希望者は営農・生活基盤がほぼゼロの状態から経営を開始するため、就農を実現することは困難を極める。よって、新規参入者の経営創業を円滑にするためには、新規参入者の「創業」に対して、経営資源のセット化や研修制度の充実、住宅の確保等を図る受け入れ側の「支援」が重要な役割を果たすのである。

第2に、新規参入の動向と背景について整理した。新規参入の動向では、新規学卒就農者や離職就農者も含めた新規就農者全体のなかで、新規参入者の位置づけを行った。そこでは、新規参入者の増加傾向が、経営志向や生活志向など質的多様性を伴ったものであること、また、新規参入者は依然担い手層として形成されていないことを明らかにした。新

規参入の背景については、新規参入者と受け入れ側双方の立場から分析し、両者には就農に対する考え方の相違があることを指摘した。受け入れ側は、農業および地域資源管理の担い手として新規参入者を位置づけているが、新規参入者自身は生き方や自己実現の手段として農業を選択している。このような考え方の相違は、新規参入希望者の就農が困難であることの要因の一つとなっているのである。

第3に、新規参入者および受け入れ市町村それぞれを対象とした全国的なアンケート調査を用いて、就農実態や就農支援の実施状況を分析した。アンケート調査結果から、新規参入者を有効に確保するには、国・県・市町村等の支援主体の役割分担と、支援措置のセット化が重要であることを明らかにした。また、農地・営農技術・資金等の経営資源取得の実態を整理し、農地情報の不足、営農技術における指導要綱の不備、資金借入時の担保・保証人などの問題と今後の対策を提示した。なお、新規参入の前段階となる研修生についても取り上げ、その流動性の高さから、将来的に担い手の再生産が市町村を超える範囲で進行することを予想した。

第4に、支援主体のタイプごとにケーススタディを実施し、新規参入者の就農実態を分析した。実態調査の結果から、支援者のタイプごとに支援の意図や目的が異なっていること、総合的な支援対策は新規参入者の就農を円滑にしていること、就農条件が近年では厳しくなっていること、新規参入者が都市とのパイプ役となって地域活性化に貢献していることを明らかにした。

最後に、全体の総括を行うとともに、担い手としての新規参入の意義と今後の担い手育成の方向を示した。農業への新規参入は、旧来の家単位で行われていた経営継承のシステムがオープンシステムに転換することであり、いわば担い手の社会的再生産につながる問題である。この新規参入に対する取り組みを全体の経営支援施策につなげることを提起した。

第 1875 回 定例研究会報告要旨（1月22日）

「戦後農政」の転換と農村活性化政策

（岩手大学）玉 真之介

日本の農政は、1970年代後半から伝統的な集落（ムラ）の機能に注目し、その利活用を開始した。それは如何なる背景と理由に基づくものなのか。本報告は、その考察を一つの焦点として、戦後に展開される農政の起源と構造を明らかにし、その再編成の方向についても示すことを課題とした。

本報告では、「戦後農政」を、重化学工業化、都市化、インフレという枠組みに対応して、大都市に対する食料の安定的、効率的供給を第一義として仕組まれた総力戦体制に起源を持つ歴史性をもった「型」として提示した。その構造は、食糧制度による米麦の国家管理、「主食＋副食」という食生活の標準化、指定産地制度による大型専業産地の育成、自作農主義と構造政策、という四つの柱で構成され、米の過剰問題を契機として1970年から再編成を開始することを示した。

この農政の再編には、「農業システム化」という言葉が重要な役割を果たした。それは地域農業の「人と土地」を統括的に再編成することを意図した言葉であったが、それがむしろ伝統的な集落（ムラ）の機能に農政が着目する契機ともなった。そこから借地による構造改善を目指す農政によって、集落機能の活用が取り入れられるのである。一方、「農業システム化」は、農業土木事業にも西ドイツの「農村改造」をモデルとする新たな方向付けを与えるものだった。ただし、この見通しも集落移転に対する農村の抵抗にあい、むしろ

集落の生活関連の環境整備に重点を移していく。それだけでなく、農村の定住環境を整えるという新しい理念から、集落の持つさまざまな機能を再構築して農村の活性化をはかるといふ方向を農政の一つの柱として確立していくのである。

1970年代の農政再編は、このように「農業システム化」という目論見が結果的に集落を活用した構造政策と農村整備という二つの方向へ展開していく過程であった。しかし、1980年代になると、前者は集落が構造改善にさほど役立たないことが明らかになるにつれて集落利用からは遠ざかっていく。その際、米の国家管理に市場原理が導入されていく過程と、構造政策に市場重視の流れが強まる過程は、ある程度パラレルであった。

一方、後者の農村整備の路線はむらづくりによる農村活性化を大胆に打ち出していった。本報告では、そうした方向性を与えた主体として、農業土木とは別の建築計画学並びに生活改良普及員の活動に光を当て、積極的な評価を与えた。この農村整備の路線は、1980年からは環境問題をむしろ追い風にして、環境保全、環境修復という新しい課題を取り込むと共に、一段とソフト事業を重視するようになっていった。

このように「戦後農政」の崩壊に対応して再編された農政は、市場競争重視の構造政策と農村の多面的機能を重視する農村整備の二つの路線へと分岐していった。1999年の新農基法において農業・食料に農村という項目が独立して加わり、2001年1月には旧構造改善局が経営局と農村振興局へと分離されたのは、こうした農政の分岐に対応したものであった。

第 1876 回 定例研究会報告要旨（1月29日）

2000 年センサスにおける農家以外の 農業事業体の新たな展開 土地利用型部門の分析を中心に

鈴村 源太郎

これまで農家以外の農業事業体に関しては、いわゆる加工型畜産を中心とする資本装備の卓越した大規模経営の動向が特に注目されてきた。しかし、土地利用型部門における事業体については、耕地面積規模および経営規模の大きさから見て、政策的な重要性は認識されていたものの、農業センサス等を中心にした統計分析の中で十分な関心を向けられてこなかった。これは日本の農業構造が依然として農家中心であり、特に土地利用型農業においては経営耕地、借地、労働、資本のいずれをとっても対農家に占める地位が微々たるものでしかなかったために他ならない。

しかし、2000 年農業センサスでは、こうした事業体の動向に大きな変化が現れている。特に、土地利用型部門において事業体が大きく増加している。北陸地方、近畿地方など一部の地域において、それまで減少を続けていた非法人の事業体に増加の傾向が顕著に表れ、事業体総数ベースでも従来の趨勢とは異なり初めて増加が確認されたのである。しかも、事業体総数の増加とともに、農家と事業体を合わせた土地等経営資源全体における事業体の増加寄与度も伸びつつある。この傾向はそれまで特に注目されてきた畜産部門ではなく、土地利用型部門とりわけ転作を含めた水田農

業における非法人事業体の進出によるところが大きい。1995 年センサスの分析においても水稲作における事業体の伸張は指摘されていた。しかし 2000 年における事業体の増加が、1995 年のような転作緩和の政策的影響を受けない中で発現したことは、転作への対応を含めた水田農業全体における事業体の新たな展開を示すものとして注目される。

本報告では、今次センサスで事業体が新たな展開を見せ始めた土地利用型農業とりわけ水田農業を中心に、事業体の特徴とその地域性、および地域農業の担い手として果たしている役割を検討することを課題とした。具体的には事業体の形態別動向および経営資源の推移を概観した上で、借地および作業受託を通じた地域農業への事業体の進出状況を明らかにするとともに、2000 年センサスで特に事業体数が増加した滋賀、福井、宮城の 3 県を対象とし、増加した事業体の特徴や土地利用状況を比較検討し、土地利用型部門における事業体の展開可能性を検討した。

その結果、2000 年センサスにおける事業体の進展の背景として、稲作および転作部門における事業体の進出、および集落営農などを中心とした農業サービス事業体による農家以外の農業事業体への移行の可能性があることを析出した。特に事業体が伸張した地域においては、総借地増加量に占める事業体の寄与度の上昇傾向、販売金額規模別にみた場合の、相対的小規模層の増加傾向などが確認された。

第 1877 回 定例研究会報告要旨（2月5日）

農業経済学分野でのGIS （地理情報システム）の利用と応用

（京都大学）武部 隆

1. GIS（Geographic Information System：地理情報システム）とは、実際の事物の疑似事物である空間データを使用して、地表面の状態を記述し分析する情報技術である。それは、研究領域だけにとどまらず、ビジネス・行政・環境といった分野で積極的に活用され、着実な展開と発展を続けている。

GISの仕組みは、つぎのようである。地図上にみられる事物を、図形情報（地図情報：点・線・面の要素に分けて、それぞれに位置情報を与えたもの）と属性情報に分け、デジタル化したものを空間データ（Spatial Data）という。これは、実際の事物の疑似事物を表現したものである。この空間を使用して、地表面の状態を記述し分析するのである。

GISがもつさまざまな機能には、以下のようなものがあるとされる（大場亨『Arc Viewによる地域分析入門』）。

データ検索機能

地図総描機能

地図抽象化機能

地図シート操作機能

バッファ生成機能

多边形重ね合わせ分解機能

計測機能

格子分析機能

デジタル地形分析機能

2. 農業経済（学）分野におけるGISの適用は、農地政策および土地利用型農業の担い手対策の拡充により大きく拡大し、現在は以下のようになっている。

行政における適用：公共・公益目的利用

(1) 農振整備計画

(2) 農地転用行政

(3) 特定鳥獣保護管理計画

(4) 農用地の利用調整と農地銀行活動

(5) 農地保有合理化事業

(6) 米の生産調整業務

(7) 中山間地域等直接支払い

民間における適用：利益目的利用

(1) 広域的利用

(2) 地域限定的利用

3. 報告者はこれまで、GISを応用して奈良県の中山間地域直接支払いに対してGISの応用を試みてきた。中山間地域等直接支払いは、「対象地域内の対象農用地で、農振農用地区域内に存する1ha以上の一団の農用地」を対象にしており、「団地の傾斜度と支払い交付額」は「団地の括り方」によって支払交付額が異なる。この場合、GISを応用することにより、団地内に複数の地目が存在していても、団地の括り方による傾斜度の測定が即座になされ、交付額の上限が簡単に算出可能となる。

（文責 水野正己）

第 1878 回 定例研究会報告要旨（2月12日）

2000 年農業センサス結果にみる園芸・畜産部門の動向
 (1) 園芸作を中心とした農業経営組織の動向
 農業労働投下規模区分による接近

香月 敏孝

農業センサス結果の集計に当たって、農業投下労働規模による農家分類が 1990 年から実施されている。農業経営規模を表す分類については、従前から耕地経営規模と農産物販売金額規模があった。前者の場合には園芸、畜産部門等の労働集約型農業の経営規模をみるには不十分であり、後者の場合には作目間の所得率の格差があり、これも必ずしも経営規模の大きさを表しきれない欠点があった。これらを補う意味で、労働力を指標として経営規模を表す指標として採用されたのが、農業労働投下規模分類である。

近年、農業経営部門が分化し、販売金額規模で上層経営と目される経営の大半が、労働集約的な部門に集中する傾向が顕在化する中において、かかる労働投下規模を指標とする農家分類に沿った分析は、わが国の農業構造を把握する上で有効と考えられる。

本報告は、こうした観点から行った 1995 年センサスの分析結果を踏まえて、1995～2000 年の変化の把握に努めたものである。分析に当たっては、主に労働投下規模が専従者 2 人相当分以上の上層農家（2000 年センサスでは労働単位 2.0 以上）の動きに注目している。

明らかとなった点と今後の見通しにかかる論点を合わせて示せば、以下のとおりである。

労働投下規模の上層農家の経営部門は園芸作が中心であり、これらがまた、販売金額規模での上層農家を形成している。加えて、従来複合経営の比重が高かった園芸作部門での経営の専作化が進行している。こうした上層

農家における園芸作シフトとも言うべき現象は、90 年以降継続している動向である。

これに対して、変化があったのは、それまで戸数の減少が大きかった専従者 2 人相当以上層において、95 年以降それが緩やかな減少に転じたことである。しかし、これら上層農家において農業専従者の高齢化がさらに進展している。

いわばリタイヤの先送りという面が否定できないが、これを高齢化しても継続できる経営支援策の取り組みの成果として捉えることができよう。圃場作業の機械化、購入苗への移行、機械選果施設の導入等は、この間かなり進展しているとみられるからである。いずれにしろ、営農を継続している高齢者層がリタイヤする際に、どのような変化が生ずるのかが、今後注目されなければならない大きな課題として提起される。

一方で、施設作を中心に、雇用型経営の拡大がみられた。こうした対応は、専従者が 2 人以上いる農家のうちでも、家族労働力が豊富な農家での取り組みという面が強い。また、経営資源や経営成果のあり方も、2.0 単位以上の農家層の中でも、4.0 単位以上といった農家層でのシェアが高いことが明らかとなった。これらの農家は、農業後継者も含む経営層をなしており、そうした経営の展開如何が、今後の園芸作を中心とする上層農家のあり方を大きく左右していくものと考えられる。

今一つ確認しておくべきは、それまで成長部門であった施設園芸作が総体としての規模縮小に向かっている点である。加えて野菜の輸入急増がみられる中で、園芸作をめぐる販売環境は 95 年までのそれとは大きく異なっている。そうした中での上層農家の園芸作シフトという意味で、やはり 95 年以前の動向とは異なった経営組織の動きとして 2000 年センサス結果を捉えておく必要がある。

第 1878 回 定例研究会報告要旨（2月12日）

2000 年農業センサス結果にみる園芸・畜産部門の動向 (2) 畜産経営の構造分析

恒川 磯雄

1. 課題と視点の整理

2000 年農業センサス結果によって畜産経営の構造を分析し、その特徴と課題を検討した。センサスの利用は、特に畜産の経営構造を、規模、経営組織（部門構成や人的結合関係）、土地利用との関連等に基づいて分析するのに有用である。

検討の視点を定めるに当たり、我が国の畜産が抱える諸問題に関して以前から「日本型畜産（論）」という形で問題提起がなされてきたことを踏まえ、その論点を整理した。また、畜産物の需給動向、生産構造の変化、最近の政策の動きと課題についても概況をまとめた。以上に基づいて、検討の視点を階層分化と大規模専門化の状況、土地利用との結合の状況、生産構造の変化や立地変動からみた生産拡大の可能性、の三つにまとめ、これらに関してセンサスデータから読みとることができる現状を対比し、考察を加えた。

2. センサスにみる畜産経営構造の特質と考察

(1) 規模拡大と経営組織

経営組織（部門構成）をみると、経営の単一化・大規模化は酪農と中小家畜部門で依然として進行しており、有畜複合経営が存立できる余地は非常に小さくなっている。特に酪農では、従来比較的小規模で複合経営割合の高かった地域（東北など）ほど最近の専門化進展度が大きく、地域間の差が縮小している。

肉用牛経営では、飼養戸数減少と大規模化が緩やかに並進しているものの、依然として小規模・複合経営の割合は高い。また、95-2000 年をとると総飼養戸数・頭数が減少する一方で肉用牛単一経営農家の全国での実数が増加しており、やや特異な現象となっている。この動きは県別では沖縄が最も顕著で、南九

州・西九州・栃木・三重でも強い。その労働力構成からは、こうした動きが高齢者を中心に担われていることがわかるが、今後の地域農業の担い手の可能性という点も含めて、注意すべき動きといえる。ただし、BSE の問題はこうした数少ない有力部門に打撃を与えたという点でも深刻である。

大規模経営の動向に関しては、いわゆる事業体経営の比率の高まりと、大規模層自体の更なる階層分化と特大規模層の比重の高まりとして捉えることができる。しかし、これが小規模層の減少による生産減少をカバーできず、全体としての生産拡大に十分結びつかないことは問題がある。

(2) 大家畜部門の土地利用

畑地の畜産的土地利用は、面積では全国の 79 % を占める北海道で安定している。都府県ではその 7 割を東北と九州で占め、また最近 5 年間で面積が 1 割の大幅減となっている。酪農単一経営の土地利用に関しては、10 年間で、1 戸平均では北海道 34 46ha、都府県 2.9 4.0ha、乳牛 1 頭当たりでは各々 44 47a、6.8 7.8a と増加している。

現時点では土地利用関係のデータは限られるが、以上からは大家畜部門の土地利用の拡大傾向をみることもできる。とはいえそのスピードは遅く、政策が掲げる飼料自給率向上の目標とは隔たりが大きい。また、不作付け地も 10 年間で都府県で 874 1661ha（これは該当経営の耕地面積合計の 2.5 % に相当）と増えており、要注意である。

(3) その他

地域類型別集計（立地条件による区分）によって、畜産経営の立地変化を検討した。全体として、山間・中間地域での飼養戸数の減少率が高い。中山間地域振興において畜産は有力視されるが、実際には厳しい状況にある。また、今回初めて調査項目となった、家畜糞尿処理の実態についても経営組織・地域別に検討し、処理方法が不十分な経営が多いことを指摘した。

第 1879 回 定例研究会報告要旨(2月19日)

復帰後沖縄離島における農業の 動態と農業政策

(東京大学) 永田 淳嗣
(東京大学・院生) 新井 祥穂

第二次大戦後 27 年間アメリカ軍の施政権下におかれた沖縄では、農業に対して積極的な政策介入がなされることはなかった。1960年代半ばのサトウキビブーム以降、沖縄農業で大きなウエイトを占めるようになったサトウキビの生産者価格はきわめて低位に抑えられ、農業基盤整備事業もほとんど行われなかった。一転して 1972 年の復帰後の沖縄農業に対しては、日本政府による積極的な政策介入がなされることになった。復帰後の農業政策は、「基幹作物」サトウキビの価格支持強化と糖業保護、農業基盤整備事業の推進に力点をおいたものであり、まずは農家の所得の引き上げと安定をめざした。現実には、復帰後きわめて短期間の内にサトウキビの生産者価格は大幅に引き上げられ、その一方で農業基盤整備事業が本土に比べてもきわめて高率の補助を受けて次々と着手されたのである。このような復帰後の沖縄農業をめぐる政策環境の劇的な変化は、農家の農業経営への意欲を刺激した。そして確かに 1980 年代半ばまでは、沖縄農業は全般的な拡大を示すことになったのである。しかし 1980 年代半ば以降、マクロ的にみると、沖縄農業は停滞・後退局面に入り、全般的な縮小傾向を示すようになる。この頃から、こうした事態を目の当たりにした沖縄農業の内側から、復帰後の沖縄農業政策に対する疑念が示されるようになる。

しかし報告者らが、沖縄農業、とくに離島農業の現場を回る中から復帰後の沖縄農業政策に対してわき上がってきた疑問は、上述のようなマクロ的にみた沖縄農業の停滞・縮小にもとづく疑念とは性格がいくぶん異なるものであった。簡潔に述べれば、それは次のような疑問である。はたして沖縄の離島において、農業を基盤として生計を立てようとする

人々が直面している状況は、これまでの農業政策によって改善されたのであろうか。しかもそれは、社会的にみて望ましいかたちでの状況の改善といえるのであろうか。報告者らは、政策と農家との相互作用を丹念に跡づけていくという作業を通じて、復帰後の沖縄農業政策が沖縄農業に何をもたらしたのか、われわれなりの筋道の立った見方を提示しようと考えた。

今回の報告では、石垣島における国営かんがい事業の推進をめぐる混乱に対する、われわれの理解を紹介した。石垣島では、復帰後県内の他の地区に先駆けて畑地かんがいを目玉とする農業基盤整備事業が進行した。1980年代までは事業は順調に進展していたが、1980年代後半からは事業の実施をめぐる農家の反対が強まり、現在にいたって当初の計画を大幅に縮小・修正した上で事態の收拾が図られようとしている。この混乱に対する一般的な理解は、行政サイドの説明にもみられるように、この時期の農業情勢の悪化や後継者不足等の全国的にも言及される要因、あるいは農地払下げ問題や空港問題など、石垣島独自の要因に帰そうとするものであった。しかし報告者らは、より根元的な問題として次のような点があると考ええる。事業推進の理論的背景となっている抽象的な近代化論に基づく農業経営の改善が、沖縄特有の生態環境・社会環境の下では現実に農業経営の改善には結びつきがたいことを、農業経営の当事者である農家は、様々な試行錯誤の上に学びとっていった。しかし、農家のそうした理解の持つ重みが、行政サイドを含め、一般によく認識されていない。

今後、「地方農政」という課題が、より切実なものになってくることが予想される。しかしその中味を意味あるものにするには容易ではない。まずは政策と農家との相互作用の現場でこれまで何が起きてきたのかを深く読み込むことから、それぞれの地域の文脈に即した地方農政の中味を構想していくことが可能になるだろう。

第 1880 回 定例研究会報告要旨（2月26日）

内蒙古自治区の草原砂漠化の要因と その抑制策

（科学技術振興事業団）双 喜

中国内蒙古自治区（以降「内蒙古」とする）では草原の砂漠化が深刻化し、牧民の生業だけでなく近隣地域の農業生産にも大きな悪影響を与えており、砂漠化に関する適切な抑制策の構築が求められている。草原の砂漠化については、近年数多くの研究がなされているものの、人口増加、草地の開墾、過放牧、薪木伐採、気候変動（強風、干ばつ）といった一般的な要因の指摘に止まるものが多く、これら要因はどのような社会的・経済的背景の下で砂漠化を引き起こしているのかという点については十分に解明が進んでいるとはいえない。本報告では、内蒙古の草原牧畜地域を対象に、砂漠化の最大の要因である過放牧に至った歴史的経緯と今日の草原牧畜業が過放牧に陥るメカニズムを社会経済的側面から明らかにし、草原砂漠化の抑制策を検討した。

具体的には、草原牧畜地域で過放牧をもたらしているのは家畜飼養頭数の急増である。特に羊飼養頭数の増加は、改革開放以後の20年間において増加した家畜頭数の約99%を占めており、平均年間67万頭のペースで増加してきたことから近年の過放牧は羊飼養頭数の急増によるものと言える。

この羊飼養頭数急増の背景には主に次のような社会的経済的要因があった。牧畜制度の変革によって牧民の増頭意欲が高まったこと。即ち、家畜の所有権がごく一部の貴族などから牧民共同管理へと移り、さらに家畜の請負制の導入などの制度変革が起こり、家畜が私有化された。それに伴い牧民の生産意欲が高まり、羊の飼養頭数が増加した。商品経済の浸透により牧民の消費支出が増大した

こと。牧民の生産と生活条件の変化に伴いより多くの貨幣が必要となり、その貨幣を獲得するために羊の飼養頭数を増加させた。羊肉需要が増大したこと。近年の経済成長と食生活の多様化に伴い都市部で羊肉の消費が一般化し、羊肉の需要が増大した。羊肉の需要増大は羊飼養頭数の増加に拍車をかけた。出荷ルート不安定性により出荷の抑制が起こったこと。古来、牧民は家畜を財産として生体で貯め込む習慣があり、今日における出荷ルートの未整備、不安定性はこの傾向を助長させ、羊飼養頭数の増加を加速させている。

これら諸要因によって家畜の飼養規模拡大と多頭化が進み、草原牧畜地域では草資源の限界を超えた過放牧が行われ、草原が退化・砂漠化することになった。

そこで、草原の維持は草原牧畜業の持続的発展の前提条件であり、草原の退化・砂漠化を防止するためには過放牧を解消しなければならない。そのためには、仲買人を育成し組織化（登録制度の導入等を含めて）することで、仲買人と牧民の間の信頼関係を構築しながら牧民に安定した出荷ルートと価格情報を提供すること。牧民の経営意識転換のために経営技術指導を行い、多頭低出荷率経営から少頭高出荷率経営への転換および良質の羊肉と毛を生産する方向を支援すること。草原羊肉のブランド羊肉としての地位を確立させ、国内外の市場開拓に最大の努力を払うこと。牧民の草地に対する継続的長期利用を考えた保護意識の育成に力を入れ、草地の放牧可能頭数を超えないような制度を作ること。牧畜経営から没落する牧畜農家や小規模経営者を他産業へ転業させ、有能な牧畜経営者の規模拡大・集約化を促すこと。これらの対策を行うことで家畜の出荷率が高まり、草原の放牧頭数が減少すれば、過放牧は解消するであろう。そうなれば草原の退化・砂漠化は抑制され、草原牧畜業の持続的発展は可能となる。

第 1881 回 定例研究会報告要旨（3月5日）

中国郷鎮企業の民営化 効率と公平

伊藤 順一

本報告では中国郷鎮企業の民営化が、企業の生産性と富の分配とに及ぼす影響を及ぼしたかを検討した。前者の中心的なテーマは、所有権移転に伴う効率性の変化であって、所有形態の異なる企業間に存在する効率性の格差ではない。多くの先行研究は郷鎮企業あるいは私有企業と国有企業の消長を、所有形態の差異に帰着させて論じている。いうまでもなく、公有企業の実効性が民営化によって向上するか否かは、まったく別の問題である。

後者については二つの視点を用意した。一つは経営者と一般労働者との所得分配問題である。集団所有制企業の民営化は企業の残余請求権と資産売却権とを、その名目的な所有者である郷村の住民から、特定個人へと集中させる。1990年代半ば以降顕在化した民営化の動きは何を契機に始まり、どのように進化したのであるか。この点について本報告では以下のような仮説を提示した。すなわち、股份（株式）合作制の導入、有限責任公司化への移行によって最大の恩恵を受けるのは、郷村の一般住民ではなく郷村エリートである。

分配面におけるもう一つの視点は、民営化が政府財政に及ぼす影響についてである。私有化が進展する以前の集団所有の郷鎮企業は、地方政府直属の工場であり、企業配当は個人に分配されることなく、地方政府の歳入として繰り入れられてきた。郷鎮企業の所有権改革と平行して実施された税財政改革は、地方政府に集団資産の売却を促すが、民営化をめ

ぐる交渉力が仮に企業家サイドに一方的に偏っていたら、地方政府の財政基盤が脆弱化する可能性が高まる。

本研究の結論は以下の通りである。1990年代半ばまで低下した郷鎮企業の実効性は、企業内の誘因構造の変化（経営者による残余請求権の獲得と出来高をベースとする報酬制度の導入）、予算のハード化および地方官吏による経営介入の排除（hold-up問題の解消）と歩調を合わせて上昇に転じている。また、企業横断的に観察される生産性と海外市場への出荷比率の positive な相関は、市場競争が効率性改善の別の要因であったことを強く示唆する。

一方、民営化は企業の投資戦略に通暁する一部エリートに対する capital gain の過大な分配を結果とした。情報公開の義務を負わない企業経営者は、一般労働者が股份合作制の下で一旦手にした株式（実は社債）を安値で買い取り、企業の有限責任公司化を図る。インサイダー・コントロールが企業を支配した結果、農村の富は企業の owner-manager へと一極的に集中する。所有権移転が仮に企業の効率性を改善するものであっても、それが「隠れた私有化」を端緒とするのであれば、民営化の功罪は半ばする。

一方、民営化の政府歳入に及ぼす影響についてであるが、本報告では、企業家が集団資産を無償で譲り受け、かつ彼らが民営化を主導した場合、地方政府の歳入が減少する可能性を指摘した。民営化を制度的に補完しながら、歳入の増加を意図した税財政改革が、反対の結果をもたらすというのは paradox であるが、分析結果はそれが曖昧に定義された集団資産の所有権に帰着することを示唆する。

第 1882 回 定例研究会報告要旨（3月12日）

2000 年農業センサス分析 農業集落の動向と諸活動

福田 竜一

2000 年度より導入された中山間地域に対する直接支払制度は集落協定に基づく活動を主な支払対象行為としており、集落の役割や機能に関心が昨今高まっている。その導入直前に実施された 2000 年農業集落調査では、集落の諸活動に関し、これまでも増して多くの調査項目を新設した点が注目に値する。そこで本報告では、センサスに基づく農業集落の動向分析を行いつつ、集落の諸活動の分析に重点を置き、その地域性や活動間の相関を考察した。

まず、2000 年の全国農業集落数は約 13 万 5 千であるが、10 年間で 3.5 % 減少しており、これは過去 30 年間で最も高い減少率であった。一方で、平均世帯数からみた集落の規模は拡大している。全国 1 集落当たり平均総世帯数は 23.9 % 増加した。これに対し農家数は 15.6 % 減少しており、集落の混住化はますます進んだ。地域類型別にみると、都市的地域の農家率は 3.3 % で極端に低く、平地農業地域 25.6 %、中間農業地域 28.3 %、山間農業地域 30.4 % となっている。都市、山間の両地域の総世帯数は 10 倍以上の差がある。

次に集落の寄り合い開催状況を見ると、寄り合いを開催した集落の割合は全国で 98.4 % となっている。議題内容別にみると、農業関係で多くの集落で議題に上っているのは、農道や用排水路の維持・管理、水田転作である。他方生活関連では、福祉、厚生に関する議題があった割合はやや低い、他はいずれも農業関係の諸議題よりも高い割合である。

共同作業については、農道を集落で管理する割合は 64.6 %、農業用排水路の同割合は 78.2 %、そして新たな項目である生活関連施設の同割合が 88.5 % であった（いずれも対象施設がある集落数に対する割合）。これら施設等の受益者が管理のための出役義務を負うという原則は明確に認められる。

今回が初調査となった文化、伝統、自然資源の保全是、伝統的文化等の保全が盛んであるのに比べ、棚田、自然草地・山林、水資源などで保全協定等を結んでいるのは少数派である。農村と都市との交流事業の状況については、祭り等のイベントを介した交流が、都市的地域を除く全農業集落の 77.8 % で実施しており、以下、産地直送を介した交流 61.5 %、農林漁業等の体験を介した交流 54.5 %、伝統芸能、工芸を介した交流 42.9 %、農山漁村留学の受け入れ 15.2 % などとなっている。一方、これらに集落として取り組んでいる割合は全般的に低く、現状では都市交流事業は必ずしも集落全体の協力を基礎としていない。

以上の動向分析を踏まえつつ、いくつかの集落特性を示す指標と諸活動の度合を示す指標間の相関関係をみると、集落の都市化の度合と諸活動には、90 年センサスによる分析と同様に相関は認められず、集落の大型化と混住化が集落機能低下の決定的要因ではないことなどが改めて示された。

今回の分析結果からは、集落の都市化ないし過疎・高齢化が引き続き進行しつつも、集落の機能や活動は今日に至るまでその意義と役割を失っていないとの印象を受ける。しかし集落数は最近 10 年で大きく減少しており、さらにセンサス分析は高齢化の進展が共同作業の質的内容等に及ぼす影響を考慮しえないなどの問題も指摘しなければならない。

第 1883 回 定例研究会報告要旨（3月19日）

最近における緑茶の消費動向について

（関西学院大学）寺本 益英

本報告の目的は、フードシステムの川下にスポットを当て、緑茶の消費動向を多角的に検討することである。内容は以下の三つの項目から成り立っている。

はじめに、1970（昭和45）年から2000（平成12）年までの各種飲料の消費動向を分析し、リーフ緑茶離れの実態を明らかにした。『家計調査年報』によると、飲料支出に占めるリーフ緑茶への支出割合は、1970（昭和45）年から80年代半ばまではかろうじて20%前後を維持してきたが、その後は漸減傾向が続き、2000（平成12）年には14.8%にまで落ち込んでいる。さらに生産サイドからの統計に注目すると、1970年を100とした緑茶の消費量は2000年には86.2と低下している。ちなみに同期間、コーヒーは4倍強、ジュースは3倍と大きく消費量を伸ばしており、緑茶の消費は確実に他の飲料にまわっている。

続いてここ数年、目覚しく市場を拡大する緑茶ドリンクを取り上げた。緑茶ドリンクの生産量は、1990（平成2）年、わずか5万5,000klにすぎなかったのが、2000（平成12）年に至っては101万klを記録し、10年のうちに18.4倍の伸びを記録している。この背景として考えられるのは、食生活の簡便化や健康志向の高まりであり、それを裏付ける全国清涼飲料工業会のアンケート調査結果も紹介した。また緑茶ドリンクブームは、大メーカーの特定ブランドによって支えられているといっても過言ではない。人気銘柄に共通する特色は、原料や製法にこだわりを持たせ、ネーミング、容器のデザイン、テレビコマーシャル、販売促進キャンペーンなど、品質以外の面でも消費者に強くアピールしている点である。

最後に、1980、85、90、95、2000年の『家

計調査年報』を用いて様々なクロスセクション分析を行った。具体的には、収入、世帯主年齢、都市規模、地域（県庁所在地）による緑茶消費の傾向およびその推移を、他の飲料との競合にも留意しつつ述べた。その中で特に強調したい点は、どの「世代」に属するかによって、飲料に対する嗜好は異なるという事実である。緑茶の支持者は、明らかに1950年以前に生まれた人々が中心で、それ以降の世代は紅茶、コーヒー、ジュースを好む傾向が強い。飲料のみならず食全般に対する嗜好は、どのような環境のもとに育ち、子供の頃から何を食べてきたかによって決まる部分が多い。飲料の多様化の中で育った戦後世代にとって、緑茶は存在感のうすい飲料なのかもしれない。

消費の地域性に目を移そう。最近食生活の画一化が進み、その地方独自の食文化は失われつつあるといわれている。しかし緑茶に関するかぎり、地域による消費格差はかなり大きいことが明らかになった。特に1990（平成2）年のデータでは、緑茶のひとりあたり消費量は、最多の静岡市968gに対し、最少の徳島市は132gであり、格差は7.3倍に達している。さらに主成分分析を行った結果、その地域が産地か否か、米食をどの程度重視するか、競合飲料（特にコーヒー）をどの程度飲用するかといった要因が、緑茶の消費動向を左右する一方、人口や消費水準はほとんど影響を与えていないことが判明した。

なおテーマとは直結しないが、「緑茶、日本茶じゃないの？」という2002（平成14）年2月19日付の『日本経済新聞』（夕刊）1面の記事を紹介し、わが国の緑茶輸入量が3年連続で過去最高を更新したことを述べた。内外の経済情勢が激変し、日本人の生活と最も結び付きの強い緑茶でさえ、厳しい国際競争を余儀なくされている。生産 流通 消費のシステムを全般的に見直し、グローバル化の波に立ち向かうことが茶業界の重要な課題である。

第 1884 回 定例研究会報告要旨(3月22日)

農家家族の問題点と家族経営協定

(北星学園大学) 杉岡 直人

1. 問題提起

今日、農業経営体の動向をみると 法人経営、青色申告農家、複数の兼業農家タイプ、ホビー農家<キッチンガーデン>など多様な形態が登場している。それぞれ求められる経営者能力は異なるが、家族経営農業から脱家族経営農業<企業経営農業>に至るバリエーションが生まれている。農家の家族構造が、小規模化・高齢化・女性化の傾向を強めている中で、経営支援のプログラムはそれに対応させなくてはならない。また、農業者年金加入者の減少と男女共同参画の課題をうけて女性農業者への支援が展開されている。家族経営協定とは、こうした課題を包括的に解決するツールとみなせる。

かつて家族協定農業<親子契約>とよばれた契約は、農家の家族関係を民主化/近代化するものとして、後継者が一人前の責任ある経営者となるように世代交代を円滑にし、後継者の経営意欲を高めるものとして機能することを期待されたものである。もちろん農地の細分化を避けて後継者に一括相続を容易にさせるようにという自作農主義農政の延長上に位置づけられる政策的ツールであった。

今日の段階で家族経営協定をさらに有効なものとするためには、後継者問題に先行する夫婦のパートナーシップを確立する手段として明確にされる必要がある。また、経営参画や部門分担あるいは労働報酬をふくめて女性に正当な権利を保障できる農業経営を確立することで、女性の農業への関心や就業意欲を高めることができる。女性にも農地の取得を奨励し、経営の責任を共有できるようにすることが農業および農村の活性化に貢献する方

策といえる。

2. 家族経営協定の目標

農家生活を送ることと基幹的農業者として活動することとは異なる。家族経営協定は、家族目標に多様性をもたせることができるツールであるが、しかし女性にとって、経営参画する道も、他職種での専門的活動に従事することも選択することができるものでなくてはならない。

協定は農家がかかえる相続問題や経営継承問題の解決ルートを開くものといえる。そこには夫婦、親と後継者、親夫婦と後継者夫婦の関係を家族の発達変化に対応して捉えるフレームとしての家族経営協定のあり方が問われている。すでにかつての自作農主義時代における<二世世代家族同居=直系家族型>農家生活からは、少しずつ離れており、近い将来は、農業者であることと農家であることの分離がおきてくる一代限りの<核家族型>農家生活が一般化する一方で、<好きでする農業>が確立されていく。そんな可能性を受け止める協定ツールをどう活かせるのかが問題である。

3. 提案

農業を守る視点から食料政策を確立し、自立経営農家の基本を維持する。すぐれた内容をもつ協定も農業政策が明確でなくては有効に活用されない。

農業の担い手を支える役割をもつ普及センターは、女性もまた一農業者であるという「自立した個人」モデルを適用しつつある。生活分野の普及員の採用を中止し、経営改善をメインとする方向には疑問がある。農家経営のコーディネーターとして農家生活改善全般をサポートするためには、普及センターやJAなどにソーシャルワーカー的役割をもつ人材を配置し、農業者教育カリキュラムと営農改善が一体となる営農支援センターを設置することが家族経営協定をいかすことにつながるのではないか。

第 1885 回 定例研究会報告要旨（3月26日）

農業サービス事業体の動向と 地域における役割

2000年センサス結果分析を中心に

中田 哲也

1. はじめに

農業サービス事業体とは、農家等から委託を受けて農作業を行っている農業生産組織・農協等であるが、これまで、その実態について詳細な分析を行った研究成果はあまりない。これは、農業サービスおよびその主体が極めて多様であることに加え、定義上、その位置づけが単なる農作業の受け手に留まっていること等の事情によるものと考えられる。

本報告は、2000年センサス結果により最近の特徴的な動向を明らかにするとともに、農業サービス事業体の地位を規定する要因と、その地域における役割を明らかにすることを試みたものである。

2. 今次センサスで明らかとなった農業サービス事業体の動向

過去のセンサス結果と比較して、全体の事業体数（19,706事業体）がやや減少するなかで、農協等により運営される事業体が減少する一方で会社形態の事業体が大きく増加したこと、規模拡大が進むとともに相当数の大規模経営体が賦存していること、サービス作業量については大豆・飼料作物等の部門で特に大きく増加したほか、事業体数は減少した畜産等の多くの分野でも作業量は増加していることが明らかとなった。

また、サービス事業体の大きな部分を占める水稲作サービス事業体（13,471事業体）についてみると、事業体数・作業量ともに増加

傾向で推移しており、特に九州・四国・近畿等これまで相対的に活発ではなかった地域において大きく増加している。また、作業分野別にみると、育苗や乾燥・調製といった伝統的サービス作業は減少した一方、耕起・代かき、田植え、稲刈り・脱穀といった基幹的サービス作業については引続き増加し、この結果、実質作業面積シェア（水稲作付け面積に対する基幹的サービス受託面積のシェア）も高まったことが明らかとなった。

3. 水稲作サービス事業体の地位と役割

次に、地域における水稲作サービス事業体の地位を規定する要因を明らかにするため、地域農業の状況を表す統計指標との相関分析を行った結果、水稲作サービス事業体は、地域の担い手が高齢化し不作付け地が特に増加しているような地域で相対的に大きな地位を占めていることが明らかとなった。

一方、耕作放棄地との関連をみると、水稲作サービス事業体は、担い手がぜい弱している地域において、耕作放棄地の増加を抑制し農地資源の維持・管理の面で一定の役割を果たしている可能性があることが明らかとなった。

4. 今後の課題

今後、我が国における農業経営の効率化を図っていく上で様々な農作業の受委託（外部化）はますます重要な手段となっていくものと考えられ、また、農業サービス事業体は、様々な農作業の受け皿として今後一層重要な役割を果たしていくことが期待される。今後、これら事業体の実態を農業事業体調査と組み合わせ詳細に把握するとともに、「農作業受託事業体」としての位置づけを検討していく必要があるものと思われる。



特別研究会報告要旨

(2002年1月23日)

循環型社会に向けた自治体・企業の取組み

(京都大学) 吉野 章
 (横須賀市) 川名理恵子
 (シダックスフードサービス(株)) 志太 勤一
 () 〃 () 藪下 義文

平成13年度から施行されたいわゆる食品リサイクル法が契機となり、食品廃棄物などの循環利用への関心がよりいっそう高まりつつあります。また、食品循環資源の再生利用だけではなく、広い意味での環境マネジメントの一環として、農業由来の有機性資源の循環利用を考えていく必要があることは衆目の一致するところですが、こうした必要性は強く認識されているものの、施策や活動を実践していくにはどうしたら良いのかという点については、さらに今後の検討が必要とされる状況にあります。

本特別研究会は、「農業由来の有機性資源の循環利用に関するプロジェクト研究」の一環として循環型社会の形成に向けて先進的な活動を続けている自治体と食品関連企業から報告者をお招きし、現在の活動状況とその問題点、今後の見通しについて情報を提供していただくことを目的として開催されました。自治体として全国で最も早く環境会計を導入した神奈川県横須賀市からは、環境部管理課川名理恵子主査を、そして企業からは食品廃棄物の循環利用に関するエスロジックス構想を計画中の(株)シダックス志太勤一社長ならびに(株)シダックスフードサービス藪下義文エスロジックス事業開発部担当部長をそれぞれお招きしました。さらに、企業や自治体の活動に対して、研究面でどのような貢献が期待できるのかについて解説していただくために、京

都大学農学部吉野章助手からも報告していただきました。

吉野章助手からは、「インセンティブ・システムとしての環境マネジメント」というタイトルで、社会的に最適な環境便益を実現するためのインセンティブ要件や環境便益改善のための社会的システムについて、経済学的な背景を説明していただきました。そして、環境会計やISO14001が環境マネジメントに果たす役割や問題点について、アカロフのレモンの市場やエンパワーメントの理論を援用して、詳細な解説を加えていただきました。

川名理恵子主査からは、「横須賀市における環境会計の取り組み」というタイトルで、1999年7月に環境会計導入を検討して以来の経緯を含めて説明していただきました。環境会計の導入は、自治体や研究者間での反響は大きかったものの、本来の目的である市民への情報開示という観点からすると、市民からの反応の少なさが目下の問題点であるとのことでした。さらに、環境対策および環境施策の対象範囲の設定、第三者機関での審査の必要性、具体的な活用方法、外部公表の方法といった問題点があげられました。また、環境対策および環境施策をあわせた総費用は約200億円、効果は145億円となり、効果の方が少ないという結果が得られました。しかし、これは効果を物量タームから金銭タームへと変換できなかった施策や対策が多かったことを反映しており、より適切な貨幣換算法を探る必要があるとのことでした。

志太勤一社長ならびに藪下義文部長からは、「未利用有機資源の再利用への取り組みについて」というタイトルで、企業が環境保全に果たす役割について報告を行っていただきました。フードサービスを変革する一元物流システムである「エスロジックス構想」が、食品廃棄物のリサイクルを通して農産物の輸入削減と農産物の価値向上に、物流の効率化を通して地球温暖化防止に役立つものであることを説明していただきました。

そして最後に、農水省食品環境対策室末松広行室長(当時)には、行政の立場からいかに食品廃棄物のリサイクルを進めていくべきかという点について、大変に有益なコメントをいただきました。

(文責 吉田謙太郎)

特別研究会報告要旨（2002年2月15日）

循環型社会に向けた持続的農業の展開方向 家畜ふん尿を中心に

（酪農学園大学）干場 信司
（九州沖縄農業研究センター）新美 洋

「農業由来の有機性資源の循環利用に関するプロジェクト研究」の一環として、とくに家畜ふん尿の問題について、2人の方からの報告と意見交換を行う特別研究会を持ちました。家畜ふん尿の処理については、「家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」等農業環境3法が施行され、対応策が緊急の課題となっています。

第1報告は酪農学園大学の干場信司教授で、タイトルは「家畜ふん尿の循環的利用に向けて 酪農生産システムの総合的評価の試み」です。干場教授は牧場を酪農生産システムとして捉え、それを収益、投入エネルギー、環境負荷の三つの軸で総合的に評価しようという研究に取り組んでいます。農業所得と窒素負荷量の関係を図にすると、同じ所得を得ている牧場でも窒素負荷量はずいぶん異なります。そこで窒素負荷を所得で除した指標を環境にやさしい生産を示す指標として考えることができます。同様に、農業所得と投入エネルギーとの関係も経営の評価指標の一つでしょう。これらの指標から、酪農の環境への負荷は飼料や肥料の購入量に基づいていることがわかります。さらに家畜の健康状態や農家の側の満足度といった項目についても調査してみると、前者はやはり濃厚飼料給与量や搾乳量と相関が高く、また所得の高い低いと直ちに農家の満足度につながっているわけではないことなどがわかります。酪農を単に経済性の問題だけで考えるのではなく、以上のような総合的視点で評価してみると、次のような疑問が起こってきます。すなわち、「家畜に人間の食べられるものを与える畜産がいつまで続くか」、「育種目標を最大乳量に重点をおくだけでいいのか」そして結

局「家畜ふん尿の問題は、過度な経済性の追求の結果生じた問題ではないのか」、ということ。とすれば、我々の食生活を考え直す、ということも視野に入ってくるでしょうし、また補助金のあり方を考え直す、ということも当然の課題となってくるのではないかと。干場先生はその他、バイオガスプラントについても言及され、初期設備投資の20年償還、90%補助であれば、消化液の利用や売電単価への措置があれば、経済的に成り立つ計算も示されました。

また補足として、酪農学園大学の押谷一氏、猫本健司氏から貴重なコメントをいただきました。

第2報告は九州沖縄農業研究センター・畑作研究部の新美洋主任研究官が、「南九州畑作地帯における家畜ふん尿窒素による環境汚染のメカニズムと対策」と言うタイトルで話されました。家畜ふん尿集中度日本一の南九州地域の現状は、その循環的利用はほとんどなく、飼料作物以外では、ふん尿は環境負荷要因となっていることを前提に、1985年以来的実験結果から窒素動態の詳細な分析結果を示していただきました。飼料作物の吸収、地下への溶脱、土壌への集積、アンモニアガスの揮散、亜酸化窒素ガス、脱窒項目でデータを集め、施用窒素のほぼ全量の動態解明を明らかにした興味深い報告でした。

問題点としては、液状きゅう肥の場合、大気への放出窒素が多いことで、これは地下水硝酸態窒素濃度の低さの理由ではあるわけですが温暖化への影響は大きいこと、「持続的農業法」に言う堆肥化の促進は、この地域では他地域への搬出がなければ地下水硝酸態窒素汚染の悪化をもたらす可能性が高いこと、などが指摘されました。

その後質疑が交わされましたが、両報告とも家畜頭数のこれ以上の増加に対しては、否定的な印象を受けました。循環型農業を考える場合に、その姿勢が問われるということになると思います。

（文責 合田素行）

特別研究会報告要旨（2002年3月4日）

黒龍江省農墾区における緑の革命

（神戸大学）加古 敏之
（ " ）張 建平

1990年代中頃以降中国の黒龍江省農墾区において緑の革命と形容されるような急速な稲作の発展が進行している。農墾区における急速な稲作の発展は、1920年から始まった産米増殖計画と多くの類似点を持っている。日本の北海道や東北地方で育成された品種と在来種を交配して良食味で耐肥性・多収穫品種が育成・普及されるとともに、北海道で確立された「畑苗移植栽培」技術が「早育稀植三化栽培技術」として1993年から本格的な普及に移され、冷害に強いコメ生産が確立された。さらに1988年から始まった農業総合開発プロジェクトにより排水、灌漑を中心とする土地基盤が改良され、先進稲作技術を普及する土地条件が整備された。こうした土地基盤の整備と品種改良、栽培技術の改良を梃子とした稲作発展のプロセスは環境・風土条件に対する適応研究を通じての技術移転と特徴づけることができる。さらに、1990年代中頃から稲作の相対的な収益性が上昇したことを反映して、外引戸（国有農場外の戸籍を持ち、開発のために農墾区へ移り住んだ移民）が農墾区に参入し大規模稲作経営の担い手となった。こうした要因の相乗効果として、農墾区におけるジャポニカ米の生産量は1994～99年の5年間に5.4倍へと増加した。

農墾区で大規模稲作経営を行なっている職工家庭農場（国有農場内の家族農業経営）の1999年産の籾1kg当たり生産費は9～10.5円、農家庭先価格は15～16.5円であった。また、精米1kg当たり小売価格は35.7円で、

日本における小売価格の1/10以下の水準であった。こうした農家庭先価格や小売価格は、カリフォルニア州産の中粒種と類似した水準にある。農墾区のコメ生産量は精米換算で362万トンで、アメリカ合衆国における中・短粒種生産量の約2.0倍の規模がある。農墾区で生産されたコメのうち344.5万トンが商品食糧として販売されており、世界のジャポニカ米貿易量と比べても大きな量であることを示している。農墾区におけるジャポニカ米は、生産コスト、価格、品質、生産規模、将来の潜在的な生産能力のいずれから見ても、強い国際競争力を持っており、日本、ロシア、シンガポール、その他アジア諸国に輸出されている。

建三江農墾分局管内で1999年に実施したアンケート調査によると、農家一戸当たり平均耕地面積は10.89haで、全ての農地はほとんど1カ所に団地化している。春と秋の労働ピーク時に低廉な雇用労働を大量に利用する労働集約的稲作が行われており、10a当たり籾収量は731kgと高い。生産した米は自家消費分を除いてほぼ全量販売されており、1997年産米の販売先は、国有食糧企業と商人が約半々であり、農家一戸当たり4～6万元と高い所得を得ていた。多くの農家は、生産資材価格が上昇し、農産物価格が低くかつ不安定であることを農業経営における問題点として指摘している。

農墾区のコメ産業が今後更なる発展を遂げるには、機械化の推進と生産コストの削減、精米施設の拡大と技術水準の向上、良食味品種の開発・普及と緑色米生産の拡大、稲作農民に対する融資制度の整備、コメの貯蔵施設・輸送手段の整備等の課題を解決する必要がある。

特別研究会報告要旨（2002年3月27日）

食農教育の現状とこれからの課題

（関東農政局）神井 弘之
 （当所駐村研究員）蒲生 芳子
 （ " ）宮田喜代志
 （農林中央金庫総合研究所）根岸 久子

総合的学習導入に伴い、小中学校では農業体験学習や食農教育に対するニーズが高まっている。当所では平成13年度駐村研究員会議（2月1日）において、農作業や農産物加工を通じた地域の子供への働きかけについての報告があり、その中で、農政の担当者も食農教育に積極的に関わってほしい、子供の受け入れに際して現状では報酬が全くないが、農家にとって負担ではないかという意見も出された。

このような経緯から3月27日、「食農教育の現状とこれからの課題」と題し、食農教育に関わる現場、研究、行政それぞれの立場から4名の方々にご報告いただき、今後、活動を広めていく上での問題点と課題について意見交換をする機会をもった。

まず、蒲生芳子氏（宮崎県都城市、当所駐村研究員）からは、宮崎県の環境学習プログラム「栽培と食」策定に際して、農業についての知識や体験が教師にも欠けていること、郷土料理が作られなくなっていること、その中で、菜種やソバを播種してから食べるまでの過程を体験するプログラムが好評を博しているとの報告がなされた。また、宮田喜代志氏（熊本県熊本市、当所駐村研究員）の報告では、子供がその発達過程においていかに科学的思考を身につけるかという視点から、田植えや稲刈りなど単発的ではなく、一年を通じて作業を体験するための「こども農事暦」を考案したと述べられ、知識が自然に身に付き、自ずと勉強をする意欲が高まる内容にしていく点が強調された。

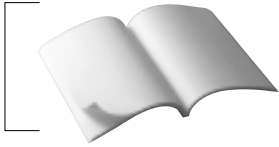
根岸久子氏（(株)農林中金総合研究所）は、福島県熱塩加納村の事例に基づき、学校給食に地域の食材を使い、生産現場を訪ねること

により、子供が野菜を食べるようになり、畑を荒らさなくなったなどの効果が見られると述べ、学校給食を通じた食農教育や地産地消運動が成功するかどうかは、栄養士や教師の力量と協力の如何、学校、生産者、行政、保護者の意識がうまく合致するかどうかにかかっていると論じた。

神井弘之氏（関東農政局）は、同局が12年度に開設したホームページ「あぐりテーブル関東」を通じた食農教育の企画、運営の経験から、情報の受け止め方、関心や情報の流通ルートが農政サイドと教育サイドとは異なり、公文書つきで市町村の教育委員長を通じて学校へ配布するという従来の方法だけでなく、教師のネットワークも活用する必要があると述べ、現状では食農教育をめぐって農業関連団体が個別に活動しており、連携がうまく進めば既存資源が有効に利用できるのではないかと課題を提示した。

以上の4名の報告を受け、食農教育や農業体験学習の意義の伝え方、協力体制のあり方、実際、どの程度の効果や広がりが見られるかについて、各報告者から補足的な説明をいただいた上で、意見交換を行った。その概略を述べると、農業関連団体や諸機関においては昨今、食農教育に活路を見出そうとする向きも見られるが、相互の連携は必ずしもうまくとられていない。各地に点在して見られる優良事例を面に広げていくためには、関連団体・機関の連携を円滑に行っていくとともに、農業関係者と学校関係者の思惑や「行政風土」の違いを埋めていく必要がある。また、栽培や加工の技術に長けている地域の人材を活用し、その労力提供に対する報酬に関しては、食生活指針ボランティアなど、現行の支援事業を活用することが考えられるが、それらの事業についての情報を農業関係者以外とも共有するべきであろう。さらに、学習の過程で事故が生じた場合を想定し、その責任の所在を明確化しておくことは、今後、総合的学習などの中で進めていく上では必須の事項である。

（文責 市田知子）



研究活動一覧

「研究活動一覧」は当所研究員の研究活動と研究内容や関心分野を読者の皆様にタイムリーに提供することを目的としています。研究内容の詳細につきましては直接担当研究員までお問い合わせ下さい。

【研究論文および商業誌記事等】

研究員名	表 題	発表誌, 巻・号	発表年月
相川良彦 (共著)	介護保険に対する利用者の反応とその特徴	農林水産政策研究 1	2001.12
足立恭一郎	韓国の食料安全保障対策 親環境農業振興政策の貫徹が“鍵”	農業および園芸 77(1)	2002. 1
”	親環境農業路線に向かう韓国農政 農林部長官・大統領府主席インタビューから	農林水産政策研究 2	2002. 3
石井圭一	所得支持政策の転換は可能か フランスにみる構造調整と所得政策の展望	農業経済の分析視角を問う(矢口芳生編著, 農林統計協会)	2002. 2
”	フランス農政における地域と環境	農林水産政策研究叢書 1(農林水産政策研究所)	2002. 2
”	草地酪農地帯における直接支払制度と「参加型補助事業」の可能性 北海道中標津町・別海町の事例	中山間地域等直接支払制度と農村の総合的振興に関する調査研究() 平成 13 年度新基本法農政推進調査研究事業報告書(農政調査委員会)	2002. 3
石田 章	マレーシア 食糧増産への方針転換とその背景	農業および園芸 77(1)	2002. 1
市田(岩田)知子	食料安全保障と食品スキャンダルへの対応 ドイツの現状	農業および園芸 77(1)	2002. 1
”	消費者の安全性志向とドイツ政府の対応	イギリス・ドイツの環境政策を中心とする農村発展計画に関する調査 平成 13 年度新基本法農政推進調査研究事業報告書(農政調査委員会)	2002. 3
”	諸外国における経営安定化方策に関する比較分析	WTO 体制下における安定的食料供給システムの構築に関する研究(研究成果 378, 農林水産技術会議事務局)	2002. 3
伊藤順一	Why TVES Have Contributed to Interregional Imbalances in China	International Food Policy Research Institute EPTD Discussion Paper No.91	2002. 3
井上荘太郎	アーカンソー世界米需給モデルの批判的検討	農業政策評価及び農産物市場予測のための国際的計量経済モデルに関する研究(研究成果 383, 農林水産技術会議事務局)	2002. 3
”	国際米需給モデルによるシミュレーション分析	同 上	2002. 3
江川 章	新規参入における創業と支援をめぐる問題	ディリーマン 52(1)	2002. 1
”	A New Stage of Development of Core Farmers for Japanese Agriculture	Farming Japan 36(2)	2002. 3
鬼木俊次	時系列データによる食品安全リスク評価 O157・BSE 事件の事例	WTO 体制下における安定的食料供給システムの構築に関する研究(研究成果 378, 農林水産技術会議事務局)	2002. 3
嘉田良平	食料安全保障の新たな課題と論点	農業および園芸 77(1)	2002. 3

研究員名	表 題	発表誌, 巻・号	発表年月
嘉田良平	日本の農業のこれからと地球環境	今なぜ地球環境なのか(コロナ社)	2002. 2
"	多面的機能に関する OECD レポート	WTO 農業交渉の現段階と多面的機能(日本農業年報 48, 農林統計協会)	2002. 3
嘉田良平(共著)	農業・農村の多面的機能の効果分析に関する調査機能	日本中央競馬会特別振興資金助成事業報告書(農業開発研修センター)	2002. 3
香月敏孝	鳥取県鳥取西部農業協同組合におけるねぎの生産出荷動向	野菜生産出荷動向等調査事業報告書平成 13 年度(野菜供給安定基金)	2002. 3
木下順子(共著)	牛乳消費停滞要因の解明	畜産の情報(国内編)	2002. 2
" (")	Explaining Pricing Conduct in a Product-Differentiated Oligopolistic Market: An Empirical Application of a Price Conjectural Variation Model	多様な食ベクトルを捉える需要分析の新展開平成 12-13 年度科学研究費補助金研究成果報告書(研究代表者 東北大学 長谷部正)	2002. 3
"	英国の生乳価格設定 『MILK PRICING IN GREAT BRITAIN』(翻訳資料)	英国生乳市場・価格形成の最近の動向(中央酪農会議)	2002. 3
" (共著)	制度改革下における飼料用麦生産の経済性と将来展望 佐賀県 JA 佐城	流通飼料生産流通体制合理化推進事業報告書(配合飼料供給安定機構)	2002. 3
" (")	ノンブランド牛乳販売促進事業の評価分析 英国と日本の事例	畜産物需要開発調査研究事業報告書(農畜産業振興事業団)	2002. 3
" (")	輸出国貿易による「隠れた」輸出補助金効果について その経済学的解釈と数量化手法の提案	農林水産政策研究所レビュー 3	2002. 3
後藤淳子	Revisiting the farming systems research in Indonesia: how to interpret the past twenty-five years of history and how to move forward from here?	Indonesian Agricultural Research and Development Journal 20(4)	2001.12
"	カナダ 2001 年農村大学参加報告	日・加両国における畜産地域振興対策に関する共同調査研究報告 2001 年度(日加共同研究委員会)	2002. 3
"	書評 David Orden 他著"Policy Reform in American Agriculture"	農林水産政策研究所レビュー 3	2002. 3
篠原 孝	新しい農的循環社会を目指せ	月刊世相 1 月号(257)	2002. 1
"	食料安全保障とは何か	農業および園芸 77(1)	2002. 1
"	7 億トンの驕り	マネジメントレビュー 8(1)	2002. 1
"	フード・マイレージ, ウッド・マイレージ, ゲッツ・マイレージ	食品流通研究冬号(2)	2002. 1
"	環境保全型農業の芽生え	環境農業新聞 2002.2.5	2002. 2
"	不必要なモノは買わない知恵を	ゴロちゃんの家 3 月号(30)	2002. 3
島田 聡	食料・農業分野における東アジア諸国の連携	農林統計調査 52(1)	2002. 1
清水純一	ブラジルにおける大豆生産	日本農業経済学会大会報告要旨 2002 年度	2002. 3
白石和良	中国の食糧安全保障	農業および園芸 77(1)	2002. 1

研究員名	表 題	発表誌, 巻・号	発表年月
鈴村源太郎	Trend of Agricultural Holdings Other than Farm Households in Japan	Farming Japan56(1)	2002. 2
"	大規模施設を拠点とした農村テーマパークと都市農村交流	グリーン・ツーリズム等都市・農村交流受け入れ体制検討委員会調査研究報告書(都市農山漁村交流活性化機構)	2002. 3
"	ハーブ園を中心とした施設非依存型の交流拠点整備	同 上	2002. 3
須田文明	フランスの『経営国土契約』(CTE)と多面的機能への報酬	WTO 農業交渉の現段階と多面的機能(日本農業年報 48, 農林統計協会)	2002. 3
立川雅司	環境保全型農業の拡大と“有機”農産物のフードシステム	フードシステムの構造変化と農漁業(農林統計協会)	2001. 6
"	GMO に関する生産流通動向と規制アプローチの欧米対比	海外食料農業情報分析検討北米地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書 平成 13 年度(国際農業交流・食糧支援基金)	2002. 3
千葉 修	農協と生協の組織再編	日本協同組合学会大会報告要旨 第 21 回	2001.10
千葉 典	ブラジル 輸出農業の発展と食料生産の停滞と併存	農業および園芸 77(1)	2002. 1
"	遺伝子組換え作物等の生産及び貿易 アルゼンチンとブラジルを中心に	南米部会報告書(JIAC) 平成 13 年度(国際農業交流・食糧支援基金)	2002. 3
野部公一	ロシア 経済体制移行期における食料安全保障	農業および園芸 77(1)	2002. 1
"	ロシアにおける農産物・食料品貿易制度の変遷 その背景を中心として	海外食料農業情報分析検討 CIS 地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書 平成 13 年度(国際農業交流・食糧支援基金)	2002. 3
橋詰 登	事業体を考慮した農業生産構造モデルの開発	WTO 体制下における安定的食料供給システムの構築に関する研究(研究成果 378, 農林水産技術会議事務局)	2002. 3
"	地域農業の構造変化と就農者創出の可能性	農林業問題研究 37(4)	2002. 3
福田竜一	肉畜部門の政策評価マトリックス(PEM)分析	農業政策評価及び農産物市場予測のための国際的計量経済モデルに関する研究(研究成果 383, 農林水産技術会議事務局)	2002. 3
"	酪農部門の政策評価マトリックス(PEM)分析	同 上	2002. 3
藤岡典夫	エコラベルと WTO 協定	農林水産政策研究 1	2001.12
"	エコラベルと WTO 協定	農林水産政策研究所レビュー 3	2002. 3
堀越孝良	ねぎの生産と消費の動向	農林水産政策研究所レビュー 3	2002. 3
松久 勉	農家人口・農業労働力の高齢化の動向	共済総研レポート 58	2001.12
水野正己	台湾 WTO 加盟後を見越した食料・農業政策	農業と園芸 77(1)	2002. 1
"	(書評)A. Fujimoto and K. Abdullah, eds., "Highland Vegetable Cultivation in Indonesia: A Multi-Disciplinary Study toward Eco-Eco Farming"	農業経済研究 73(4)	2002. 3
"	アフリカ農業の課題とその発展方向 イネ集約化の可能性	海外情報分析事業アフリカ・中近東地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書 平成 13 年度(国際農業交流・食糧支援基金)	2002. 3

研究員名	表 題	発表誌, 巻・号	発表年月
水野正己	近代日本農村史における生活改善運動と戦後の生活改善運動	農村生活改善協力の在り方に関する研究検討会報告書(第1分冊, 国際協力事業団)	2002. 3
"	「参加型」開発としての戦後日本の生活改善運動	農村生活改善協力の在り方に関する研究検討会報告書(第3分冊, 国際協力事業団)	2002. 3
"	(解題・翻訳)『緑の革命を超えて』	緑の革命を超えて(アジア開発銀行編, 水野正己訳, 農政調査委員会)	2002. 3
"	Rural Life Improvement Movement in Contemporary Japan	Research on the Life Improvement Programme in Rural Japan (LIP-RuJ) and the Prospects for Japan's Rural Development Cooperation	2002. 3
葉師寺哲郎, 佐藤孝一	農業資材産業の成長と農業生産力に関する要因分析	WTO体制下における安定的食料供給システムの構築に関する研究(研究成果378 農林水産技術会議事務局)	2002. 3
矢部光保(共著)	Economic Value of Water Quality: Introduction and Conceptual Background	The Economic Value of Water Quality(Edward Elgar Publishing)	2001.10
矢部光保, 合田素行	水源林の経済評価と保全政策	中山間地と多面的機能(農林統計協会)	2002. 1
柳 京熙	北海道における和牛子牛の価格形成要因	畜産の研究 56(1)	2002. 1
吉井邦恒	アメリカ・カナダの農業経営安定対策と農業保険	平成13年度新基本法農政推進調査研究事業報告書(農政調査委員会)	2002. 3
"	経営リスクの評価と経営安定化に関する経済分析	WTO体制下における安定的食料供給システムの構築に関する研究(研究成果378 農林水産技術会議事務局)	2002. 3
"	農業収入の変動状況と安定化対策に関する分析	農林水産政策研究 2	2002. 3
吉田謙太郎	The Japanese Current Results on Multifunctionality Analysis	Report:ASEAN-Japan Project on Multifunctionality of Paddy Farming and its Effects in ASEAN Countries	2002. 3
" (共著)	直接支払制度の政策評価のための選択実験による便益移転	日本農業経済学会大会報告要旨集 2002年	2002. 3
吉田泰治	農林水産省の政策評価と技術開発の評価システム	これまでの技術開発施策に対する評価に関する調査研究総括報告書(農林水産先端技術産業振興センター)	2002. 3
渡部靖夫	国際社会によるバイオテクノロジー製品の規制	のびゆく農業 915	2002. 1

【口頭発表および講演】

講演者	講演名	講演会名	発表年月日
足立恭一郎	韓国農政のパラダイム転換	農業情報研究会（農業情報研究所）	2002. 3.18
市田（岩田）知子	Farm Women and Gender Issue in Japan : A Historical Approach	The Role and Empowerment of Rural Women in Food Security (Japan FAO Association)	2002. 1.23
〃	日本の生活改善普及事業にみる農村女性の 組織化	農業史研究会シンポジウム 2001 年度（農業史研究会）	2002. 3.29
吉井邦恒	アメリカ・カナダの農業経営安定対策につ いて	アメリカ・カナダの農業保険制度 及びセイフティ・ネット政策に関 する検討会（農政調査委員会）	2002. 1. 7
〃	畜産政策の評価について	政策評価プロジェクト研究会 (政策研究大学院大学)	2002. 2. 6
〃	カナダにおける農業経営安定対策の評価に ついて	政策評価研究会（農林水産政策研究 所及び農林水産政策情報センター）	2002. 2.22
〃	今後のNOSAIを考えるために アメリ カ・カナダの農業保険制度を事例として	組合長・参事研修会（新潟県農業 共済組合連合会）	2002. 3. 1
〃	新たな農業経営所得安定対策を考えるため に	農業共済組合参事並びに「信頼の きずな」チャレンジ21運動責任者 会議（滋賀県農業共済組合連合会）	2002. 3.14

農林水産政策研究所 最近の刊行物



農林水産政策研究 第2号 (2002. 3)

- 農業収入の変動状況と安定化対策に関する分析 吉井 邦恒
親環境農業路線に向かう韓国農政 足立恭一郎

農林水産政策研究 第1号 (2001.12)

- エコラベルとWTO協定 藤岡 典夫
豪州における遺伝子組換え体諸規制見直しの動向 渡部 靖夫
介護保険に対する利用者の反応とその特徴 相川 良彦
堀田 きみ
山根 律子

農林水産政策研究叢書 第1号 (2002.2)

- フランス農政における地域と環境 石井 圭一

農林水産政策研究成果情報 No.1 (平成13年度, 2002.6)

平成14 (2002) 年7月31日 印刷・発行

農林水産政策研究所レビュー No.4

編集発行 農林水産省農林水産政策研究所

〒114-0024 東京都北区西ヶ原2丁目2-1

電話 東京 (03) 3910-3946

FAX 東京 (03) 3940-0232

ホームページアドレス <http://www.primaff.affrc.go.jp/>

印刷・製本 株式会社 高山